

## 2月臨時教育委員会 次第

1 日時 令和8年2月9日(月) 15時00分～

2 場所 佐世保市役所4階 第4委員会室

3 内容

(1) 議題

① 佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部改正の件 (学校教育課)

(2) 協議事項

① 文化財保存活用地域計画 (案) について (文化財課)

(3) 報告事項

① 令和8年成人式典について (社会教育課)

(4) その他

① 次回開催予定について

以上

(総務課)

# 2月臨時教育委員会 (議 題)

- ① 佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部改正の件（学校教育課） …… P 1～P 4



令和 8 年 2 月 定例教育委員会議題

佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部改正の件  
 佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校条例（昭和 4 3 年条例第 1 3 号）の一部改正について、次のとおり提案する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 8 年 2 月 8 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

第 1 条 佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校条例（昭和 4 3 年条例第 1 3 号）の一部を次の表のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表 2 中学校		別表 2 中学校	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
佐世保市立光海中学校	佐世保市金比良町 <u>1 番 5 号</u>	佐世保市立光海中学校	佐世保市金比良町 <u>1 番 15 号</u>
(略)		(略)	

第 2 条 佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を次の表のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表 1 小学校		別表 1 小学校	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
佐世保市立大久保小学校	佐世保市東大久保町 9 番 10 号	佐世保市立大久保小学校	佐世保市東大久保町 9 番 10 号
		<u>佐世保市立金比良小学校</u>	<u>佐世保市金比良町 1 番 5 号</u>
佐世保市立赤崎小学校	佐世保市鹿子前町 330 番地	佐世保市立赤崎小学校	佐世保市鹿子前町 330 番地

改正後		改正前	
(略)		(略)	
佐世保市立猪調小学校	佐世保市江迎町猪調1000番地	佐世保市立猪調小学校	佐世保市江迎町猪調1000番地
		佐世保市立鹿町小学校	佐世保市鹿町町深江730番地 1
		佐世保市立歌浦小学校	佐世保市鹿町町下歌ヶ浦791番地 11
別表2 中学校		別表2 中学校	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
佐世保市立清水中学校	佐世保市万徳町9番7号	佐世保市立清水中学校	佐世保市万徳町9番7号
佐世保市立愛宕中学校	佐世保市赤崎町483番の2	佐世保市立光海中学校	佐世保市金比良町1番5号
(略)		佐世保市立愛宕中学校	佐世保市赤崎町483番の2
佐世保市立江迎中学校	佐世保市江迎町乱橋584番地	(略)	
		佐世保市立江迎中学校	佐世保市江迎町乱橋584番地
		佐世保市立鹿町中学校	佐世保市鹿町町下歌ヶ浦1番地 16
別表3 義務教育学校		別表3 義務教育学校	
名称	位置	名称	位置
佐世保市立光海小中学校	佐世保市金比良町1番5号		
佐世保市立黒島小中学校	佐世保市黒島町2608番地の10	佐世保市立黒島小中学校	佐世保市黒島町2608番地の10
佐世保市立浅子小中学校	佐世保市浅子町58番地	佐世保市立浅子小中学校	佐世保市浅子町58番地
佐世保市立鹿町学園	佐世保市鹿町町下歌ヶ浦1番地 16		

第3条 佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を次の表のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表3 義務教育学校		別表3 義務教育学校	
名称	位置	名称	位置
佐世保市立光海小中学校	佐世保市金比良町 <u>1番15号</u>	佐世保市立光海小中学校	佐世保市金比良町 <u>1番5号</u>
(略)		(略)	

附 則

この条例中第1条の規定は令和9年8月1日から、第2条の規定は令和11年4月1日から、第3条の規定は同年8月1日から施行する。

(提案理由)

- (1) 佐世保市立金比良小学校及び佐世保市立光海中学校の統合に伴う新設校舎建設にあたり、令和9年8月1日付けで佐世保市立光海中学校の位置変更を行うもの。また、佐世保市立金比良小学校及び佐世保市立光海中学校を令和11年3月31日で廃校とし、令和11年4月1日に新たに佐世保市立光海小中学校を設置し、同年8月1日に「位置」を変更するため提案するものです。
- (2) 佐世保市立鹿町小学校、佐世保市立歌浦小学校及び佐世保市立鹿町中学校を令和11年3月31日で廃校とし、令和11年4月1日に新たに佐世保市立鹿町学園を設置するため提案するものです。

# 【資料】金比良小・光海中統合に係る施設の位置変動について

～令和9年7月31日

令和9年8月1日～

令和11年4月1日～

令和11年8月1日～

金比良小学校敷地

金比良小学校校舎

金比良小

中学校併設型小学校

金比良小学校校舎

金比良小

中学校併設型小学校

光海中学校仮設校舎

光海中

小学校併設型中学校

小中学校（前期）

小中学校（後期）

義務教育学校

金比良小学校校舎

旧小学校跡地

光海中学校仮設校舎

解体

金比良町  
1-5

<地方財務実務提要>12章2節より  
公の施設は仮設置であっても  
設置の所要の改正が必要

光海中学校敷地

光海中学校校舎

光海中

小学校併設型中学校

義務教育学校新校舎（工事中）

光海中学校校舎

内部改修  
一部解体

増築

義務教育学校新校舎（工事中）

光海中学校校舎

内部改修  
一部解体

増築

義務教育学校新校舎

小中学校（前期）

小中学校（後期）

義務教育学校

金比良町  
1-15

条例改正

①中学校の位置変更  
(変更後：金比良町1-5)

4

②小・中学校の廃止  
義務教育学校の設置  
(所在地：金比良町1-5)

③義務教育学校の位置変更  
(所在地：金比良町1-15)

# 2月臨時教育委員会 (協 議)

① 文化財保存活用地域計画（案）について（文化財課）

… P 1～P 2  
お よ び 別 添



# 佐世保市文化財保存活用地域計画 -文化財の総合的な保存・活用に向けて-

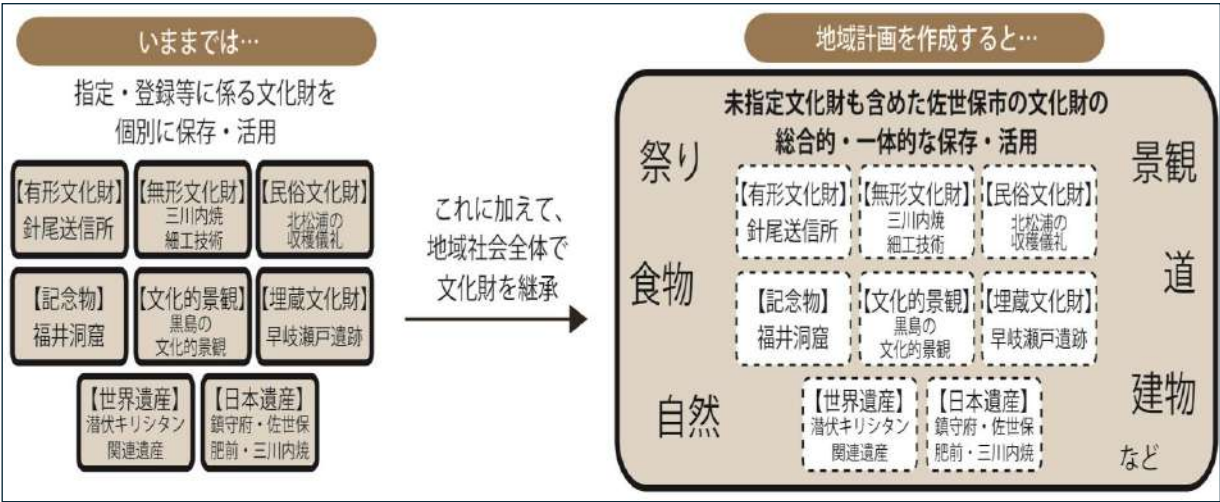
## 佐世保市文化財保存活用地域計画とは？

佐世保市文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に基づいた佐世保市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画です。

佐世保の歴史や文化にまつわる文脈に沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、佐世保の特徴を活かした地域振興と確実な文化財の継承につなげるものです。

文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランの両方の役割を担います。

## 佐世保市文化財保存活用地域計画の作成の流れ



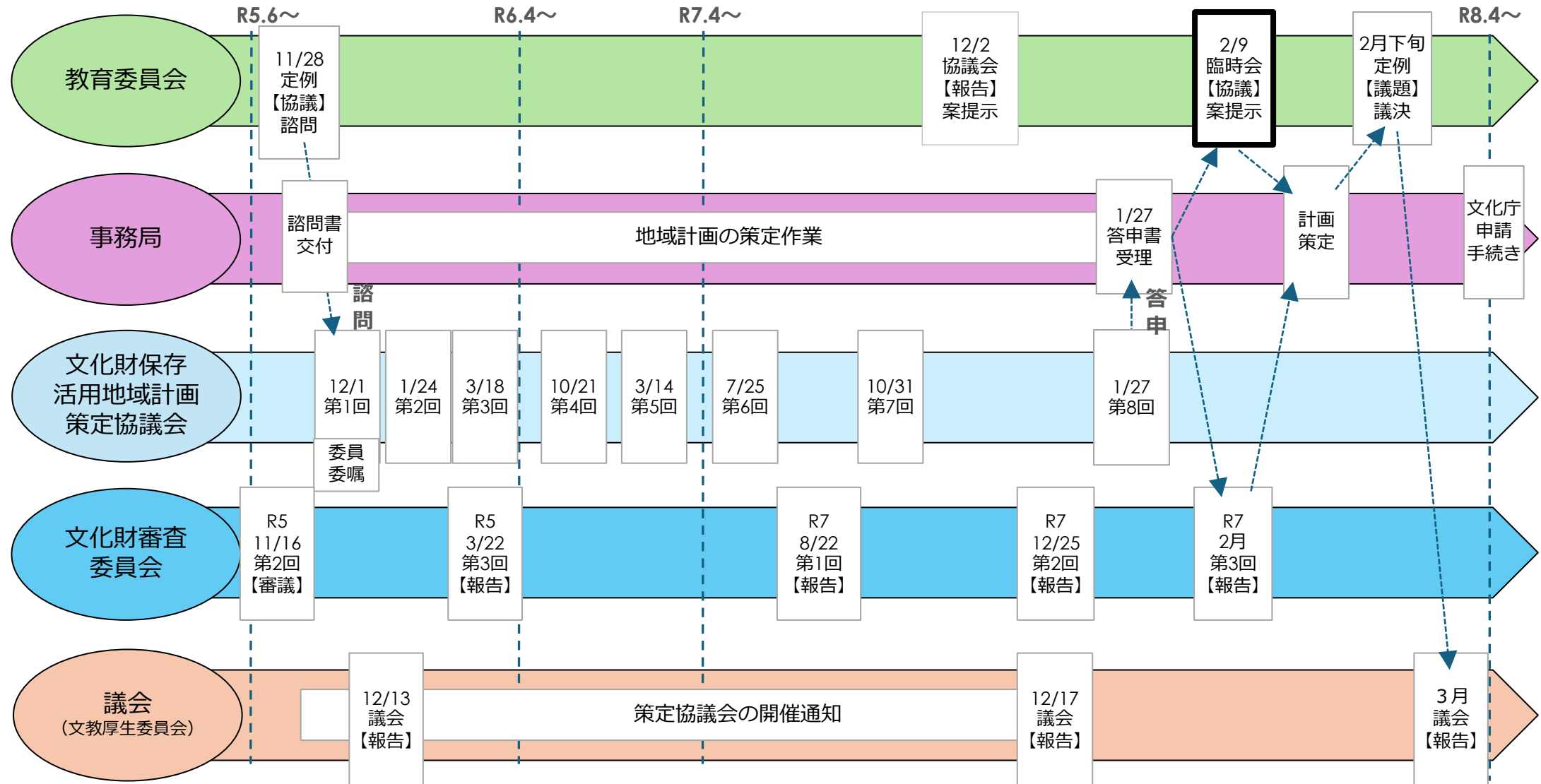
## 作成期間

令和5年度～令和7年度まで  
(※認定は令和8年度上半期予定)

## 計画期間

令和8年度～令和17年度  
10年間(予定)

# 策定スケジュール(予定)



※事業進捗により、日程等変更の可能性があります。

別添

# 佐世保市文化財 保存活用地域計画(案)

2026

佐世保市教育委員会

---

## はじめに

『佐世保市文化財保存活用地域計画』は、佐世保市にある貴重な歴史や文化、自然、生業などの多様な地域資源を、「指定等文化財」という重点保護の枠組みにとらわれず、総合的に把握し、その価値を保全し活用することで、文化観光などの推進による地域活性化を押し進めていくための基本となる計画です。

本市には風光明媚な自然環境と共に、多様な文化財が残されております。これまでその多くは大切に保護され、地域の誇りとして大切にされてきました。しかし、時代が進むにつれ、私たちは文化財を保存するだけでなく、活用することで新たな価値を創出することが求められています。この計画は、そのための具体的な指針を市民の皆様と共有するためのものです。

本計画には地域の歴史を未来につなげるという私たちの大切な責務が込められています。文化財は単なる遺産ではなく、私たちの日常生活に彩りを与え、地域の魅力を高める力を持っています。観光の振興や地域経済の活性化の枠を越え、地域のアイデンティティとして、文化財を多様な形で活用していくことが私たちの目指すべき道となります。

この取り組みの成功には、市民ひとりひとりの理解と協力が欠かせません。地域資源を支える皆様の熱意と努力があって、初めて佐世保市の未来は輝き続けることができると信じています。市民の皆様がこの計画にご参加いただき、地域の文化財に誇りを持ち、次世代へ引き継ぐことを願っています。

最後にこの計画の策定に尽力いただいたすべての方々に、心より感謝申し上げますとともに、ここに私たちが描く未来への第一歩が刻まれ、皆様と共に佐世保市が誇る文化財を一層輝かせ次の世代に誇りとして、引き継いでいくことを楽しみにしています。

令和8年7月

佐世保市教育委員会

教育長 陣内康昭

## 目次

序章 佐世保市文化財保存活用地域計画について	3	第2章 佐世保市の文化財の概要と特徴	52
1 計画作成の背景と目的	3	1 指定等文化財の件数	52
(1) 背景	3	2 埋蔵文化財	53
(2) 目的	3	3 未指定の文化財	54
2 計画の位置づけ	4	4 文化財の種類ごとの概要	55
(1) 文化財保護法と文化財保存活用地域計画	4	5 関連する制度	59
(2) 長崎県文化財保存活用大綱	4	(1) 世界文化遺産	59
(3) 市の上位計画との整合性	4	(2) 日本遺産	60
(4) 市の関連計画との整合性	8	(3) 洞窟遺跡	62
(5) 持続可能な開発目標(SDGs)の取組との 関係	18	第3章 文化財に関する既往の把握調査	64
(6) 本計画の計画期間	20	1 既往の把握調査の概要	64
(7) 本計画の進捗管理と評価・見直し	20	(1) 文化財の把握調査	64
(8) 本計画作成の体制・経緯	21	(2) 個別の文化財調査	66
3 用語の定義	23	2 把握調査の課題	68
第1章 佐世保市の概要	24	第4章 佐世保市の歴史文化の特徴	70
1 自然的・地理的環境	24	1 佐世保市の歴史文化の特徴	70
(1) 位置	24	第5章 目標(将来像)	72
(2) 地理的環境	25	1 文化財の保存と活用に関する将来像	72
(3) 気候	28	第6章 目標(課題)	74
(4) 植生	29	1 佐世保市の歴史文化に関する アンケート調査	74
2 社会的環境	31	2 文化財の保存・活用に関する課題	78
(1) 地域の変遷	31	3 文化財の保存と活用に関する方向性	83
(2) 人口動態	32	4 佐世保ミュージアム構想	87
(3) 産業	33	第7章 取組	88
(4) 土地利用	38	1 文化財の保存・活用に関する取組	88
(5) 交通	39	第8章 関連文化財群	91
(6) 文化財に関連する施設	40	1 関連文化財群	91
3 歴史的背景	42	第9章 文化財保存活用区域	126
(1) 旧石器・縄文時代	42	1 文化財保存活用地域	126
(2) 弥生時代・古墳時代	43	第10章 文化財の保存・活用の推進体制	132
(3) 奈良・平安時代	45	別冊 1 文化財リスト	
(4) 鎌倉～安土・桃山時代	46	2 関連文化財群の構成文化財リスト	
(5) 江戸時代	47	3 アンケート調査結果	
(6) 明治時代～現代	49	4 個別の文化財保存活用計画	
(7) 離島「宇久島」	50		

# 序章 佐世保市文化財保存活用地域計画について

## 1 計画作成の背景と目的

### (1) 背景

佐世保市は長崎県北部に位置し、豊かな自然環境のもと人口約 23 万人が暮らす中核市です。本市では、吉井町に所在する国特別史跡 福井洞窟をはじめとする洞窟遺跡等の調査結果から、3 万年以上前にはヒトの営みが開始し、現在に至るまで途切れることのない歴史を紡いできたことがわかっています。これら 3 万年以上前からの本市の歴史の痕跡である歴史文化は、各時代の遺跡・遺構・遺物や建造物、生業の中で受け継がれてきた工芸技術や伝統芸能、風俗慣習等、佐世保らしさを形成し、郷土愛の醸成や地域と自己のつながりを認識するために欠くことのできないものであるとともに、現在および将来のまちづくりのためになくてはならないものです。本市では、市内に所在する歴史文化の調査・把握を行い、重要なものについては国・県・市の指定等により確実な保存・活用を進めるなど、長年にわたって歴史文化の保護に取り組んできました。

これまで本市では、令和 2 年に上位計画である第 7 次佐世保市総合計画（令和 2～9 年度）を策定し、令和 6 年度からは後期基本計画がスタートしました。後期基本計画においては、キャッチフレーズ「つながる想い ともに創る SASEBO(ミライ)」を支える「教育政策」の中で、「生涯学習の充実」を施策に定めて、歴史文化を地域において守り、活かす様々な取組を進めております。

近年、歴史文化を取り巻く環境は、過疎化や少子高齢化などの社会環境の変化や価値観の多様化、気候変動などにより大きく変化しており、将来的には、佐世保市の歴史や文化を次世代へ適切に継承することが困難になる恐れが生じています。他方、国特別史跡福井洞窟や国史跡泉福寺洞窟、国指定重要文化財黒島天主堂や針尾送信所など本市を代表する文化財は、世界遺産や日本遺産として登録・認定されたものもあり、観光振興のランドマークとして、本市の発展に大きな役割を果たしています。

今後は、本市固有の歴史文化を示す文化財について、おかれている自然環境や支える人たちの取組、歴史資料や伝承等も含めて幅広く把握し、地域ぐるみで多様な主体による活用を図ることがますます重要になってきています。

### (2) 目的

このような背景を踏まえて、本市では市民・各種団体・所有者・行政などの多様な主体が連携して、指定・未指定文化財に関わらず、あらゆる歴史文化とその周辺環境を一体的に捉えて、計画的な保存・活用を推進していくことを目的に、「佐世保市保存活用地域計画（以降、本計画という）」を作成しました。

さらに、本計画では、歴史文化を次世代へと確実に継承していくための調査、保存・活用とそのため体制づくり、魅力の発信、歴史文化に触れる多様な機会の提供などを通じて、歴史文化の価値に対する人々の理解を深めることで、歴史文化に愛着を持つ地域の人々に支えられたまちづくりに繋げ、「多様な歴史文化が息づき、ともに未来を紡ぐまち・佐世保」という将来像の実現を目指します。

---

## 2 本計画の位置づけ

### (1) 文化財保護法と文化財保存活用地域計画

全国的な過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっています。一方で、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会が総がかりでその継承に取り組んでいくことが求められています。こうした状況のもと、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成 30（2018）年に文化財保護法が改正されました。

この改正に基づき、市町村による文化財保存活用地域計画の作成および文化庁長官による認定などが新たに制度化されています。この文化財保存活用地域計画は、各市町村が目指す目標や中・長期的に取り組む具体的な内容を記載し、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープランであり、かつ短期的なアクションプランとされています。

文化財保護法には、計画に関する記載事項として、「当該市町村の区域における文化財の保存および活用に関する基本的な方針」、「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容」、「当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項」、「計画期間」、「文部科学省令で定める事項」等を盛り込むことが定められています。（第 183 条の 3 第 2 項）

### (2) 長崎県文化財保存活用大綱との整合性

長崎県は、平成 30（2018）年の文化財保護法の改正を受け、令和 2（2020）年 3 月に「文化財の保存・活用を両立させて、地域全体を活性化させる好循環をつくり、「地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会の実現を目指す」という基本理念を掲げ、文化財の確実な継承と地域社会・経済への貢献を目指す長崎県文化財保存活用大綱を策定しました。本計画は、この大綱を勘案し、長崎県と協力しながら市内に所在する文化財を適切に保存・活用するための計画として作成しました。

### (3) 市の上位計画との整合性

本計画は、先に述べたように、文化財保護法に基づいて、文化財の計画的な保存・活用を目指すものですが、本市のまちづくりの指針であり上位計画である第 7 次佐世保市総合計画および、佐世保市教育振興基本計画（第 4 期）との整合性を図りながら作成しました。

①佐世保市文化財活用地域計画の位置付け

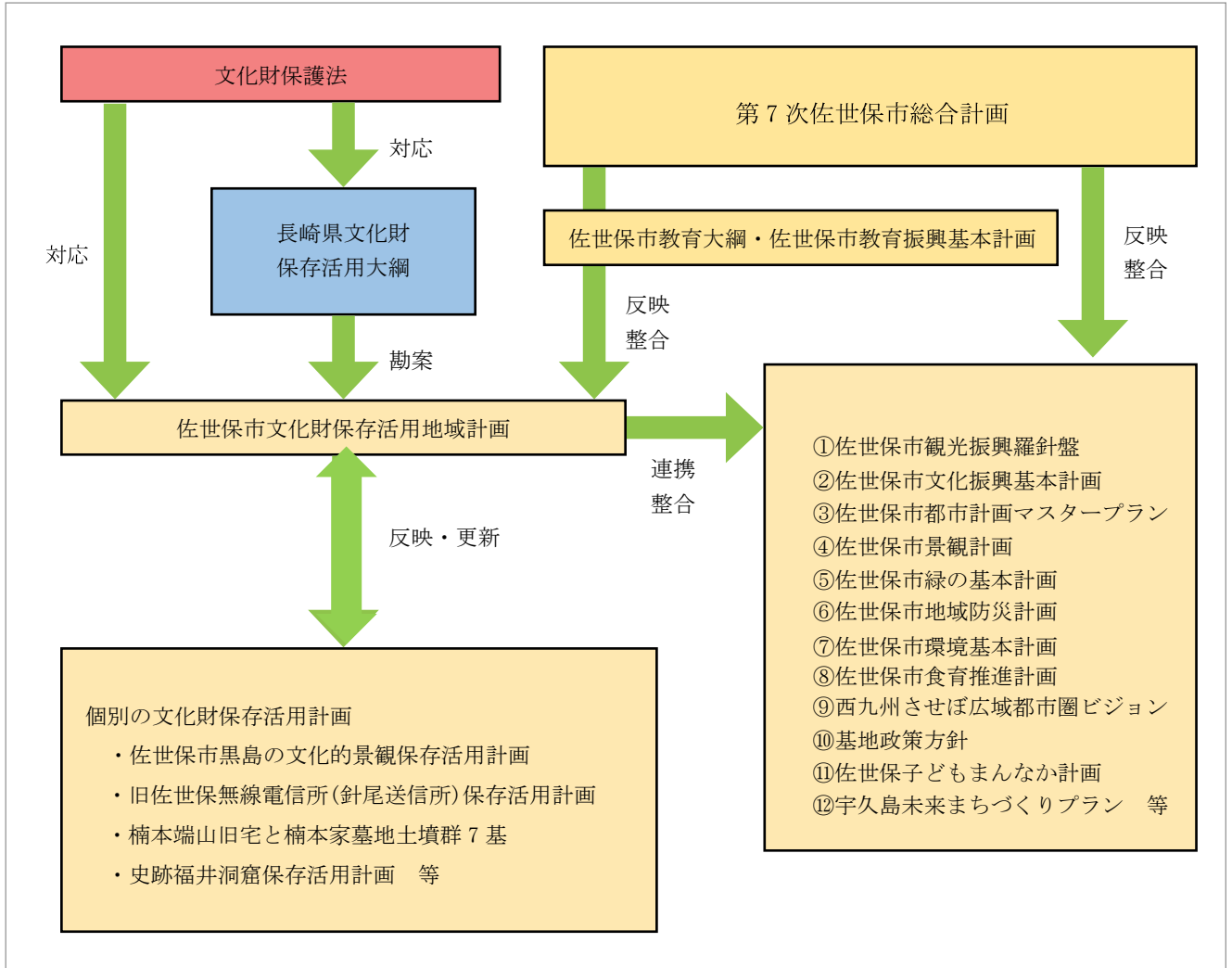


図1 佐世保市文化財保存活用地域計画の位置づけ

## ②第7次佐世保市総合計画 後期基本計画

### キャッチフレーズ「つながる想い ともに創る SASEBO(ミライ)」

期間 令和2(2020)年度～令和9(2027)年度

(後期基本計画 令和6(2024)年度～令和9(2027)年度)

概要 本計画の上位計画である「第7次佐世保市総合計画後期基本計画」は、「市民一人ひとりが、『まちの未来』を共に描くことで、夢と希望があふれる、SASEBOの新時代を創っていききたい。みんなの力でSASEBOの未来を変えていききたい」という思いのもと、時代の潮流と直面する課題に素早く的確に対応し、未来のSASEBOを、市民の皆様と共に創り出すための「総合的な羅針盤」です。

この目的を達成するために、市民や事業者、行政が相互に協力・連携し、パートナーシップを深め、地域の力を結集することを前提として、キャッチフレーズ「つながる想いともに創るSASEBO(ミライ)」を実現するための4つの都市像に基づいて、諸施策を体系化しています。このうち、文化財に関連する諸施策や主な取組を以下のように掲げています。



#### 都市像 ひと 育み、学び、認め合う「人財」育成都市

政策名 教育政策

施策3 生涯学習の充実

- ・地域のつながりや豊かな郷土を作るために、多くの市民が生きがいをもって生涯学習に取り組むことができる環境を充実させることを目的とします。
- ・郷土の歴史・文化を今に伝える文化遺産（有形・無形文化財、伝統文化等）を市民共有の財産として適切に保存し、後世へ継承していくため、文化財の調査・整備、伝統文化の顕彰・支援等を推進し、生涯学習などへの活用を図ります。
- ・郷土の文化遺産に対する市民の関心を喚起し、保護意識の醸成を図るため、ホームページでの情報発信や市民向け講座等学習機会を提供します。
- ・生涯学習拠点の充実と、市民の関心の高い講座や地域の問題解決のための講座など、多様な講座の実施により、受講者の自己実現を支援するとともに、地域の課題解決に主体的に取り組む人材の育成を図ります。

#### 都市像 しごと 活力あふれる国際都市

政策名 経済政策

施策1 観光の振興

- ・国内外の多くの観光客が本市の魅力を体感し、観光消費により地域経済が活性化することを目的としています。
- ・本市の集客の柱であるハウステンボスから西海国立公園九十九島をはじめ市内各地へと周遊を促し、周遊滞在型観光の促進を図ります。また、世界文化遺産「黒島の集落」や、2つの日本遺産「鎮守府」「三川内焼」など、佐世保ならではの地域資源の深掘りと更なる磨き上げを進めて高付加価値化に繋げるとともに、情報発信、誘致活動に関係機関と連携して取り組みます。

### ③佐世保市教育振興基本計画（第4期）

望まれる姿 「学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができるまち」

期間 令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

概要 佐世保市教育振興基本計画は、教育課題に適切に対応し教育の質を確保するとともに、行政や学校、地域が協働し、教育活動の充実を図る取組を一体的に推進していくことを目的としており、「新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。」を基本方針として、3つの施策方針のもと、8つの施策目標と方向性を体系的に位置づけています。

このうち、施策3「生涯学習の充実」において、文化財や歴史文化に関連する取組を示しています。

#### 施策3 生涯学習の充実

##### 事務事業 文化財の調査・保護・活用事業

- ・国が推奨する文化財の保存・活用に関するマスタープランの策定を目指すとともに、関係機関・団体と連携しながら、効率的、効果的な文化財の調査・保護及び活用を図っていきます。
- ・文化財は、まちづくりや観光振興の資源としての活用も期待されているため、文化財解説の多言語化を推進し、国内外に積極的に情報発信していきます。

##### 事務事業 世界遺産保存整備事業

- ・世界遺産としての価値を保全しつつ、効果的に活用していく必要があるため、黒島地区の住民や関係機関及び関係区市町等と連携、協力しながら適切な保存・管理、各種事業を実施していきます。
- ・世界遺産としての価値を広く市民に理解していただき、保護意識の醸成につなげていくため、さらなる周知啓発を図っていきます。

##### 事務事業 福井洞窟整備・発掘事業

- ・過去の出土資料を保管している大学と連携し、継続して共同研究に取り組みます。
- ・保存活用計画を策定するとともに、広く一般への周知啓発を行い、特別史跡に向けた調査・研究や洞窟遺跡群全体の調査・保護・活用を推進します。
- ・史跡の保存整備やガイダンス施設の運用支援について、地元関係団体等と連携を図り、地域の財産として長く親しまれるような取組を行います。

##### 事務事業 針尾送信所保存整備事業

- ・平成26年度に策定した針尾送信所に関する保存活用計画をもとに、駐車場、説明板等の公開活用に関する整備を行ってきており、今後は、具体的な展示計画及び修理計画を検討・策定し、計画に基づいた事業を推進します。

## (4) 市の関連計画との整合性

### ①佐世保市観光振興羅針盤

地域を元気に、来訪者を笑顔に ～四季を通して、昼も夜も楽しめる観光地・佐世保～

**期間** 令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

**概要** 現在、国におきましては、令和5(2023)年3月に「観光立国推進基本計画(第4次)」を策定され、ウィズコロナ・アフターコロナにおいても、観光を通じた国内外との交流人口の拡大の重要性に変わりはなく、観光は今後とも成長戦略の柱、地域活性化の切り札と示されています。特に、コロナ禍を経た旅行需要の変化については、世界的に「持続可能な観光」への関心が高まっていること、地方の経済や雇用の担い手となるべき観光産業において、デジタル化の遅れに象徴される生産性の低さや人材不足など地方部の疲弊が顕著となっており、加えて、観光で持続的に「稼げる」地域となるためには、地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)が、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを目指し、観光客と地域住民の双方に配慮した総合的な観光地マネジメントを行うことが重要であることから、「持続可能な観光」、「消費額拡大」及び「地方誘客促進」をキーワードに、これまで以上に質の向上を重視した観光を進めていくこととなっています。

佐世保市におきましても、このような変化や状況に対応し、持続的な観光需要の拡大に繋げるためには、本市の持つ特徴や強みを生かした観光コンテンツの磨き上げ・開発並びに効果的なプロモーションによるオンリーワン観光の振興をはじめ、観光サービスの品質向上や高付加価値化への取組みと共に、事業者、旅行者、地域住民が、地域コミュニティの活性化に貢献できる仕組みづくりが必要となっています。更に、観光DXを推進するにあたり、デジタルマーケティング等の取組みを積極的に実施することにより、各種データを継続的に収集・分析をすすめ、求めているターゲット(エリア、年齢層、性別、属性、インバウンド等)層への効果的な情報発信や誘致促進策を戦略的に実施し、今後、観光客から選ばれる観光地として国内外からの誘客を図ることを目的に、実効性のある観光振興羅針盤を策定するものです。

**方向性2** 「ハウステンボス」「九十九島」の二大観光拠点を柱に日本遺産など本市独自の観光資源を活用しながら、市内周遊・滞在を促進し、観光消費の向上を目指します。

**方向性3** 国の観光立国推進基本計画に基づく施策の動向を見据えながら、行政とDMOが中心となり、地域住民や環境、文化等に配慮した持続可能な観光施策を実践し、観光地・観光産業の高付加価値化を図ります。

**基本戦略1** ハウステンボス・佐世保市中心市街地・九十九島間の連携強化によるエリア一体での収益力強化・高付加価値化の推進

**基本戦略2** 多様な観光資源(自然、歴史、食、離島等)を活用した魅力創出・情報発信・誘客

**基本戦略3** 佐世保の魅力を支える担い手の育成と快適に観光できる環境整備

**基本戦略4** 観光DXによる観光振興の推進

**基本戦略5** 観光地マネジメント体制の強化と地域資源を生かした観光地域づくり

## ②第2次佐世保市文化振興基本計画

### 目指すべき将来像 「文化のチカラが輝く SASEBO」

期間 令和2（2020）年度～令和9（2027）年度

概要 第2次佐世保市文化振興基本計画は、本市まちづくりの最上位計画として令和2年3月に策定された総合計画に掲げられた基本理念に基づき、その将来像や基本計画を文化の面から実現するための個別計画であり、行政のみならず、関係する人々、団体が目指す共通の指針です。また、文化はその性質上、様々な政策を推進する様々な場面で、活用の余地があることから、他政策の計画推進においても連携を図ります。特に、同じ時期に改定された教育分野における個別計画である「佐世保市教育振興基本計画（第3期）」とは、内容については計画の目的に沿った一定のすみ分けを行うとともに、文化政策との親和性を鑑み、積極的な連携を図っていきます。

#### 方向性① だれもが文化・芸術に触れられる機会をつくろう

- ・子どもから高齢者まで、障がいの有無や経済状況、住む地域に関わらず、文化・芸術に触れたい人が触れられるような環境づくりを進めます。
- ・文化施設に来ることが難しい人のためのアウトリーチプログラムや、子どもの主たる生活基盤である学校との連携をより深めていきます。

#### 方向性② 魅力的な参加・鑑賞事業を実施しよう

- ・文化、芸術の鑑賞や活動をしたいと考えていながら、実際に施設に足を運び、活動できていない人たちも多く存在します。この施設における鑑賞、体験の機会の提供においては、全体を通して、一部の人のためのプログラムに偏っていないか配慮しながら、質の高い催しと、多くの人に足を運んでもらえるきっかけとなるような間口の広い催しのバランスをとった事業展開を行います。

#### 方向性③ 市民や文化団体の活動を応援しよう

- ・文化活動をはじめ、続ける上で必要な資金やノウハウについて、より適切な支援ができるような既存事業の見直しに取り組みます。高齢化による文化団体の活動継続の困難化も表面化している中、気軽に学び、相談できる窓口や仕組みづくりについても検討を行います。

#### 方向性④ 文化・芸術にまつわる人たちのネットワークをつくろう

- ・インターネットや ICT の発達により、コミュニケーションやネットワークのあり方が大きく変わってきています。文化、芸術の鑑賞者や活動する人が交流できる仕組みや、文化人材育成の観点から、内外の専門家との繋がりを持てるような新たな取組を検討します。

#### 方向性⑤ 地域の文化資源を知り活用しよう

- ・本市の持つ多様な文化資源は、まだまだ認知度が低い現状にあります。文化財や美術工芸、伝統行事、様々な団体や活動について整理を行うとともに、より広く市民に知ってもらえるような取組や支援を進めます。
- ・文化資源を守ることはもちろん、文化行事の場所となる文化施設の適切な運営、維持管理を行います。

#### 方向性⑥ 佐世保にまつわる文化を発信しよう

- ・市民アンケートによると文化にまつわる情報の受け取る方法は多様化しており、これまで紙媒体を中心に施設やイベント単位で行っていた情報発信についても再考の余地があります。近年若者を中心に広がる SNS（ソーシャル・ネットワークサービス）の活用も積極的に行っていく必要があります。

### ③佐世保市都市計画マスタープラン

#### 都市づくりの基本方針

拠点都市としての活力と快適な生活を維持・向上する都市づくり

#### 地域づくりの基本方針

市民とともに、地域の個性を伸ばし、住み続けることができる地域づくり

期間 令和3(2021)年度～令和22(2030)年度

概要 平成4年の都市計画法の改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとなりました。これが、都市計画マスタープランと呼ばれるものです。この都市計画マスタープランは、都市計画を効果的、効率的に進めるため、長期的な視点にたち、市全体の将来像とその将来像の実現に向けた土地利用、道路、公園などの都市計画に関する基本的な方針を示すものです。今後、市が行っていく様々な都市計画の基本的な方針となることはもちろんのこと、その運用にあたって、市民と都市計画マスタープランを共有することにより、ともに協働してまちづくりを進めていく指針として策定しています。

#### 都市づくりの基本方針1 九州北西部の活力と快適な生活を維持・向上する都市づくり

- ・中心市街地においては、本市のさらなる発展のけん引役として、市民や訪れる人の多様な交流や文化発信の場として高次な都市機能の集積を維持・更新し、都市の顔にふさわしい都心空間として総合的な都市再生を進めていきます。
- ・既存工業地への産業機能の集積とともに、西九州自動車道をはじめとする東アジアを含めた広域的な交通ネットワークの形成など、産業・観光活動の活性化を図るための効果的な都市基盤を整備していきます。

#### 都市づくりの基本方針2 子どもから高齢者まで安全で快適に暮らせる都市をつくる

- ・広域圏の中核都市としての発展と多様な居住ニーズに対応して、都市核や地域核といった位置づけに即した医療・福祉・商業等の都市機能を維持・誘導するとともに、拠点の質を高める都市マネジメントによって、快適で安全な生活を送ることができる都市形成を進め、生活に合わせた住み替え促進を図るとともに、空き家等の適正な管理・活用等を進めていきます。

#### 都市づくりの基本方針3 既存の都市基盤を有効活用し、環境にやさしく持続可能な都市をつくる

- ・現状の市街地の形成状況を維持し新たな都市基盤の整備を抑えつつ、既存の都市基盤の効率的な改善や維持・管理を行う持続可能な都市経営を図っていきます。

#### 都市づくりの基本方針4 特色ある自然や景観を守り、生かした佐世保らしい都市をつくる

- ・九十九島や市街地の背景となっている烏帽子岳や国見山の山々などは佐世保らしさを創出する景観資源であり、これらの自然景観は、市民共通の財産として保全していきます。
- ・さらに都市の個性を高め、佐世保の魅力を対外にアピールしていくため、市街地環境の質を高めるとともに佐世保らしさを感じるような市街地景観を形成していきます。
- ・市街地の景観や環境に対する市民の意識を醸成します。

#### 地域づくりの基本方針1 身近な地域コミュニティの中で支え合い、住み続けることができる地域をつくる

- ・地域コミュニティの存続を図るために、地域特性に配慮した多世代が居住できる住まいの場づくりを促進していきます。また、各地域において、「小さな拠点」の考え方により、持続可能な住環境を形成します。

#### 都市づくりの基本方針2 地域資源を守り活かし、住民との協働により愛着のある地域をつくる

- ・地域の活力を高めるためには、ハード整備と併せソフト面の充実を図ることで交流の場づくりを進めていきます。

## ④佐世保市景観計画

基本理念 「地域環境を活かした 市民協働の景観まちづくり」

期間 平成 22 (2010) 年度～

概要 佐世保市景観計画は、佐世保市がこれまで実践してきた景観行政を基盤に、佐世保らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等を明らかにし、市民・事業者・行政の協働による地域固有の特性を活かした良好な景観を実現することを目的として策定しています。

### <文化財地周辺の重点景観計画>

- 黒島地区 (国選定 佐世保黒島の文化的景観)
- 三川内地区 (日本遺産)
- 針尾送信所地区 (国指定重要文化財  
旧佐世保無線電信所 (針尾送信所) 施設)

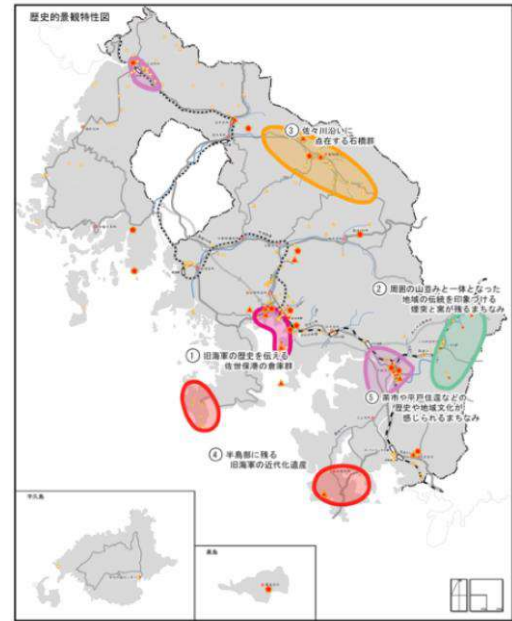


図 3 歴史的景観の特性図

### 自然的景観特性

- ①市街地を囲む海と山並み
- ②市街地の背景となる斜面緑地と斜面地の各所に点在する良好な眺望
- ③田園集落を取り囲む緑豊かな山並み
- ④九十九島とリアス式の海岸線などが一体となった海と緑の景観
- ⑤佐世保港の入り口を印象づける海と一体となった岬の緑
- ⑥丘陵地の緑と海の碧が鮮やかな宇久島

### 歴史的景観特性

- ①旧海軍の歴史を伝える佐世保港の倉庫群
- ②周囲の山並みと一体となった、地域の伝統を印象づける煙突と窯が残るまちなみ
- ③佐々川沿いに点在する石橋群
- ④半島部に残る旧海軍の近代化遺産
- ⑤茶市や平戸往還などの歴史や地域文化が感じられるまちなみ
- ⑥市内各所に点在する歴史を伝える地域資源

### 都市的景観特性

- ①烏帽子岳・弓張岳を背景に港湾施設が立地するみなと景観
- ②佐世保湾を見下ろす斜面地に広がる住宅地景観
- ③国道沿いに大型商業施設と住宅地が連なる市街地景観
- ④田園景観に囲まれた国道沿いに商業施設が連なる市街地景観
- ⑤田園景観に囲まれた斜面地に広がる住宅地景観
- ⑥九十九島を中心とする自然景観を活かした観光交流を支える景観
- ⑦ハウステンボスを中心とする観光施設と自然が調和した街並み景観

## ⑤佐世保市緑の基本計画

将来像 「豊かな自然と暮らしを創るまち 佐世保」

期間 令和4（2022）年度～令和23（2041）年度

概要 わたしたちの家や学校、職場のまわりにある公園や植物、休日にドライブや観光で訪れる山や海などの自然や、そこに住んでいる生き物たちは、気づかないうちに、わたしたちの生活を支えています。

「佐世保市緑の基本計画」では、自然環境に関連するもの全てを含めて広く「緑（みどり）」と表現しています。市民であるわたしたちが、佐世保市の緑が持つ能力と効果を理解して、どのように活用していくのかを共有するために、いわば佐世保市の緑についての「取扱説明書」として、緑の基本計画を策定しています。

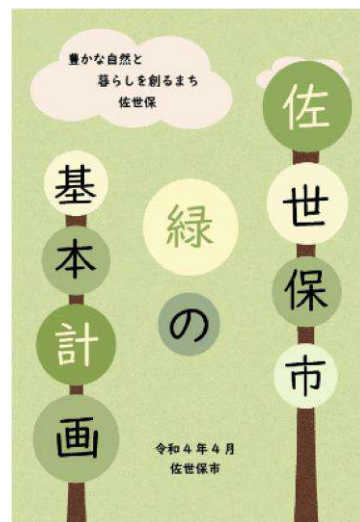


図4 佐世保市緑の基本計画

### 基本方針1 個性ある「風土」と多様な「緑」を継承するまち

#### 1-1 自然公園の保全・活用

- ・西海国立公園九十九島は、「世界で最も美しい湾クラブ」にも認定される世界に誇る佐世保の宝です。
- ・その美しい景観を眺める場として、展海峰をはじめとする九十九島八景や九十九島観光公園があり、優れた自然景観を求めて、多くの市民や観光客が訪れています。
- ・九十九島周辺の自然環境と景観を将来にわたって保全し、市民の憩いの場や佐世保観光の拠点として活用するため、眺望の優れた展望所は計画的に樹木等の管理を行います。また、九十九島パールシーリゾート内にある九十九島ビジターセンターを拠点として、九十九島を中心とする西海国立公園の情報発信や自然に親しむイベントも開催していきます。

#### 1-2 緑の景観の保全

- ・佐世保市では、美しく魅力的な佐世保らしい景観を、保全、創造していくために、佐世保市景観計画を定めています。また、特に自然的な要素に富んだ景観があるところは風致地区に定められており、その良好な自然的景観を保全しています。
- ・今後も市民が共有できる資産として、景観の質の向上が図られれば、愛着ある佐世保を形づくることにつながるため、佐世保市景観計画と整合を図りながら、佐世保市の歴史やまちなみ、風土との調和に配慮し、緑豊かで多様な都市景観の形成に努めていきましょう。

### 基本方針6 「緑」から新たな未来を育むまち

#### 6-2 緑とふれ合う教育活動

- ・佐世保市には海から山、都市部まで多様な「緑」があり、わたしたちは身近に「緑」とふれ合い、学ぶことができる環境にあります。
- ・「緑」とのふれ合いは、世代間のつながりを生み出すだけでなく、柔軟で多彩な活用と「緑」の保全意識を育はぐくみ、将来に継承することにつながります。
- ・「緑」に関する正しい知識を学ぶだけでなく、自然とふれ合う“体験”を教育に活かした活動を展開するとともに、オンラインを通じたSNSや時代に応じた新しい媒体を取り入れた運営・情報発信など、それぞれの強みを活かした教育活動の展開を図ります。

## ⑥佐世保市地域防災計画

作成 令和7年2月修正

**概要** この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、佐世保市の地域にかかる災害対策に関し、次の事項を定め、災害の未然防止、災害の軽減及び災害復興のための諸施策を明らかにし、これを総合的かつ計画的に推進することによって、本市防災体制の確立を図り、市民福祉の増進と市勢の発展を期することを目的としています。また、各施策を推進する上では、乳幼児や障がい者、高齢者等の要配慮者の立場に立ち、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を確立します。

<b>■教育委員会 災害対策体制</b>	
<b>対策部名： 教育対策部【部長：教育長、副部長：教育総務部長、学校教育部長】</b>	
<b>班名：教育総務班【班長：総務課長、副班長：総務課所務係長、総務課経理係長】</b>	
分掌 事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育・文化財関係の被害調査の報告取りまとめに関すること。</li> <li>○教育関係義援物品の受付対策に関すること。</li> <li>○教委箇所、学用品の被害対策に関すること。</li> <li>○学校の避難所開設及び運営管理に関すること。</li> </ul>
<b>班名：教育施設班【班長：社会教育課長、副班長：総合教育センター課長、文化財課長】</b>	
分掌 事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育・文化財関係の被害調査及び報告書の作成に関すること。</li> <li>○文化財保護に関すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●対策計画：第13節 文教対策計画</li> <li>【教育委員会】</li> <li>1. 文化財対策：被害文化財復旧対策の指示、指導</li> </ul>	

## ⑦佐世保市環境基本計画

**望ましい環境像 「豊かな暮らしが未来にわたって続くまち」**

**期間** 令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

**概要** 本市の最上位計画である「第7次佐世保市総合計画」では、環境政策における望まれる姿として「自然と快適な生活が共存するまち」を掲げています。

本計画では、総合計画における望まれる姿を、より具体的に示す意味で、豊かな「自然」と「生活」が共存しつつ、ともに将来にわたって持続する形を掲げるものです。なお、総合計画における「快適な生活」、本計画における「（豊かな）暮らし」は、単に物質的な快適さ・豊かさを示すものではなく、豊かな自然が維持されることで、大気・水などの生活環境が良好な中で生活できることを示しています。



図5 環境基本計画ロゴマーク

### 基本目標1 自然環境の保全

#### 取り組みの方向性・施策1-② 生物の多様性の保全

- ・市域の野生生物の情報を把握し、市民にとって分かりやすく発信します。また、その情報を生物多様性の保全に活用します。
- ・希少な野生生物が生息する場所での開発行為は、その影響を回避・低減するための措置を講じるよう助言や情報提供を行います。

## ⑧佐世保市基地政策方針

### 基本方針 「基地との共存共生」

期間 令和4(2022)年度～令和9(2027)年度

概要 これらの防衛施設が所在する佐世保と、片や観光、商業、工業、農水産業などが立地する複合的産業都市である佐世保、このように性格が異なるものが共に存在するまちにおいて、国防という崇高な国家的使命に協力しながら市勢を発展させ、市民の生活を守り、向上させていくこと、この両立こそが「基地との共存共生」であります。

「基地との共存共生」は、これまでも市政運営の基本としてきましたが、今後も引き続き、基地政策に係る基本方針として、第7次総合計画に掲げるまちづくりの達成を目指していくこととします。

### (2)「本市の地域特性である基地の所在を積極的に活かしたまちづくりの推進」を図るための取組

#### ①基地と経済・雇用、地域活力

- ・旧軍港市転換法の趣旨に基づき、本市に所在する旧軍用財産を適切に公共施設等へ転活用していきます。

#### IV 旧軍用財産の転活用

#### ②地域資源としての基地の活用

- ・「基地のまち」として歩み築かれた景観や歴史・文化を本市の地域特性・地域資源として捉え、効果的な活用を促進します。

#### III 観光資源としての活用 {日本遺産、セイルタワー(佐世保史料館)、軍港クルーズ、自衛隊グルメ、外国人バー、アメリカンフェスティバル、ニミッツパーク(米軍提供施設)の隣接地でのYOSAKOIさせば祭りの開催等}

## ⑨第4次佐世保市食育推進計画

**基本理念** 『食』から始まる豊かな暮らし、食育実践都市「させぼ」

**期間** 令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

**概要** これまでの食育の取り組みで明らかになった課題や国の食育推進基本計画などを踏まえ、これまでの推進計画（平成18年度から令和3年度）の内容も引き継ぎながら、本市の特性を生かした食育を市民とともに総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度から「第4次食育推進計画」を策定します。

### 基本方針6：伝統的な食文化、環境に配慮した農林漁業の活性化

- ・本市は、九十九島などを有する美しい海と烏帽子岳、国見山及び白岳高原など緑豊かな山々に囲まれ、一年をとおして温暖な気候と豊かな自然に恵まれています。「海の幸」や「山の幸」をともに有する素晴らしい食環境によって、各地域には多彩な食材が存在しています。
- ・地域に根ざした伝統的な食文化や食生活は、心身の健康や精神的な豊かさと密接な関係があります。この食文化が失われることがないよう、食文化の継承も大切です。また、食料の生産が自然の恩恵の上で成り立っていることから、自然や環境と調和のとれた農林水産業の推進が求められます。
- ・そのため、各地域の多彩な食材を活かした食文化や食生活の継承及び発展に努めるとともに、市街地と農山漁村の共生や生産者と消費者との交流を深め、農林水産業の活性化につながるような取り組みを推進します。

### 基本施策6：食文化継承のための活動の支援

- ・社会環境の変化やライフスタイルが多様化する中で、地元の旬の食材を活用した家庭料理や、地域の行事食・作法などについて次世代へ伝えていくことは、心身の健康や精神的な豊かさを育む上で重要です。
- ・様々な関係機関や団体との連携のもと、家庭や教育機関及び保育機関、地域社会などの場で、栄養バランスの優れた日本型食生活や、地域において継承されてきた特色ある食文化の継承のための活動を支援します。

## ⑩西九州させば広域都市圏ビジョン（第2期）

目指す将来の姿 「あなたが かえるまち 西九州」

期間 令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

概要 長崎県佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、佐賀県伊万里市及び有田町の12市町は、国が提唱する「連携中枢都市圏構想」の主旨や、今後訪れる課題への危機感を共有した中で、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するために、佐世保市を中心とする西九州させば広域都市圏を平成31（2019）年に形成し、「西九州させば広域都市圏ビジョン」（第1期ビジョン）を策定した中で、西九州北部地域等の各市町が行政区域の枠を超え、様々な分野において協力・事業の推進に取り組んできました。圏域の各市町が連携して各事業への取組を推進していくための中長期的な広域計画として、第1期ビジョンに続いて策定したものです。



図6 広域都市圏ビジョン冊子

### 役割1 圏域全体の経済成長のけん引

#### 施策1-4 戦略的な観光施策

##### No.5 広域連携による周遊観光の推進

- ・圏域内に点在する観光施設や体験メニュー、イベントなど観光素材の棚卸しを行い市場の特性に応じた磨き上げに取り組みながら旅行商品化を図る。
- ・本圏域で最大の集客力を誇るハウステンボスの来訪客の取り込みを含め、広く圏域内の周遊促進につなげる。
- ・圏域内の観光素材を活用した観光客へのプロモーションを行い、佐世保市を起点とした域内周遊観光の促進による地域経済活性化を図る。

### 役割2 高次の都市機能の集積・強化

#### 施策2-1 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

##### No.8 高度な交流拠点整備の検討

- ・連携中枢都市である佐世保市における交流拠点整備について検討する。
- ・圏域内の周遊促進、滞在時間の延長、国内外からの新たな観光客の呼び込みなどにより、観光など周辺産業への経済波及効果や雇用創出効果、交流人口及び関係人口の拡大による賑わい創出効果が期待できるような拠点整備について検討し、早期事業化につなげる。

#### 施策2-2 その他、都市機能の集積・強化に係る施策

##### No.10 世界遺産の保全活用

- ・平成30年7月に、世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産の保全・活用を図る。

### 役割3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

#### 施策3-2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

##### No.36 離島地域の移住・観光における広域連携の研究

- ・世界遺産の保全活用・各島における移住、観光などの現状把握を行い、効果的なPR等について合同で研究を行う。

## ⑪佐世保子どもまんなか計画

望まれる姿 「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」

期間 令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

概要 本計画に関しては、国のこども大綱が示す「すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現する」ことを目的として、こども基本法に基づくこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画へと移行し、これまでの「第2期新させぼっ子未来プラン」を包含した新たな計画として、計画的に推進することを意図するものです。

<b>《施策2》 地域での子育て支援</b>
方向性2 地域における子どもの健全育成
放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する地域での居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。また、子ども・子育てを通じ人が集い、繋がり合う場を提供します。
<b>《施策を支える包括的な取組》</b>
方向性1 子ども・若者の育成・支援
すべての子どもや若者の権利を尊重し、社会参画を促進しながら、子どもの誕生前から青年期・子育て期まで、ライフステージに応じた継続的な支援を行います。

## ⑫宇久島未来まちづくりプラン

まちづくりの将来像 つながる、広がる、助け合う、大人も子どもも笑顔あふれる島  
～ 関係人口の創出から移住定住で活気ある島へ～

期間 令和7(2025)年度～令和16(2034)年度

概要 市町合併後20年を迎えようとする中で、住み続けたいまちづくりを推進する「佐世保市地域未来共創部」が令和6年度に発足し、あらためて、本市唯一の有人国境離島である宇久島の各種機能の点検と将来に向けた一定の方向性を確認する必要も生じている状況もあり、宇久島の持続可能なまちづくりのための行動計画として、「宇久島未来まちづくりプラン」の策定に取り組みました。

<b>Thema 1 観光・情報発信 観光資源の再発見と体系的な情報発信</b>
《必要な取組み》 島外の方々を呼び込む伝統的な祭りやイベントの開催
宇久島の魅力の一つであるお祭りなどの伝統的行事は、地域住民の方々だけでは維持が難しい状況があります。島外の方々を積極的に受入れ、一緒に活動したり、楽しんだりしていただけるお祭りやイベントを開催し、関係人口の創出にもつなげます。
<b>Thema 7 子育て・教育 子育て・教育体制の充実</b>
《必要な取組み》 宇久島ならではの教育プログラムの充実
離島留学生だけでなく、地元の児童・生徒も含め、宇久島の郷土愛の醸成のため、魅力ある教育プログラムの実施を支援します。離島留学制度導入を契機に、入島式や離島式等の島民との交流の場づくり、宇久島の文化・暮らしを体験する機会づくりなど、第二の故郷として今後も関わり続けるきっかけづくりに取組みます。

## (5) 持続可能な開発目標 (SDGs) の取組との関係

「持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)」とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標で、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

文化財に関わる人々の少子高齢化に加え、近年の大規模な自然災害の頻発、さらには新型コロナ感染症などの感染拡大は、地域に根ざした文化財の変容、衰退、滅失につながりました。

このような文化財を取り巻く環境の変化に対応しながら、都市としての発展や経済成長と文化財の継承を両立していくことは、現在世界各国がよりよい世界を目指して取り組んでいる国際目標「持続可能な開発目標」の基本的な考え方に合致するものです。私たちには、SDGs に貢献する取組として、文化財を適切に保存することを活用の前提とし、得られた人材や資金を保存の取組に繋げる好循環を創出しながら、「持続可能」な文化財の保存・活用を実現することが求められています。

文化財で「持続可能」であることは、過去この人々から現在の人々が受け取った宝物を、未来の世界の人々へ引き継ぐ (バトンパス) することを意味しており、ただ引き継ぐのみならず、周知度向上や保存・整備を通じて現在の私たちが価値を高めた形で託す必要があります。

佐世保市では持続可能な開発目標 (SDGs) の取り組みとして、令和 4(2022)年 4 月にゼロカーボンシティ宣言を行い、それに伴い、産官学民連携で環境教育デジタルプラットフォーム「させぼエコラボ」を開設し、二酸化炭素排出削減を目指す活動など様々な取り組みを実施しています。



図 7 持続可能な開発目標 (SDGs)

<p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p><b>ゴール4</b> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>ターゲット7 2030年までに、持続可能な開発のための教育と持続可能なライフスタイル、人種、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を推進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 文化財の生涯学習への活用 など</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p><b>ゴール8</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を推進する</p> <p>ターゲット9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p> <p><input type="checkbox"/> 伝統工芸の振興、文化財の文化観光への活用 など</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p>	<p><b>ゴール9</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>ターゲット1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p> <p><input type="checkbox"/> 建造物・史跡等の整備、災害対策、修理復旧 など</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p><b>ゴール11</b> 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>ターゲット4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p><input type="checkbox"/> 建造物・史跡等の整備、災害対策、修理復旧 など</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>ゴール12</b> 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>ターゲットb 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。</p> <p><input type="checkbox"/> 文化財の文化観光への活用 など</p>
<p>14 海の豊かさも 守ろう</p>	<p><b>ゴール14</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>ターゲット2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 天然記念物の保護 など</p>
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p><b>ゴール15</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>ターゲット5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる</p> <p><input type="checkbox"/> 天然記念物の保護 など</p>

## (6) 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である「(仮)次期(第8次)佐世保市総合計画」及び「(仮)次期(第5期)佐世保市教育振興基本計画」(想定される計画期間：令和10年(2028)年度～令和17(2035)年度)の終了時期に合わせて、令和8(2026)年度から令和17年(2035)年度の10年間の計画とします。また、令和8(2026)年度から令和10(2028)年度までを前期計画期間、令和11年(2029)年度から令和13年(2031)年度までを中期計画期間、令和14(2032)年度から令和17(2035)年度までを後期計画期間と位置づけます。

		R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	
佐世保市総合計画	基本構想	第7次計画			(仮)第8次計画								
	基本計画	後期基本計画			(仮)前期基本計画			(仮)後期基本計画					
佐世保市教育振興基本計画					(仮)第5期計画				(仮)第6期計画				
佐世保市文化財保存活用 地域計画		第1期計画											
		前期			中期			後期				第2期	

図8 上位計画との関係性

## (7) 本計画の進捗管理と評価・見直し

地域計画の推進にあたっては、前期計画期間の終了時、中期計画の終了時に、佐世保市文化財審査委員会といった第三者の視点も入れながら、それぞれ地域計画に定めたアクションプランである措置(第7章・第8章・第9章参照)の進捗状況の確認と中間評価を行います。計画期間の最終年度となる令和17(2035)年度には進捗状況を確認し、総合的に評価するとともに、上位計画である総合計画や教育基本計画との整合を図りつつ、多様な関係者から組織される協議会等に諮り、計画の更新を行います。

また、計画期間内であっても、社会情勢の変化や上位関連計画との関連性を踏まえ、計画内容の変更が必要になった場合には、計画内容を見直しを行います。

なお、軽微な変更の場合には、長崎県及び文化庁へ情報提供を行います。以下に掲げる場合には、法第183条の4及び文部科学省令に基づき、文化庁長官の変更認定を受けます。

### 【文化庁長官に変更の認定を受ける内容】

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市の区域に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

## (8) 本計画作成の体制・経過

### ①実施体制

令和 5（2023）年から令和 7（2025）年における本計画の作成にあたり、「佐世保市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）」を組織し、計画案の審議や意見聴取を行いました。協議会は、文化財の保存・活用に関連する施策や事業について、計画案の検討や意見聴取、文化庁からは指導・助言、長崎県教育委員会からは指導・助言を受ける等、適宜指導・助言を得ながら本計画の作成を進めました。

また、本計画の作成にあたり、佐世保市文化財保護条例に基づいて設置された附属機関である「佐世保市文化財審査委員会」から計画案に対する意見聴取を行いました。

**表 1 佐世保市文化財審査委員会（五十音順）** ※同一番号の下段は任期中途による委員変更

	委員	専門	所属	役職
1	大島 通寛	植物	ふるさと自然の会会員	委員
	川内野 善治	植物	ふるさと自然の会会員	委員
2	北島 聖美	考古学・民俗	元吉井町文化財保護審議会委員	委員
3	祖谷 敏行	建築	佐世保史談会会員、佐世保市郷土研究所郷土研究客員	委員
4	萩原 博文	考古学	元平戸市教育委員会学術専門幹	副委員長
5	初山 新二	建築	元長崎県教育庁学芸文化課課長補佐	委員
6	久村 貞男	考古学	長崎県文化財保護指導委員、佐世保市連合史跡保存会代表	委員長

**表 2 佐世保市保存活用地域計画協議会（五十音順）** ※同一番号の下段は任期中途による委員変更

	協議委員	専門	所属	役職
1	奥島 正興	所有者・仏教芸術	真言宗智山派岩間山 東漸寺 副住職	委員
2	垣田 鉄郎	郷土研究	佐世保史談会・カキタデザイン事務所 代表	委員
3	田中 尚人	土木・まちづくり	熊本大学大学院先端科学研究部 准教授	会長
4	堂元 嘉一	商工振興	佐世保商工会議所 業務部次長	委員
	白石 光春	商工振興	佐世保商工会議所 事務局長	委員
5	中島 金太郎	博物館学・民俗学	長崎国際大学人間社会学部国際観光学科 講師	委員
	小泉 優莉菜	無形文化遺産・歴史民俗資料学	長崎国際大学人間社会学部国際観光学科 助教	委員
6	新名 信行	教育	佐世保市立大野中学校教頭・佐世保市中学校教育研究会 社会部員	委員
7	檜垣 督	離島振興	一般社団法人 宇久町観光協会 事務局長	委員
8	久村 貞男	考古学	佐世保市文化財審査委員会 委員長	副会長
9	松尾 麻美	観光振興	公益財団法人 佐世保観光コンベンション協会 課長	委員
10	和田 隆	郷土研究・地域振興	吉井エコツーリズムふるさとの会 会長	委員

オブザーバー		所属		
1	中尾篤志	課長補佐	長崎県教育庁学芸文化課 文化財専門職	

事務局			
	陣内康昭	教育長	教育委員会
	大藤和浩	教育総務部長	教育委員会(～令和6年度)
	井上泰典	教育総務部長	教育委員会(令和7年度～)
	中村 中	課長	教育委員会文化財課(～令和5年度)
	武尾定義	課長	教育委員会文化財課(令和6年度～)
	小嶋健司	課長補佐	教育委員会文化財課
	松田康弘	係長	教育委員会文化財課 文化財専門職
	柳田裕三	主査	教育委員会文化財課 文化財専門職
	松尾秀昭	主査	教育委員会文化財課 文化財専門職
	溝上隼弘	主査	教育委員会文化財課 文化財専門職
	中原彰久	主任主事	教育委員会文化財課 文化財専門職
	高橋央輝	主事	教育委員会文化財課 文化財専門職
	石田成年	会計年度任用職員	教育委員会文化財課 文化財専門職
	鐘ヶ江 樹	会計年度任用職員	教育委員会文化財課 文化財専門職

## ②作成の経緯

本計画の作成経過は、以下のとおりです。

**表3 地域計画作成の経緯**

年月日	内容
令和5年(2023)年8月17日	文化庁との保存活用計画の策定に向けたスケジュール及び内容確認(事前協議)
11月16日	文化財審査委員会(令和5年度第2回) 概要及び策定着手について審議
11月28日	定例教育委員会(11月定例会) 概要及び策定着手について報告
12月1日	第1回地域計画策定協議会
令和6年(2024)年1月24日	第2回地域計画策定協議会
1月30日・31日	文化庁調査官 現地視察及び協議
3月18日	第3回地域計画策定協議会
10月21日	第4回地域計画策定協議会
令和7年(2025)年3月14日	第5回地域計画策定協議会
7月25日	第6回地域計画策定協議会
10月17日	文化庁との協議
10月31日	第7回地域計画策定協議会
令和8年(2026)年1月27日	第8回地域計画策定協議会

### 3 用語の定義

文化財保護法で定義する「文化財」とは、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型と、文化財の保存技術、埋蔵文化財等を保護の対象としています。文化財は我が国の歴史文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであるとされています。これらの文化財の中で、重要なものなどは、文化財保護法に基づく国の指定等によって保護されています。それに加えて、長崎県内に所在する文化財のうち、県にとって重要なものは、長崎県文化財保護条例に基づいて県の文化財に指定等され、本市に所在する文化財のうち、本市にとって重要なものは、佐世保市文化財保護条例に基づいて本市の文化財に指定等し、保護が図られています。

本計画では、こうした法律や条例に基づき指定等された文化財などに加え、法律や条例によって指定されていない未指定文化財はもちろん、上記の類型にはあてはまらないものの、本市の歴史や文化を知り、受け継いでいくうえで欠かすことができないものであると考えられるもの、また、地域の人々がこれまで大切に受け継ぎ、これからも守っていきたいと考えるものや地域の方言・伝承などを幅広く「文化財」として捉え、適切に保存・活用するための計画とします。

なお、上記の「文化財」は周辺の景観やそれを支える人々の活動・施設産業等の「文化財を取り巻く環境」と一体となって価値を高めていると考えことができ、本計画では「文化財」と「文化財を取り巻く周辺環境」の有機的な結びつきにより生まれる総体を「歴史文化」と定義します。

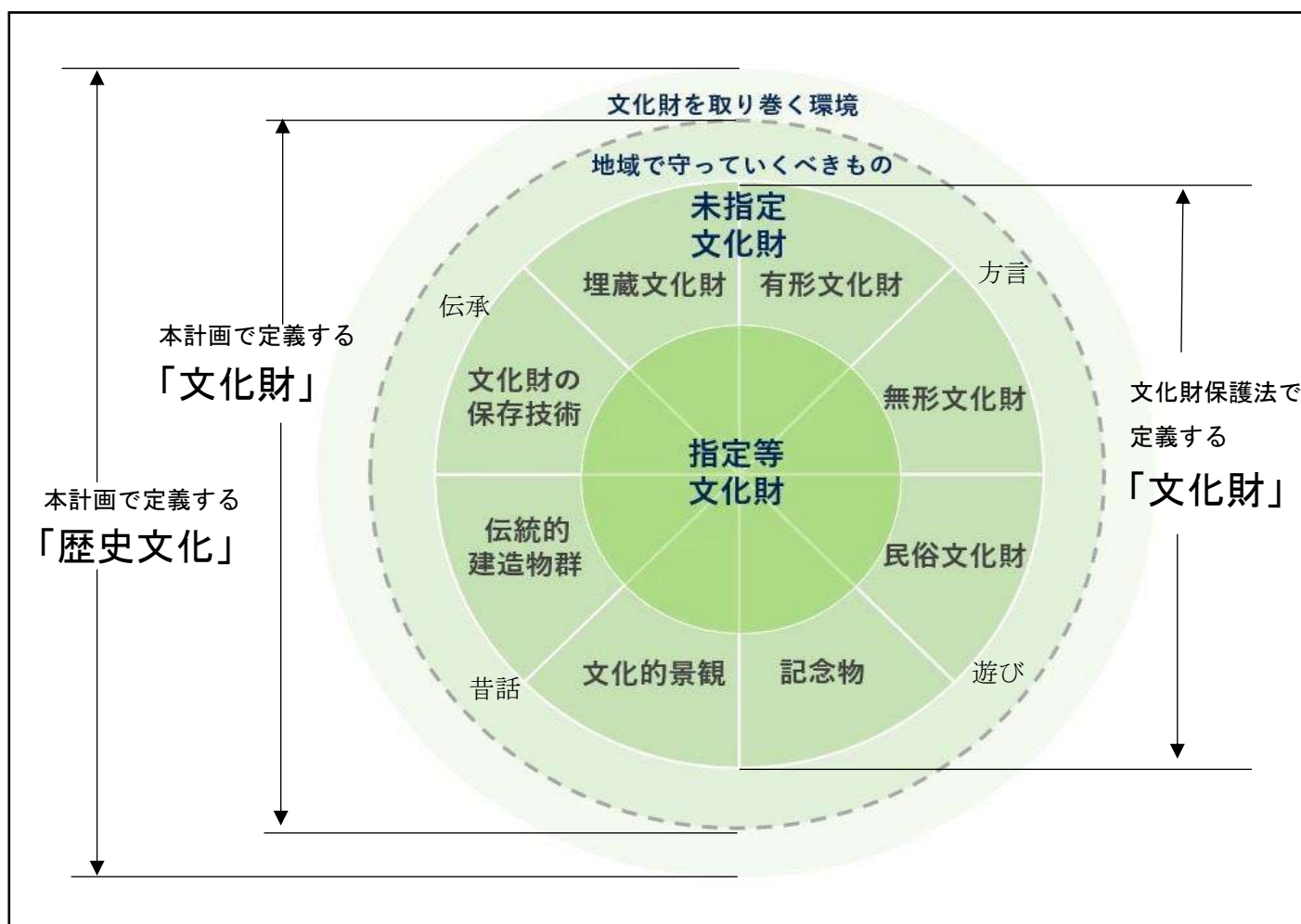


図9 本地域計画における「文化財」

# 第1章 佐世保市の概要

## 1 自然的・地理的環境

### (1) 位置

長崎県は九州西北岸に位置し、主に海と島と半島によって構成されています。長崎県の北部と五島列島の最北離島に位置する本市は、長崎市に次ぐ県内 2 位の人口規模です。本土部の市域は南北に長く、北は平戸市と松浦市、東は佐賀県、南は西海市、東彼杵郡川棚町、同郡波佐見町と接しています。

西に面する海域には西海国立公園を含む多くの離島があります。また、五島列島の最北端に位置する宇久島・寺島（旧北松浦郡宇久町）も、平成 18（2006）年の合併により佐世保市になりました。

総面積は県全体の約 10%にあたる 426.01 k m<sup>2</sup>（令和 7 年 7 月 1 日現在）を有しています。市内では烏帽子岳（568m）や将冠岳（445m）、牧の岳（301m）、国見山（776m）等の山系が連なり、臨海部ではリアス海岸が形成され、各所に半島や岬が見られます。このリアス海岸と大小の島々が織り成す複雑な自然景観は、西海国立公園「九十九島」として称賛されています。

本市は市中心部から長崎市までは約 80km、福岡市まで約 100km、東京まで約 1,000km の位置にあり、西九州自動車道や JR・私鉄の終着点であり、各地への定期船も出航しており、県内広域交通の要衝となっています。また、韓国釜山まで約 200 km、中国上海市まで約 800km という位置関係にあり、アジア諸都市に近接した地理条件を有しています。

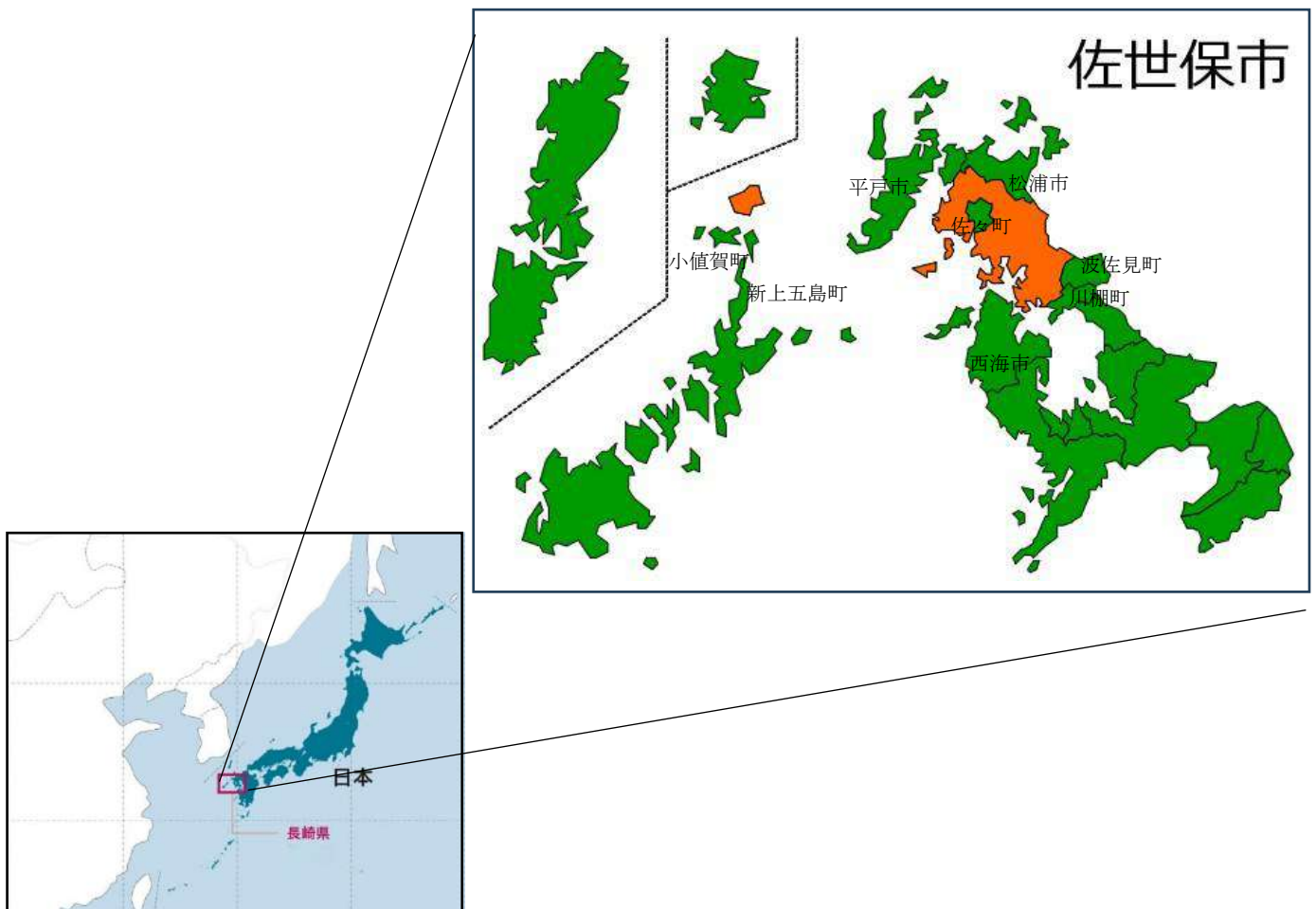


図 10 佐世保市の位置図

## (2) 地理的環境

### ①地形

本市は九州本島の北西部・北松浦半島に位置し、海に面して—市街地をすり鉢状に周囲を 200～700m 級の山岳丘陵が起伏し、北は国見山脈から岐れた石盛山脈が連なり、東は国見山を主峰とする八天岳、隠居岳などからなる国見山脈がそびえています。また、西には将冠岳、弓張岳などの山脈があって佐世保と相浦とを分断し、南は深く入り込んだ佐世保湾によって海に接しています。また、これらの山々から流れる河川距離が短いために平坦地が発達せず、西向きの傾斜地にもかなりの市街地が伸びています。

佐世保湾は、港域 41km<sup>2</sup>、港口 1km、奥行 12km の南北に長い良港であり、この立地的好条件から明治時代に佐世保鎮守府が設置されました。この佐世保湾のさらに内陸部には大村湾があり、この両湾は針尾島を挟む 2 つの水路（伊ノ浦瀬戸、早岐瀬戸）によって繋がられています。

本市の海岸線は極めて出入りが多く典型的なリアス海岸で、美しい環境と豊富な海の幸に恵まれており、この海域に点在する島の数は 208 を数え、全国でも類を見ない多島海の特徴ある形状を示しています。

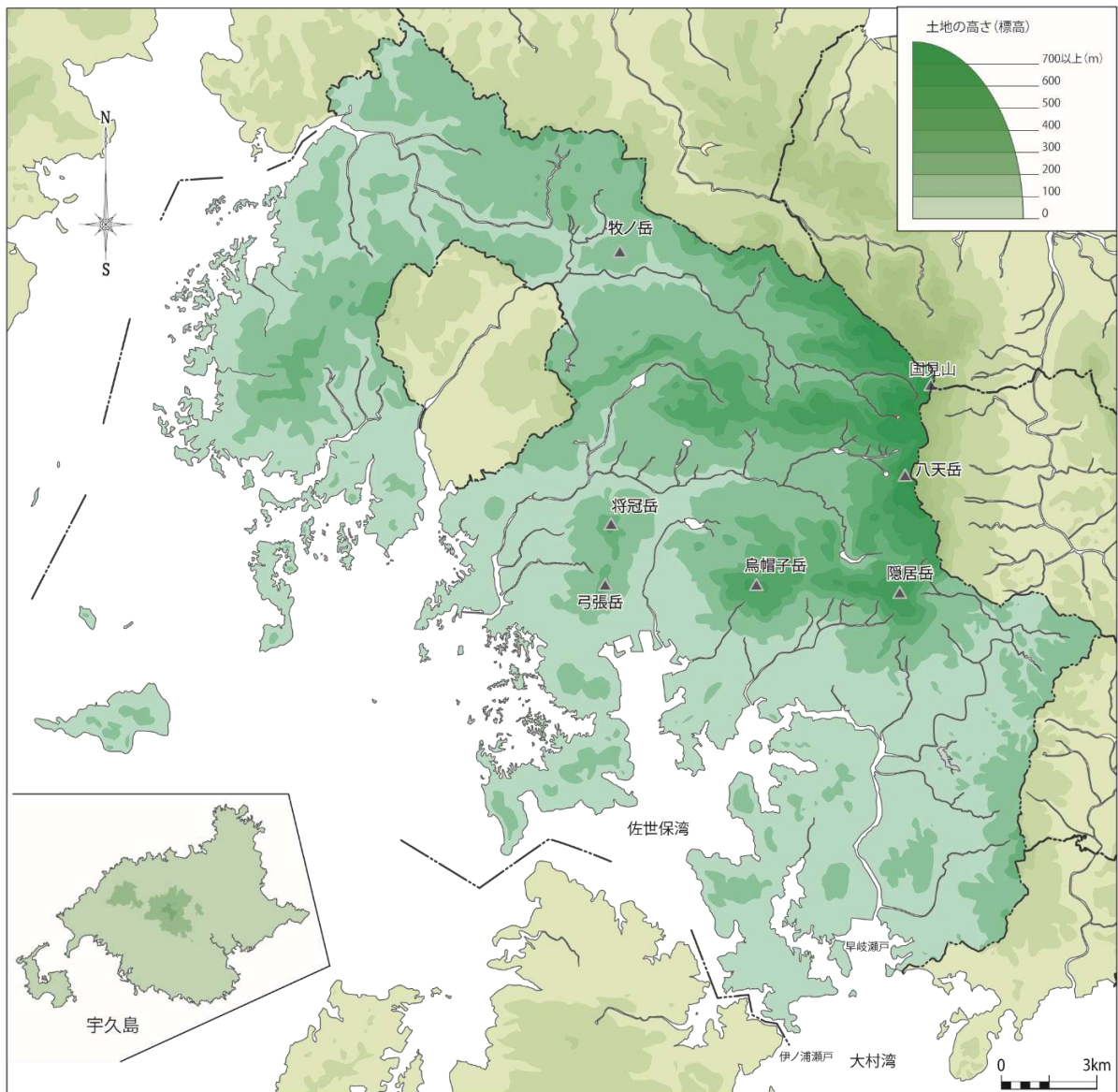


図 11 佐世保市の地形図

## ②地質

本市が位置する北松浦半島の地質は、その下部の大部分が古第三紀・新第三紀層に属する砂岩や頁岩といった堆積岩から成り立っています。その上に火山活動による新第三紀の北松浦玄武岩の溶岩が覆い溶岩台地が形成されましたが、溶岩が降水や河川によって侵食され、複雑な起伏をもつ地形を形成しています。その後沈降により海水が侵入し、小島群と多数の溺れ谷が見られる典型的なリアス海岸をつくり、侵食されずに残った台地はメサ状地形（差別侵食によって形成されたテーブル状の台地）となっています。

また、北松浦半島の南端部に位置する針尾島周辺には、流紋岩質の岩石が分布し、古くから石器原料となる黒曜石の産地として知られるほか、一部は陶磁器生産に用いられるアジロ陶石の原料として採掘されるなど、本市の特色ある地質資源を形成しています。

なお、北松浦半島の基盤となっている古第三紀・新第三紀層は下位より杵島層群、佐世保層群、野島層群に分類できますが、佐世保市域の大部分は佐世保層群に位置づけられています。この地層は白色砂岩を主体として、松浦三尺層、大瀬五尺層などの石炭層を多く含むことから、明治から昭和40年まで北松浦半島各地に炭鉱が操業し、「北松炭田」または「佐世保炭田」と呼ばれていました。

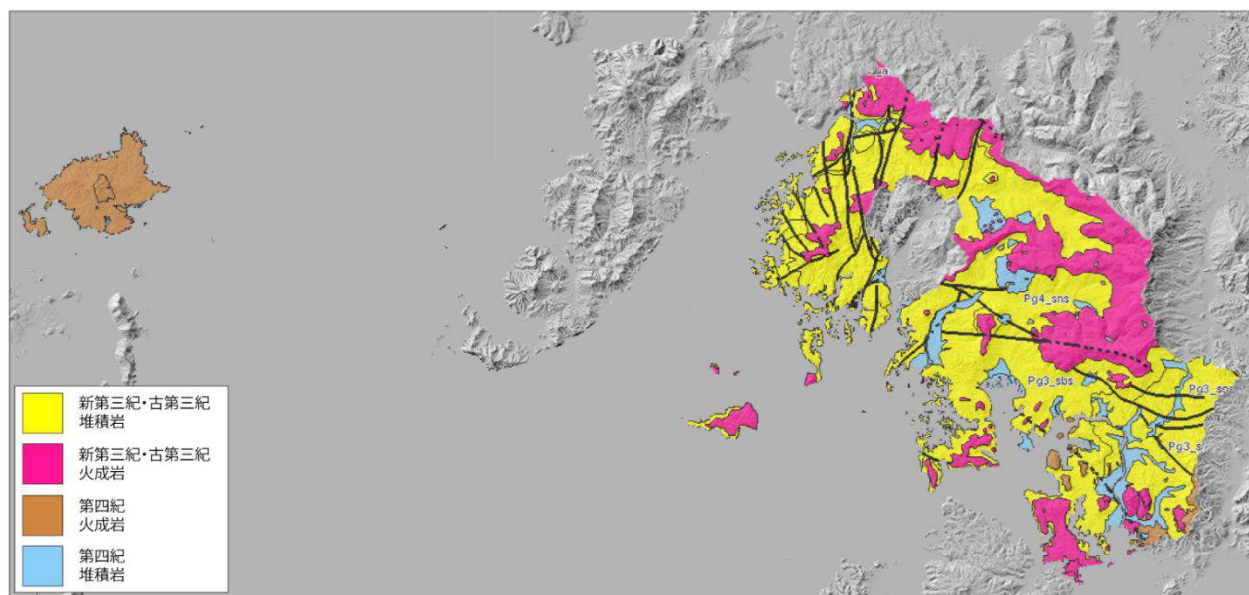


図 12 佐世保市の地質図(産総研日本シームレス地質図 v2 より)

### ③水系

本市には国土交通大臣が指定する 1 級河川はなく、長崎県が管理する 2 級河川では、大村湾・佐世保湾へ流入する河川として宮村川、かねだこもりはいきひう金田川、小森川、早岐川、日宇川、福石川、佐世保川があります。同じく平戸瀬戸、九十九島への流入する河川には相浦川、あいのうら佐々川、小佐々川、竹田川、上矢岳川、大加瀬川、樋口川、鹿町川、江迎川があり、離島部では唯一、えむかえ宇久島に江端川が指定されています。それぞれ下流域を中心とした地域には古くから人の生活が営まれてきました。特に市北部を流れる佐々川と相浦川によって形成された佐々谷、相浦谷では、段丘崖や段丘面に多くの洞窟遺跡や関連遺跡が確認されています。

そのほか、佐世保市が管理する準用河川は 23 河川（延長 18.1km）、普通河川は 738 河川（450.1km）があります。

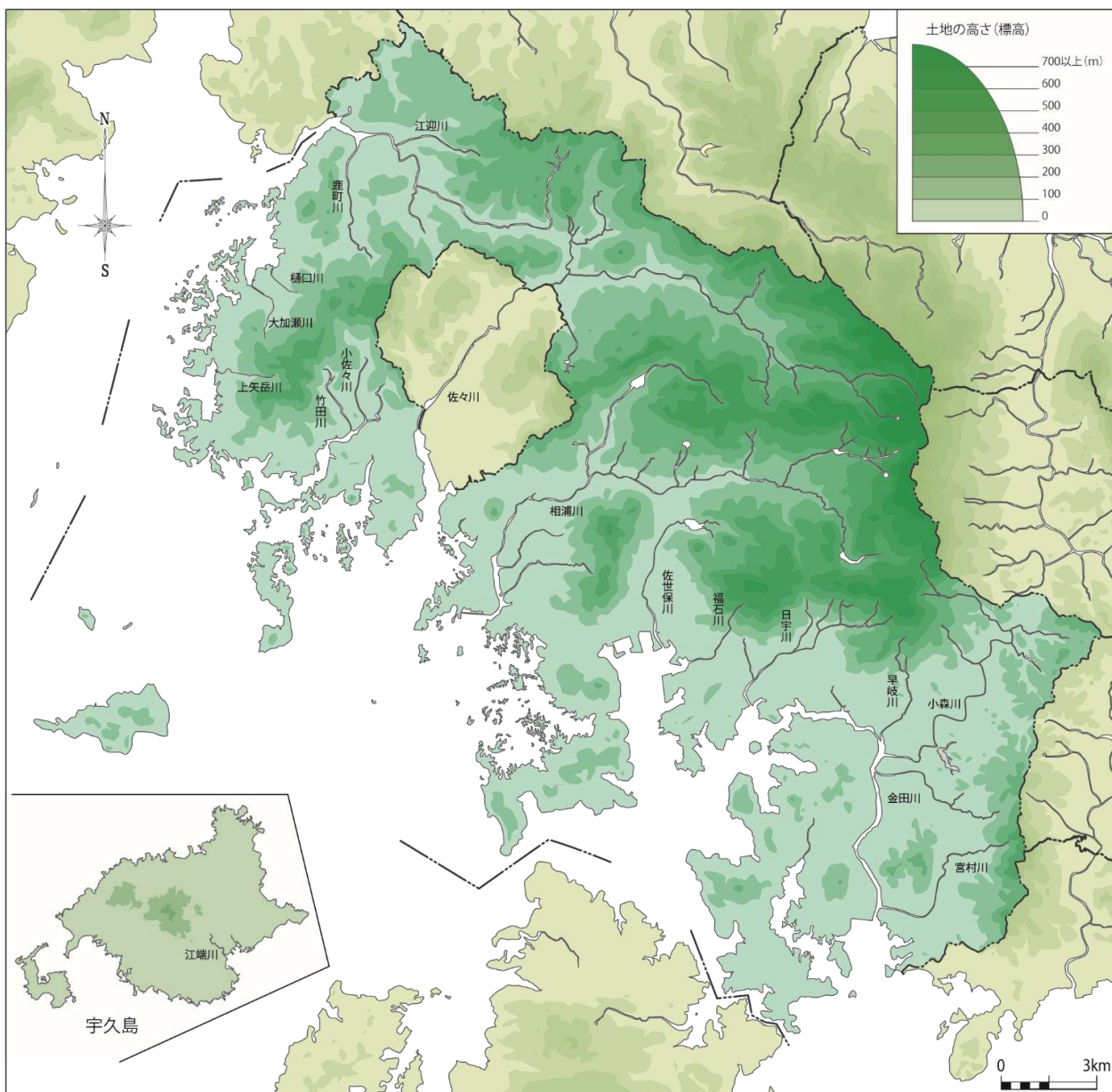


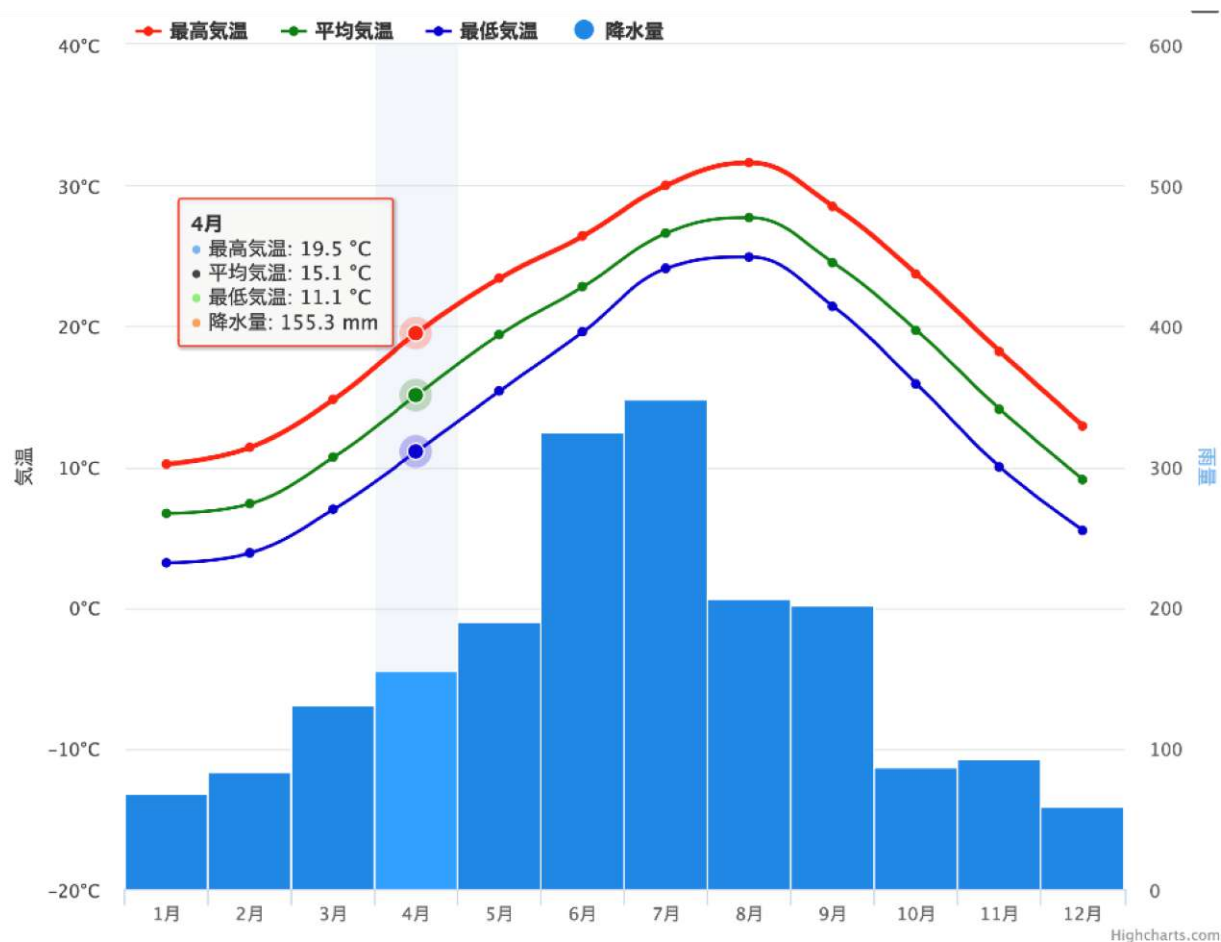
図 13 佐世保市の地質図

### (3) 気候

佐世保市がある九州・沖縄地域の気候は大まかな分類ではアジアモンスーン気候区に属しており、さらに日本全体を対象とした気候分類では九州型、瀬戸内海型、南海型の3つに分類されています。このうち九州型はさらに7つの類型、すなわち日本海型気候区、瀬戸内海型気候区、西海型気候区、内陸型気候区、南海型気候区、山地型気候区、亜熱帯気候区に分類されています。佐世保市が属する長崎県はこのうち西海型気候区に該当しています。

西海型気候区の特徴は一般的に、「年平均気温が16～17℃、年降水量200mm前後、1月の平均気温は6℃以下で、冬季は暖かく、夏は比較的涼しい」とされており、本市は年平均気温が17.0度、年間降水量が1949.7ミリで、国内では比較的温暖・多雨の傾向があります。また、最寒月気温に関しては若干高く、近海を流れる対馬海流の影響を受けていると考えられています。

風況については、季節風の影響を非常に受けやすく、概ね冬の北西風、夏の南東風が強い傾向があります。さらに、夏は台風の影響を受けることが多く、特に台風が対馬海峡付近を通過した場合は猛烈な南風が吹き荒れます。



佐世保 年平均気温：17.0℃ 年降水量：1949.7 mm 統計期間：1981～2010

図14 佐世保市の平均気温・降水量

#### (4) 植生

佐世保市は最も高い国見山でもその標高は776mであり、全て低地帯に属しており、温暖性の植物が多く見られます。さらに、冬季は暖かく、夏季は比較的涼しいという西海型気候区に位置し、かつ対馬暖流の影響を受けているために、海岸部においては南日本系や南方系の植物が多いという特徴があります。特に島しょ部は、シダ植物などの南方系植物の分布の北限とされる地域であり、アコウやサザンカが防風林として植えられてきた歴史もあることから、特有の植生景観を形成しています。

佐世保市全域の植生を見渡した状況として、標高200～300mより高いところにはスギ・ヒノキなどの人工林が分布し、それより低い丘陵地や急傾斜地にはシイ・カシなどの二次萌芽林が分布しています。極相林は極端に少なく、神社の社叢や国見山の一部に見られる程度です。そして川沿いの低地を中心に水田雑草群落分布しているため、モザイク画を見るような植生分布となっています。

本来、佐世保市を含む九州北西部はシイ・カシ類が優勢となる照葉樹林帯であり、江戸時代から戦後にかけて薪炭として盛んに伐採が行われていましたが、電気・ガスの普及により薪炭林は放置され、原植生であるシイ・カシ類の二次萌芽林が繁茂する現存植生になったと考えられます。

さらに、1950～70年代にかけての住宅建設ラッシュに伴う官民挙げての拡大造林事業により、産地を中心にスギ・ヒノキの人工林が拡大し、現在の状況が形成されています。

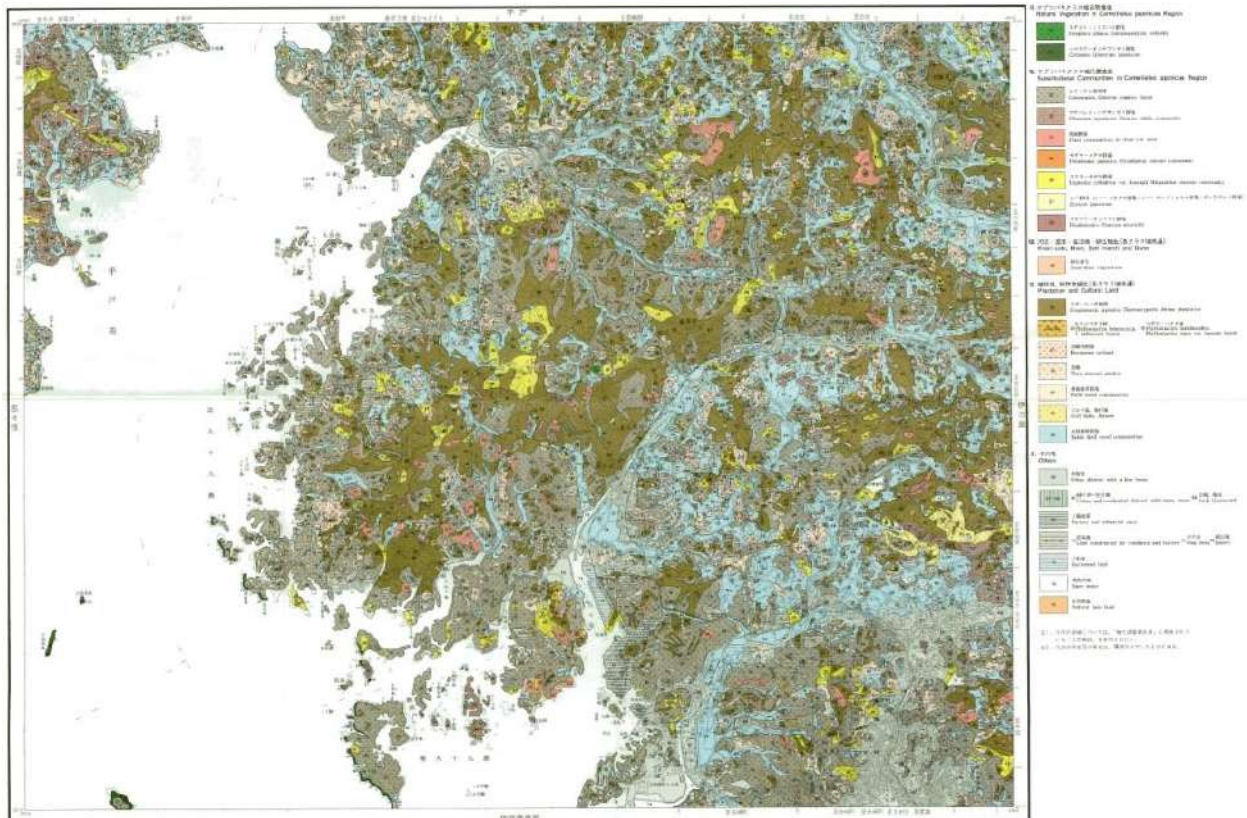


図15 佐世保市の植生図

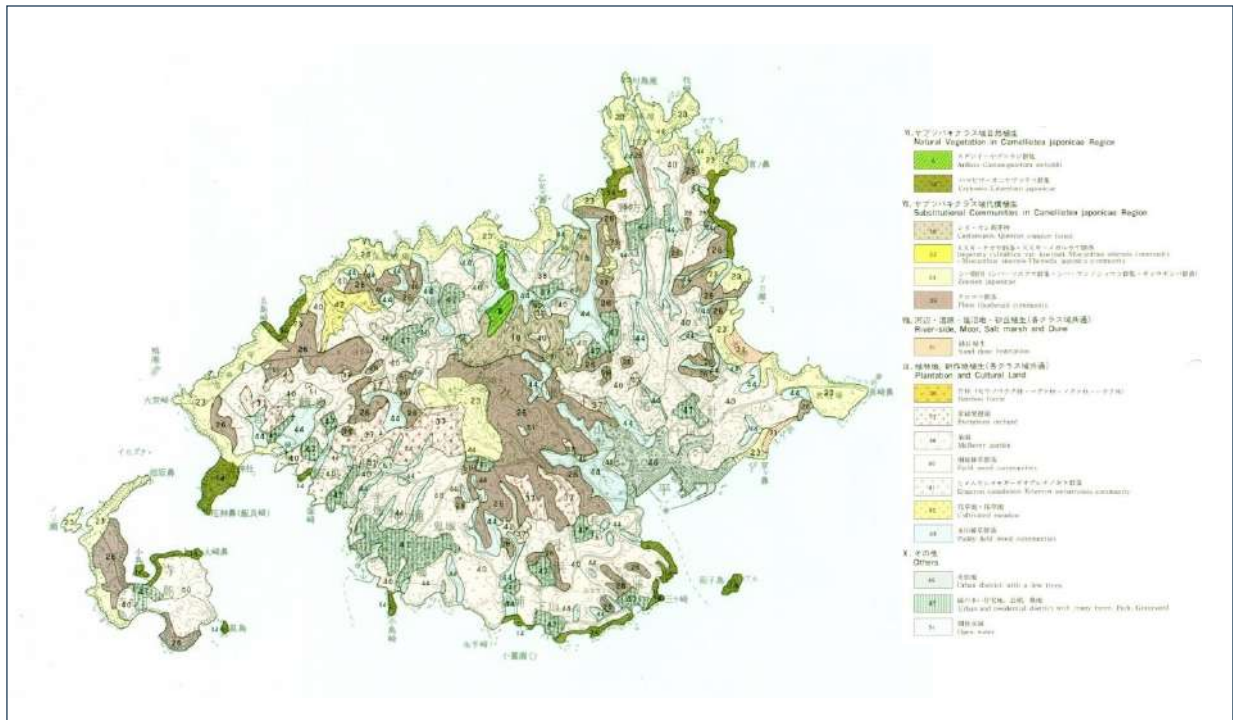


図 16 佐世保市宇久島の植生図

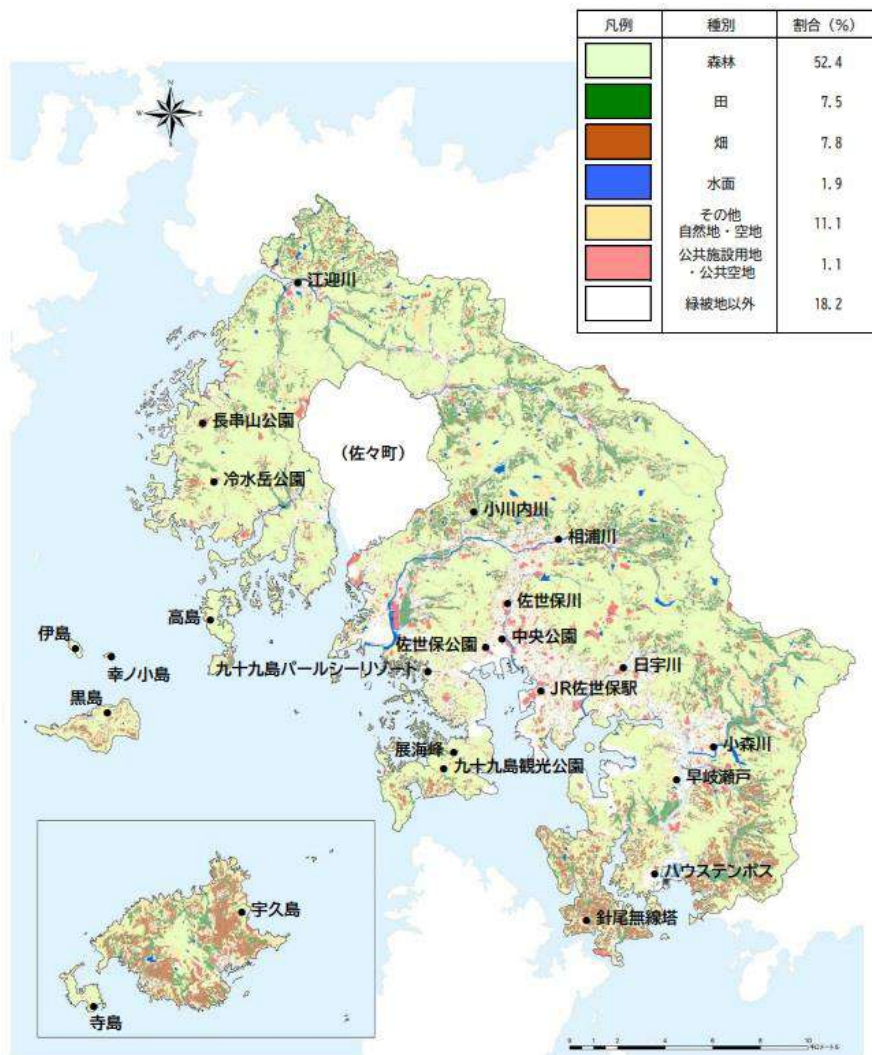


図 17 佐世保市の緑被地分布図（佐世保市緑の計画）

## 2 社会的環境

### (1) 地域の変遷

江戸時代、平戸藩及び大村藩に位置していた佐世保市域は、明治時代、軍港を中心とした都市として発達していきます。明治17（1884）年は3,800人程度だった人口が、10年後の明治27（1894）年には17,000人にふくれあがり、さらに明治32（1899）年には40,000人になっています。そこで、佐世保村から明治35（1902）年に市制が敷かれることになり、急速に発展しました。

その後、昭和初期から戦後にかけて、近隣の日宇村、佐世村、相浦町、早岐村、大野村、皆瀬村、中里村、なかざと 柚木村、ゆのき 黒島村、折尾瀬村、江上村、崎針尾村、宮村の1町11村を編入しています。

また、平成になると自治体の広域化による行財政基盤強化を目的とする、いわゆる「平成の大合併」のなか、本市も平成17（2005）年に北松浦郡吉井町、同世知原町、平成18（2006）年に北松浦郡小佐々町、同宇久町、平成22（2010）年に北松浦郡江迎町、同鹿町町と合併し、現在の新しい佐世保市が誕生しました。

表4 佐世保市域の移り変わり（概要）

年月日	変遷	人口（人）
明治35（1902）年4月1日	佐世保市制施行	45,766
昭和2（1927）年4月1日	日宇村、佐世村を編入	133,581
昭和13（1938）年4月1日	相浦町を編入	190,418
昭和17（1942）年5月27日	早岐村、大野村、皆瀬村、中里村を編入	266,269
昭和29（1954）年4月1日	柚木村、黒島村を編入	242,376
昭和30（1955）年4月1日	折尾瀬村、江上村、崎針尾村を編入	254,479
昭和33（1958）年8月1日	宮村を編入	264,525
平成17（2005）年4月1日	吉井町、世知原町を編入	248,041
平成18（2006）年3月31日	小佐々町、宇久町を編入	259,479
平成22（2010）年3月31日	江迎町、鹿町町を編入	261,101
令和8年（2026）年3月31日	現在	●



図18 佐世保市域の区割り

## (2) 人口動態

明治 19(1886)年に軍港と海軍鎮守府の設置が決定してから急速に人口が増加し、市制が施行された明治 35(1902)年末には 50,000 人を突破する勢いでした。その後も人口は増加の一途をたどり、終戦直前には一時的に 300,000 人を超えていました。しかし、終戦によって海軍という大きな柱を失った佐世保市からは人口の流出が続き、昭和 20(1945)年末には約 140,000 人にまで減少しています。

その後は、朝鮮戦争による特需やそれに伴う米軍基地の強化、新たに発足した海上自衛隊基地の誘致、旧海軍工廠の施設を受け継いだ造船業の活況により盛り返し、昭和 34(1959)年には 265,781 人と戦後最多となっています。それ以降、近隣町との合併による小幅な増減を繰り返して現在に至っています。本市の総人口は、微減ながら約 25 万人規模で推移していましたが、国全体の人口が減少に転じた中、本市も今後は急激な人口減少が見込まれています。令和 7 年(2025)11 月時点の本市の人口は 226,657 人で、国立社会保障・人口問題研究所の令和 5 年度推計によると、令和 17(2035)年には 201,784 人となることが予想され、平成 27(2015)年に比べ約 5.5 万人減と、急激な減少が見込まれています。令和 8(2036)年 3 月時点の人口は 200,000 人です。また、令和 32(2050)年には人口が 165,944 人になると予想されています。

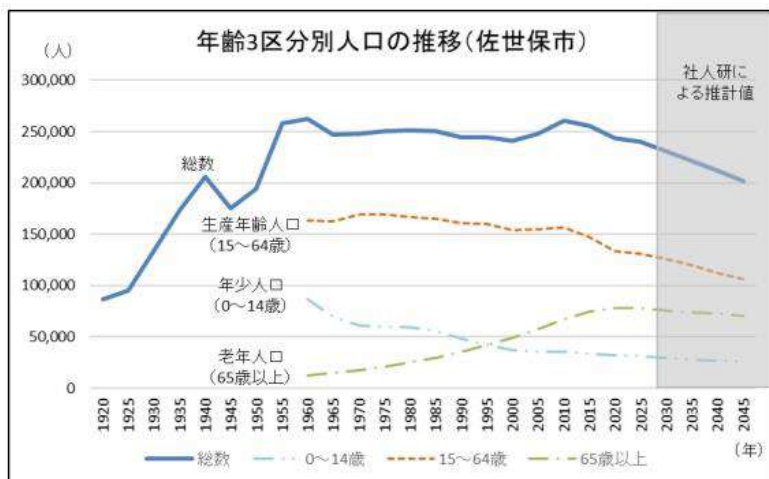


図 19 佐世保市の総人口及び年齢 3 区分別人口の推移と見通し① (出典：国勢調査・社人研推計)

また、人口の年齢構成については、令和 2 年に高齢者数がピークに達し、その後減少に転じますが、年少人口及び生産年齢人口が減少する中で高齢化率は増加し、令和 17 年には高齢化率が 33.1%となり 3 人に 1 人が高齢者となると予想されます。



図 20 佐世保市の総人口及び年齢 3 区分別人口の推移と見通し② (出典：国勢調査・社人研推計)

### (3) 産業

本市の就業者総数は、従来より微増減を繰り返してきていますが、最近では合併効果もあり微増している状況です。昭和 50 (1975) 年には 111,864 人でしたが、令和 4 (2022) 年は 114,159 人と、1.2%の微増であり、ほぼ横這い状況といえます。令和 4 (2022) 年の就業者数のうち、高齢者は 18,128 人であり、高齢化率は 15.9%です。

産業別就業者割合をみると、昭和 30 年代から一貫して第 1 次、第 2 次産業よりも第 3 次産業の就業者数が多いという特徴があります。これは谷間に立地し、優良な農地や漁港が少ない佐世保市の特徴的な傾向です。

令和 4 年度における産業別就業者の割合は、第 1 次産業では農業 (2,834 人・就業者総数に占める割合 2.5%) と漁業 (1,375 人・1.2%) が多くを占めていますが、全体から見ると少数となっています。

第 2 次産業では建設業 (9,478 人・8.3%) と製造業 (11,672 人・10.2%) が主となっています。第 3 次産業では、医療・福祉 (18,611 人・16.3%)、卸売・小売業 (17,790 人・15.6%) が主となっていますが、他にサービス業関係が多くを占めています。

近年の傾向としては、第 1 次、第 2 次産業とも就業者数が減少傾向にあり、第 3 次産業は増加傾向にあります。この傾向は全国的にも同様となっていますが、特に第 1 次産業の衰退が著しいこともあり、この傾向はさらに加速するものと考えられています。

なお、就業者の高齢化は今後も深刻な問題で、特に農業就業者に顕著に表れており、高齢者数は 1,654 人で高齢化率は 58.4%と半数以上が高齢者となっています。漁業就業者では高齢者数 354 人、高齢化率は 25.8%とそれほど高くはありませんが、次世代の 50~64 才が 444 人おり、今後高齢化が急速に進展すると推測されます。

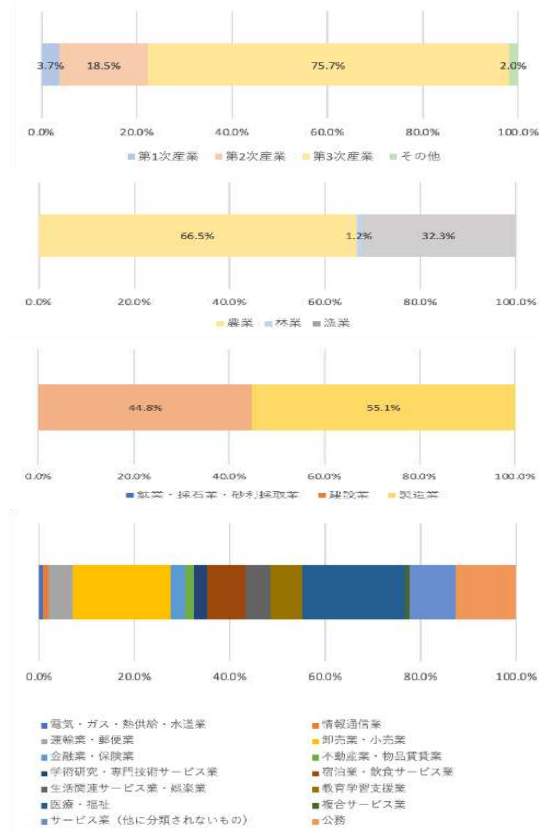


図 21 佐世保市の産業分類別従事者

## ①製造業と商業（卸売業・小売業）

製造業についてみると、令和元（2020）年における本市の製造品出荷額は、県内では 3 位の 2,322 億円にのびます。このうち輸送用機械器具製造業や、はん用機械器具製造業といった造船関連産業は製造業全体の約 4 割を占めており、造船関連企業が本市製造業の中心となっています。ただし、製造業の構成比率が小さい上、造船業を中心にした偏在が見られ、市全体として造船業の業況に大きな影響を受けやすい傾向にあります。

一方、卸売業・小売業についてみると、平成 28（2016）年における本市の商店数は 2,501 店（卸売 548 店、小売 1,953 店）、年間商品販売額は 6,916 億 5 万円にのび、長らく続いた減少傾向から転じて、増加の兆しが見えます。しかしながら、それまでの減少傾向の中では、長らく地域の商業を支えてきた小・中規模の商店の衰退があったことから、市内や周辺市町の生産地と消費地を結ぶ流通システムが大きく変化しているともいえます。

### 製造品出荷額等の推移

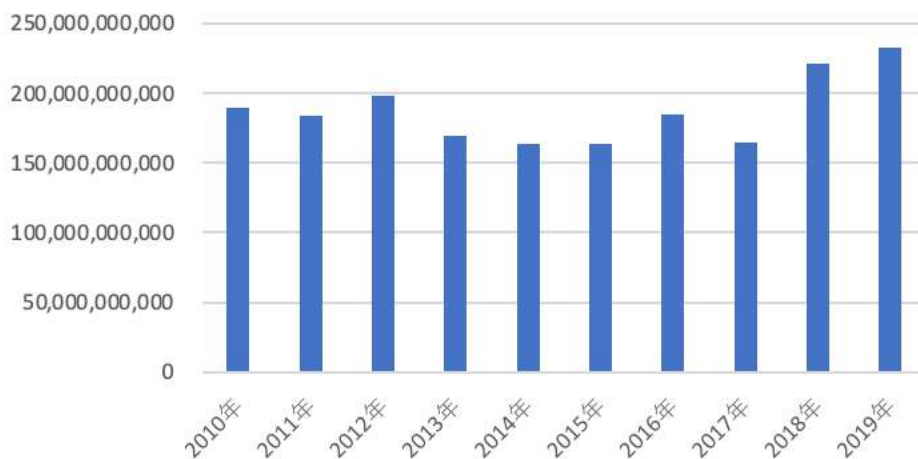


図 22 佐世保市の製造品出荷額

### 商店数と年間商品販売額の推移



図 23 佐世保市の商店数と年間商品販売額

## ②農業

**米** 佐世保市水田農業は、中山間地域に広く分布しています。作付農家も多く、地域の生産基盤となっており、需要に応じた計画的生産を図りつつ消費者ニーズを考慮した低コスト、良品質米の生産とともに、低農薬米など付加価値の高い米作りを目指しています。

**果樹** 佐世保市の温州みかんは「西海みかん」としての評価が高く、市の南部、針尾、宮、早岐地区を中心に栽培され、全国的にも有名です。現在市場では高糖度みかんに対する需要が高くなっており、ブランド商品である「出島の華」(糖度 14 度以上)、や「味っ子」「味まる」等(糖度 13 度以上)の高糖度の温州みかんは市場でも高い評価を受け、仙台、東京方面に出荷しています。

**野菜** 佐世保市での野菜の栽培で比較的面積の多いものは 10 月下旬から翌年 7 月までに出荷される三川内、早岐、宮で主に栽培されている「冬春なす」があげられ、佐世保市場や関東市場へ出荷されています。また、三川内、早岐で栽培されている 12 月中旬から 4 月中旬頃まで出荷される「冬春レタス」、旧市内の横尾町、春日町、松山町等で栽培されている「近郊野菜(軟弱野菜)」と呼ばれる「ハウレンソウ」「ミツバ」「メネギ」「春菊」「パセリ」、吉井地区、江上地区で栽培されている「いちご」、中里皆瀬地区で栽培されている「施設しょうが」や「露地しょうが」、柚木地区の「トマト」「アムスメロン」などが特に有名です。最近では「アスパラガス」や「ブロッコリー」などの栽培が増加しています。現在、「西海なす」として銘柄が確立されている施設なすをはじめ、施設いちご、きゅうり、生姜、レタスなどが生産されています。

**花き** 佐世保市における花き類の栽培は古く、明治 35 (1902) 年に黒髪町で始まっています。現在の花き栽培は昭和 24 (1949) 年頃から本格的に開始され、昭和 55 (1980) 年には、宮地区の西海菊の県外出荷、昭和 57 (1982) 年からはカーネーションの県外出荷が始まっています。市内での主な産地は早岐、三川内、日宇、柚木、一部針尾、大野でも栽培されています。

**茶** 深い霧と高原の冷涼な気候にはぐくまれた世知原茶は、旧世知原町の基幹作物として位置づけられており、合併後における本市の特産品として味、香り、色の 3 拍子揃った高品質のお茶として有名で、県内における高品質茶としての地位を固めています。

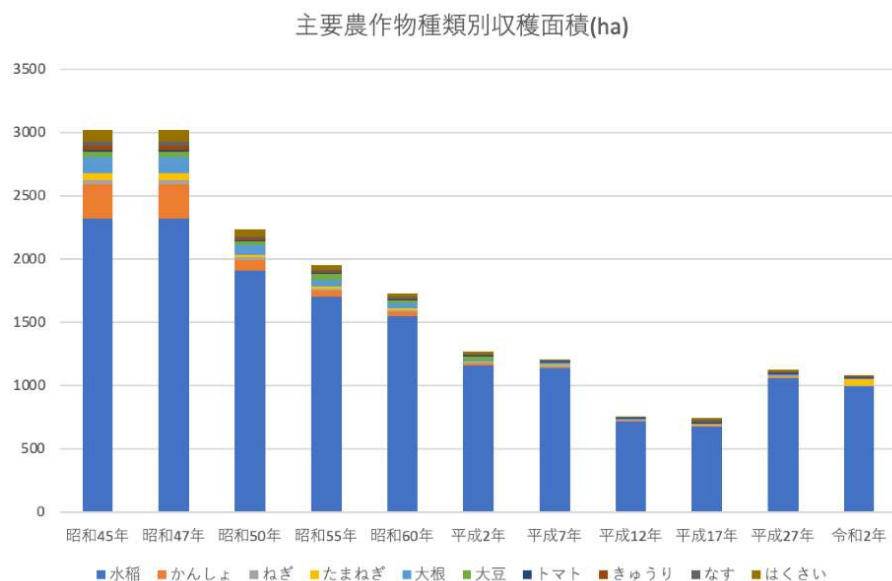


図 24 佐世保市の主要農作物種類別収穫面積 (ha)

### ③漁業

#### 大村湾海域（佐世保湾を含む）

主に小型底曳き、採介藻、刺網等の漁業が営まれております。また、海域の特徴である静穏域を利用したカキ養殖も行われています。

佐世保港では「漁船の操業制限等に関する法律」によって提供水域が設定されており、漁業活動が制限されています。このため、海域の漁業者は、湾外への出漁を余儀なくされています。

また、一部の静穏域ではハマチ・マダイを中心に魚類養殖も行われています。

#### 九十九島海域

イワシ・アジ・サバ等を対象としたまき網漁業、タイ・イサキ等を対象にした一本釣漁業、その他ゴチ網、刺網等の漁船漁業が幅広く行われています。特に小佐々地区においては、漁獲したイワシを原料にイリコの生産が盛んに行われています。

また、複雑な海岸線で形成される磯では、アワビ・ウニ・ヒジキ等の採介藻漁業が営まれ、島影等の静穏域では、ハマチ・マダイ・トラフグを中心とした魚類養殖およびカキ等の貝類養殖が盛んに行われています。

#### 宇久海域

宇久地区では天然礁および魚礁に生息するイサキ・タイ等を対象にした一本釣、対馬暖流ののって回遊するヨコワ等を対象にした曳網漁業、沿岸域での延縄、刺網漁業など小型漁船を使用した漁船漁業が営まれています。

また、沿岸域の岩礁地帯では、アワビ・ウニ等の採介藻漁業が営まれています。近年磯焼けの影響で危機的な状況となりました。

### 水揚数量(t)

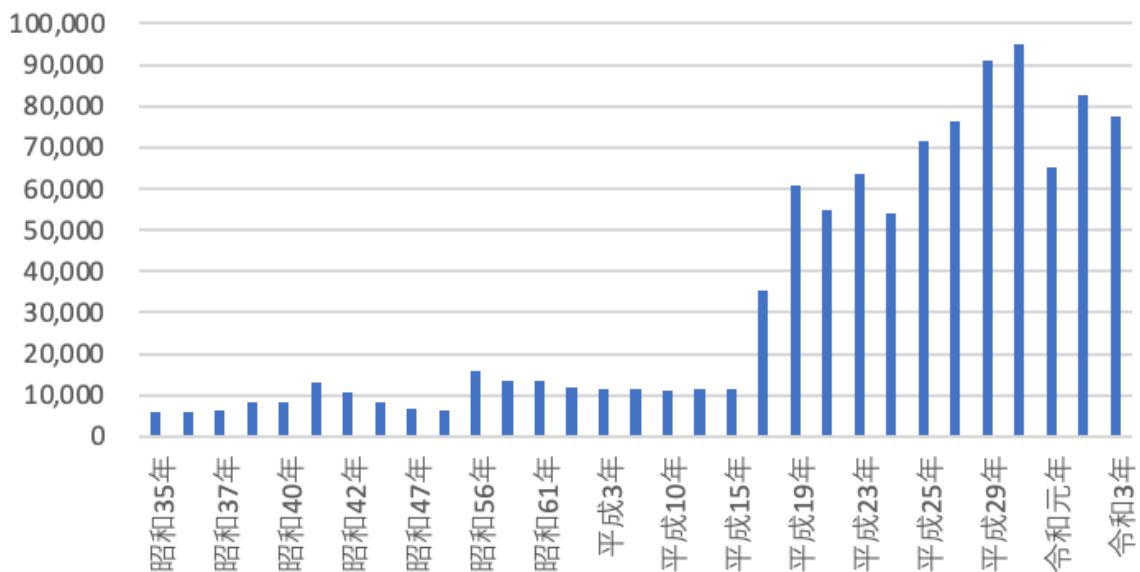


図 25 佐世保市の水揚数量(t)

#### ④観光

佐世保市と離島隣接町の小値賀町が形成する「海風の国」には、「海」を舞台とした様々な自然、歴史、文化、食、人物、技術、信仰が世界と交流しながら、島々、浦々に伝わり、根付き、そして、それぞれの地域で独自の発展を遂げ、現在、多様な魅力となって各地域で輝きをもって今に伝わっています。佐世保市では、第3次産業への就業割合が高く、佐賀県西部を含んだ広域中心商業都市としての機能を持っています。市中心部では、既存商店街及び隣接する大型商業施設により回遊性向上や滞在時間延長に向けた取り組みが進められており、近年では新たな消費取り込みのため、増加するクルーズ船観光客に対する買い物環境整備が進められています。

令和6年佐世保市観光統計によると、国際クルーズ拠点としての佐世保港浦頭岸壁が令和6（2024）年に本格的に運用開始し、佐世保港三浦岸壁と合わせて前年比 3.6 倍の 72 隻（前年比 52 隻増）、乗客・乗員を合わせた乗船者数は、前年比 5.3 倍の 24 万 1 千人（前年比 19 万 6 千人増）となり、寄港回数・乗船客数ともに前年を大きく上回りました。さらに、閑散期におけるイベント効果や北部九州総体（インターハイ）の開催などによる観光客の増加（7 月前年比 111.1%、8 月前年比 117.9%）等により、年間の観光客数（延べ数）は約 519 万 6 千人（前年比 105.3%、約 26 万人増／令和元年比 89.2%、約 62 万 8 千人減）となり、宿泊客数（延べ数）においては、約 183 万人（前年比 101.1%、約 2 万人増／令和元（2019）年比 99.1%、約 1 万 6 千人減）と令和元（2019）年とほぼ同水準の宿泊客数となりました。

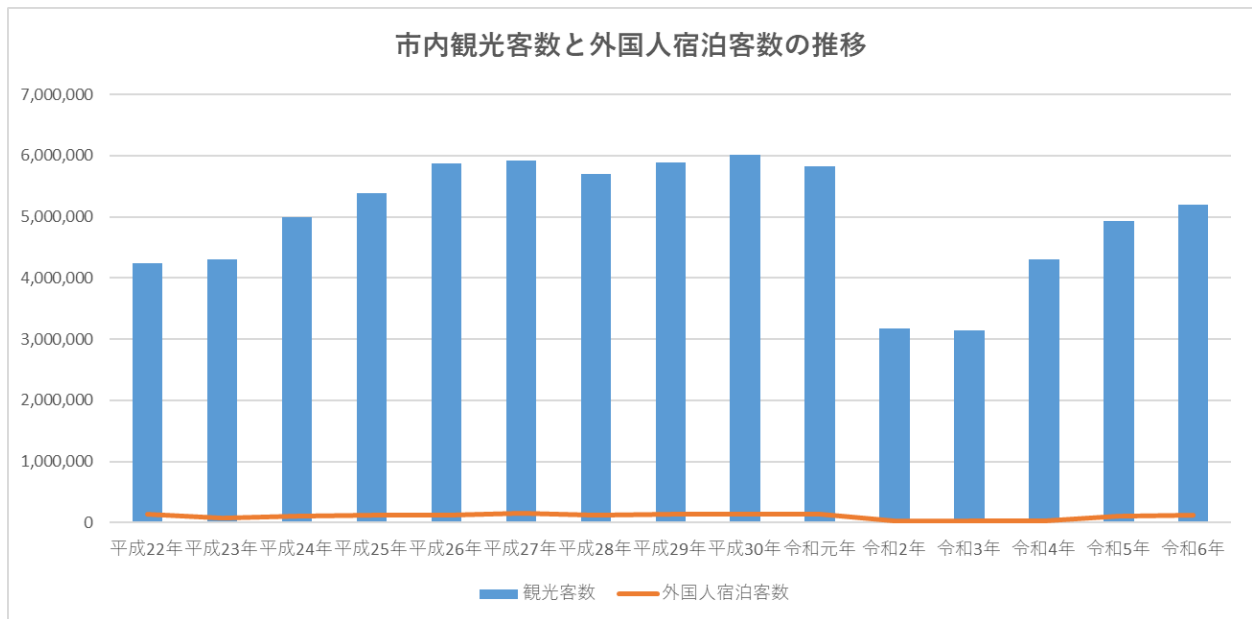


図 26 佐世保市の観光客数と外国人宿泊客数

#### (4) 土地利用

本市の令和3（2021）年における土地利用面積の構成比は、山林が45.9%と最も高く、次いで田が14.0%、宅地が13.1%となっています。近年は田や畑、原野の割合が減少し、宅地と山林の割合が増加しています。

なお、平成22（2010）年の市町村合併により、山林の面積の割合が増加し、畑と宅地の割合が減少しています。

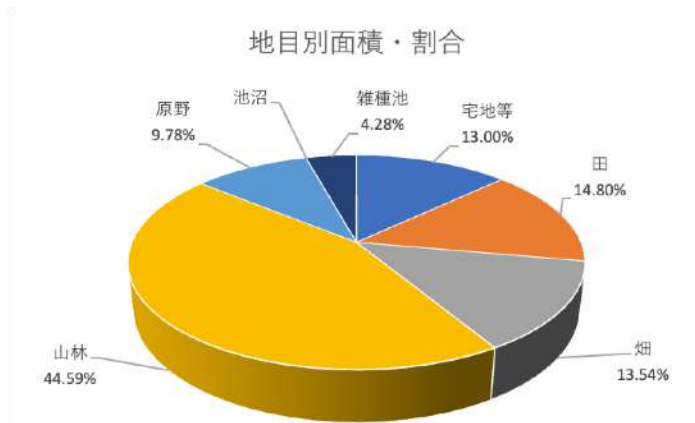


図27 佐世保市の地目別面積・割合

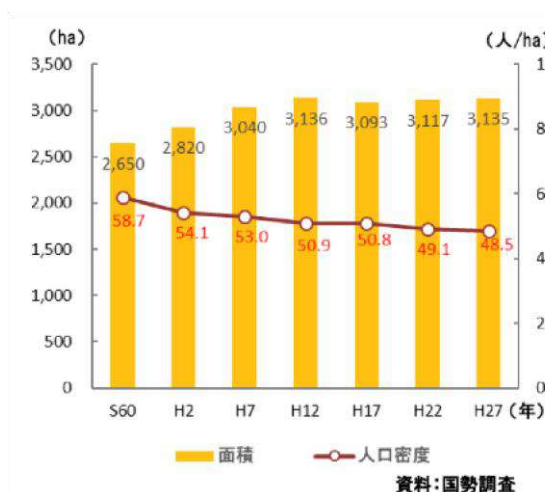


図28 人口集中地区の面積と人口密度

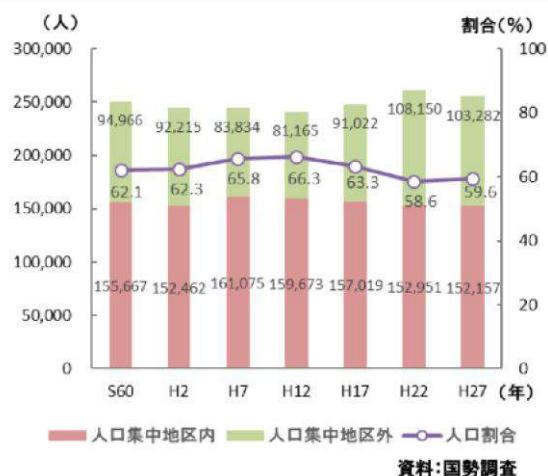


図29 人口集中地区の人口割合

## (5) 交通

佐世保駅は JR 佐世保線の終着駅であり、県北地区へは第 3 セクターの松浦鉄道により、県南地区（長崎）へは JR 大村線により連結しています。西肥バスとさせぼバスにより、市内各所を繋いでいるほか、高速バスが長崎駅及び長崎空港、博多駅及び福岡空港に繋がっています。また、三浦地区の鯨瀬<sup>よろづ</sup>栈橋及び万津<sup>よろづ</sup>栈橋は離島航路の発着基地になっています。

国道による隣接地域との主要アクセスは、西九州自動車道（高規格自動車専用道路）、国道 35 号、202 号、205 号、498 号、主要地方道・佐世保嬉野、佐世保日野松浦、佐世保吉井松浦の各線、一般県道・佐世保鹿町、佐世保世知原の各線により連結しています。国道 35 号、204 号は市内を南北に貫く幹線道路ですが、地形の制約から幅員が狭く、朝夕の交通混雑の一員となっています。

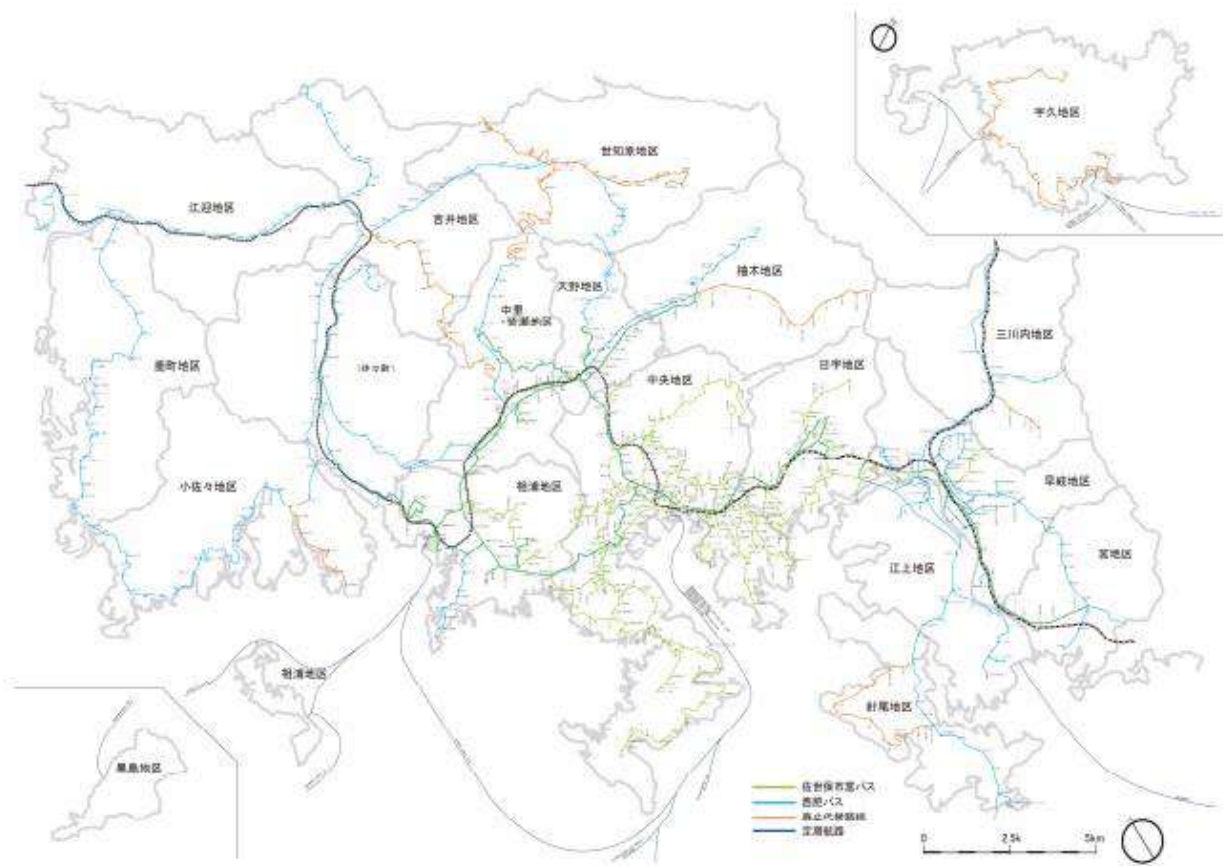


図 30 佐世保市の交通（出典：佐世保市地域公共交通計画 令和 6 年 6 月改訂）

## (6) 文化財に関連する施設

佐世保市街地には、登録博物館である佐世保市博物館島瀬美術センター（愛称：しまび）があり、本市の文化財や歴史文化に関する資料の収集・保存、展示・教育、調査・研究を推進する経緯で昭和 58（1983）年に開館しましたが、現状は資料の保存・展示を中心に行っています。そのほか、本市の特色の 1 つでもある洞窟遺跡にスポットを当て、福井洞窟を中心とした調査・展示を行っている福井洞窟ミュージアムが令和 3（2021）年 4 月に開館しました。このミュージアムは出土資料や高さ 6m にもおよぶ剥ぎ取り土層の実物など、ジオラマや映像を駆使して展示を行っており、体験施設としても活用されています。

また、市立図書館（本館）においても、書跡・典籍・古文書等の資料の収集・保存とともに、調査を実施しています。

こうした施設に加えて、地域の特色ある文化財を展示紹介する施設として、世知原地区炭鉱資料館、うつわ歴史館、三川内焼美術館、海上自衛隊佐世保史料館、佐世保市総合教育センター・少年科学館、九十九島パールシー水族館、九十九島動物園、浦頭引揚記念館、楠本端山旧宅、旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設、宇久島資料館、木場浮立資料館兼伝承所があります。現在、市内近代化遺産のガイダンス施設としてさせぼ立神近代化歴史公園を整備し、令和 8 年（2026）度の開館を目指しています。その他、黒島天主堂、江迎本陣、コミュニティセンター（鹿町地区、小佐々地区、宮地区）、等においても文化財展示コーナーを設けており、地元の方々が日常生活の中で学習することができる機会を提供しています。

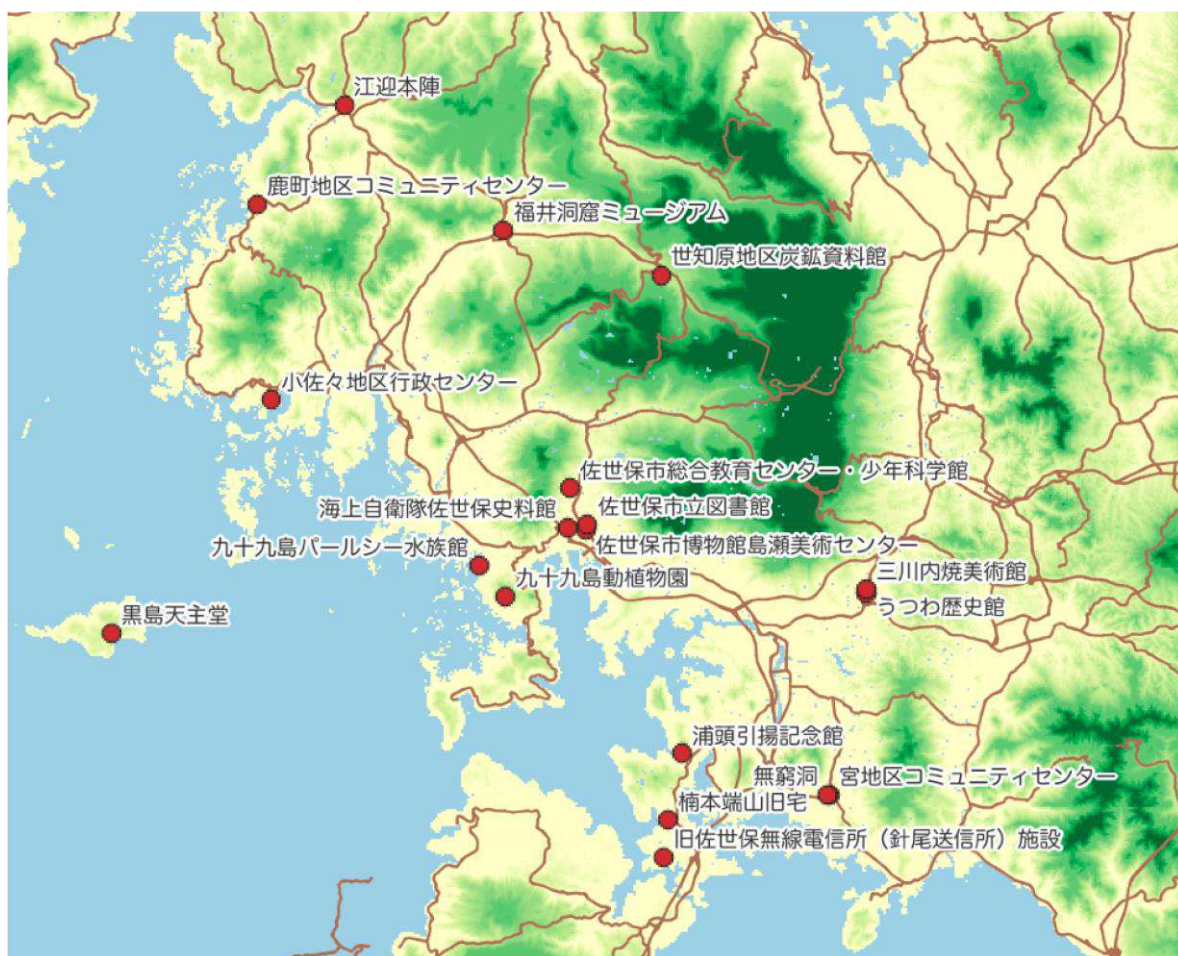


図 31 佐世保市文化財関連施設

文化財施設概要



写真1 佐世保市博物館島瀬美術センター



写真2 福井洞窟ミュージアム



写真3 世知原地区炭鉱資料館



写真4 うつわ歴史館



写真5 宇久島資料館



写真6 木場浮立資料館兼伝承所



写真7 市立図書館



写真8 西海国立公園九十九島水族館海きらら

### 3 歴史的背景

#### (1) 旧石器・縄文時代

##### ①本市のはじまりと旧石器時代の暮らし

本市における最初の人々が、いつから、どのような暮らしをしていたのかは、まだ明らかではありません。日本列島に人類の生活の痕跡が明確になるのが少なくとも 38,000 年前頃と考えられています。本市吉井町の直谷岩陰では、最下層の炭化物から 40,000 年を越える年代値が得られ、同層で安山岩の破片を加工した石器が数点見つかっています。これが実証されれば、朝鮮半島や中国大陸を經由して人類が日本列島へ到来したルートを解明する手がかりになるかもしれません。

本市域における 30,000 年前後の後期旧石器時代の状況は、玄武岩溶岩台地上の標高 400m を超える山間部に立地する遺跡と河川流域の沖積低地からやや高い 100m 前後の微高地に立地する遺跡があります。

高地の遺跡では、板山遺跡、牟田原遺跡、江里峠遺跡等があり、河川の水源近くや高地のため池の周りに分布しています。これら遺跡からは、黒曜石製のナイフ形石器や台形石器、剥片尖頭器といった狩猟具の石器群がまとまって出土しています。当時は、氷河期であったため、山間部は針葉樹や落葉樹にササ類が繁茂する草原地帯であったと考えられます。水場の近くで狩猟を行っていたのかもしれません。

低地にある遺跡には、横手遺跡や上原遺跡、根引池遺跡があります。根引池遺跡は、円い黒曜石を加工したナイフ形石器が製作されていて、中にはこの円い黒曜石を穴に埋めこんだ遺構が見つかっています。ベースキャンプを転々と遊動する際にこの場所を拠点として移動を行っていたことが分かります。

そのほか、旧石器時代には、菰田洞穴、岩下洞穴、泉福寺洞窟など溶岩台地の頂部から谷への斜面途中に立地する洞窟・岩陰が遺跡として利用されています。以上のように、旧石器時代では、各時期を通じて台地上の頂部と河川流域の微高地をベースにキャンプサイトとして遊動生活をしていたことが分かります。

##### ②旧石器時代から縄文時代へ

19,000 年前から 14,000 年前の後期旧石器時代終末期から縄文時代草創期にかけては、細石刃と呼ばれるカミソリ刃を組み合わせて使う道具が列島の各地で流行します。本市域には列島を俯瞰してみても、重厚な遺跡が密にあります。その中核が、福井洞窟、泉福寺洞窟、直谷岩陰です。

福井洞窟の層位的発掘調査からは、細石刃の出現から終焉までの技術の移り代わりを知ることができます。その層位的調査を泉福寺洞窟や直谷岩陰と重ね合わせることで、細石刃文化の中で土器が出現する過程、つまり、「旧石器時代の出口、縄文時代への入口」を知ることが出



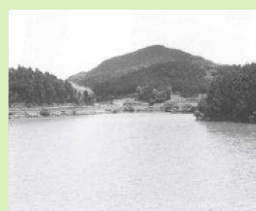
氷河期の海岸線



直谷岩陰



直谷岩陰出土品



根引池遺跡



国特別史跡 福井洞窟



国重文 福井洞窟出土品

来ます。このように、本市域は、当時の最先端技術を取り込んで新たな文化へと移行していますが、一方で、他地域と比べて細石刃が土器出現後も利用され続けるといった独自の文化圏を作り出しています。

これは、遊動生活から定住化へと新たな生活スタイルに向かう中で、洞窟の利用といった地域性が顕在化しているとも考えられています。

### ③縄文時代の佐世保—西海の縄文文化—

11,600年以降には、地球全体が温暖化に向かい環境が大きく変化します。10,000年前の縄文時代早期では、拠点となる遺跡と狩猟キャンプのような衛星的な遺跡が一定の距離に分布しています。岩下洞穴では、埋葬人骨が27体も発見されていて、その周辺では木の実などの加工具に使われる台石や石皿もみられます。埋葬や移動に不向きな台石などは定住化を示す大きな要素で、岩下洞穴は拠点遺跡といえます。

6,000年前の縄文時代前期になると、海岸部に遺跡が分布し貝塚を形成するなど海洋性の特性が強まります。この時期、相浦川流域では、山間の岩下洞穴から河口近くの下本山岩陰に拠点が移動します。下本山岩陰の前面にある門前遺跡では、銚などの漁撈具などのほか、解体加工具が多く見つかっていて海洋的な集団の存在が考えられます。相浦川流域では2km圏内に遺跡が分布していて、移動領域も明確になっています。岩下洞穴からは、鯛の骨が見つかっており、恐らく下本山岩陰の人々を伝っての交易も想像されます。

4,000年前の縄文時代後期では、再び洞窟利用が活発化していきます。岩谷口第1・第2岩陰遺跡では、腰岳産黒曜石による狩猟具が大量に見つかっています。当時は、一時期寒冷な気候になっているため、シカ猟などの狩猟活動が活発化したのかもしれませんが。

## (2) 弥生時代・古墳時代

### ①弥生時代の始まりと海の道からの大陸文化や技術の導入

本市における弥生時代の状況は、弥生時代前期から後期までの遺跡が確認されています。

弥生時代前期の遺跡は、高島にある宮の本遺跡、鹿町町にある大野台支石墓群、相浦川流域に位置する相浦地区の四反田遺跡等で確認されています。特に大野台支石墓群で確認されている墓の形式は中国大陸や朝鮮半島の墓の形式であったことから、大陸文化の一つである埋葬方法が文化として海を渡って、佐世保に伝播していることが判明しています。

宮の本遺跡で出土した人骨は、西北九州系弥生人と称され、縄文系弥生人との混血によることが形質学的にもDNAを用いた理化学分析でも実証されています。高島は離島で営農場所が少ないにもかかわらず、農耕の痕跡とされる「石包丁」が発見されており、陸稲やアワ、ヒエなどの雑穀を栽培するなどの農耕を行っていたことが考えられます。



国史跡 泉福寺洞窟



国重文 豆粒紋土器



県史跡 岩下洞穴



出土人骨 (岩下岩陰)



国史跡 大野台支石墓群

また、墓の副葬品などから沖縄付近の海でしか採れないイモガイ製の貝輪をつけた女性人骨が出土しており、同様のイモガイ製の貝輪は北海道でも類似例が知られています。当時においても、沖縄から北海道まで日本列島を縦断した海の道があったことが想定され、その海の道に佐世保の海域が含まれていました。

四反田遺跡は、相浦川的作用により平地が作られ、水田に適した土地であったことから、集落が形成され、東西 80m、南北 50m の楕円形に並ぶ竪穴住居や住居列の内側には貯蔵穴、掘立柱建物が形成され、その外側には石棺墓等の墓域が発見されています。このように佐世保で発見された水田や住居、墓の形式や出土品から、大陸の文化や技術が伝播し、それらを享受していたことをうかがい知ることができます。

### ②多様化する弥生時代の生業

弥生時代中期の遺跡は、前期に引き続き四反田遺跡や萩坂町中村遺跡などで確認できます。相浦川流域では、川の氾濫が発生し、高い位置に集落を移動したと考えられています。今までの生活区域が川の流路の変化などで移動を余儀なくされることもありました。

弥生時代後期の遺跡は、相浦川流域の門前遺跡や下本山岩陰などで確認できます。門前遺跡は、相浦側流域で拠点的な遺跡になります。建物の柱の跡や中央に炉の跡が残る住居跡、墓が集中する墓域が見つかっており、墓からは鉄剣・刀子・ガラス玉などの副葬品が出土し、この周辺を治めていた身分の高い人の墓と考えられています。生活の痕跡を示す鋤や鍬などの木製の農具も多く出土しています。門前遺跡に対し下本山岩陰には、生活の跡は無く、墓地として使われていました。針尾島高畑遺跡においては、中国大陸から伝来した石器で木材加工に使われる扁平片刃石斧が出土しました。低地での米作りを行う時代であったにもかかわらず、高地で畑作そして狩猟を行って生活していたと考えられます。

### ③古墳が築かれた佐世保

本市における古墳時代の状況は、古墳の発見例自体は少ないですが、一部で出土した副葬品の状態がよく残されており、5世紀前半に築造された県指定史跡鬼塚古墳などが代表的な古墳となっています。この鬼塚古墳の円墳は肥後一帯の古墳の形式に類似しており、海の道による肥後一帯と佐世保の文化の交流があったことを裏付けるものとなっています。他には岬の先端付近に築造された早岐瀬戸に近い三島古墳、江上浦の岬の松ヶ崎古墳、宮地区にある盛土の滅失した円墳で石室を持つテボ神古墳等が挙げられます。古墳の立地箇所としては、岬の先端などを利用しており、あえてほかの人に見えるように築造されたのかもしれない。

最西端の遺跡の古田遺跡では、須恵器や土師器、埋葬人骨が発見されています。砂丘部分に遺跡が形成されているため漁労中心であった



四反田遺跡



水田跡（四反田遺跡）



宮の本遺跡



石棺墓（宮の本遺跡）



イモガイ製腕輪（宮の本遺跡）



門前遺跡



出土遺物（門前遺跡）

と考えられます。人骨は、砂丘に土坑を掘って埋葬していることから、他とは異なるものであると考えられます。本市では古墳時代の遺跡の発見例は少ないですが、古墳時代における活動の痕跡を見出すことができます。

### (3) 奈良・平安時代

#### ①佐世保に住む人々と文字資料の残存

奈良時代は本市の歴史の中で最もわかっていない時期でしたが、近年の発掘調査により断片的に分かり始めています。発掘調査でもこの時期の遺物は出土することはないものの、住居跡など集落を窺わせる遺跡は見つかっていません。ただし、8世紀前半～中葉に編纂されたと考えられている『肥前國風土記』には、わずかではありますが当時の佐世保周辺のことが記載されています。『肥前國風土記』では、潮の干満により滝のように音を立てて流れる「速来門」の様子が描写され、この速来が訛って現在の「早岐」となるとされています。この「速来門」は、江戸時代に平戸藩主によって編纂・刊行された『平戸領地方八奇勝図』において、「潮之目」として紹介され、現在に至るまで地域のシンボルとしてあり続けています。また、『肥前國風土記』には当該地域には中央勢力に対抗する「土蜘蛛」と呼ばれる土着民がいたとされ、その長は「速来津姫」であったと記されています。奈良時代・平安時代を通じて市南部の早岐とともに栄えていたと考えられる地域は相浦周辺と考えられています。この2つの地域は弥生時代以降の重層的な遺跡が多く発見されており、市内では数少ない広域流域を母体とした平野が展開する地域で、その平野と河口から海域を生業とする人々が多くいたことが想像できます。そのことを示すように、相浦川流域で発掘調査が行われた門前遺跡をはじめとする複数の遺跡では、北部九州、山陽、畿内、東海から搬入された土器（生活道具）のほか、中国・朝鮮半島との膨大な貿易陶磁器が出土しています。当時の彼杵郡の北端にあたるこの地域は、海外との貿易の玄関口として様々な文物を受け入れる重要な要衝地であり、それらを管理管轄するための中央集権の地方機能が設置されていた可能性が指摘されています。近隣諸外国との貿易ではその玄関口となり、また国内流通網の開始・終着点として多くの人々が集う場所であったと考えられます。当該時期の各集落内における人の動静を物語る古文書類は、残念ながら発見されていません。



県史跡 鬼塚古墳



肥前國風土記



国名勝 潮之目（速来門）



出土遺物（門前遺跡）



三島山経塚



出土遺物（三島山経塚）

## ②平安時代の祈り

平安時代末期になると、全国的な動乱や飢饉の頻発により「末法思想」が広がり、都から遠く離れたこの地域までその思想が伝わってきたこともわかっています。将来の仏教復活を信じ造営された経塚には経典が納められており、現在までに三島山経塚のほか、飯盛山（相浦町）、針尾島（針尾北町）で経典を納めた滑石製経筒が発見されています。特に三島山経塚では、経典とともに銅鏡や貿易陶磁器も納められており、地域の有力者が願主となり地域の平和を願っていたと推測されています。

## （4）鎌倉・室町時代

### ①松浦党の出現

この時期の集落遺跡は極めて限定的で、詳細の把握には至っていません。しかしながら、当該地域を領有した「宗家松浦氏」と「平戸松浦氏」が築城した山城等（約 50 ヶ所）と、それらに関する文献資料から概観を捉えることができます。

特に 15 世紀に玄界灘沿岸から本市相浦谷に本拠地を移した宗家松浦氏は、東アジアで活動した松浦党の中心的存在と知られ、山城等の発掘調査での出土品からは国内外の広域的な文物を受け入れていたことがわかってきています。

### ②宗家松浦氏の時期

古代から 13 世紀頃までは在地領主の「相神浦氏」がおり、15 世紀頃までには宗家松浦氏の本拠地となっていますが、その詳しい時期や経緯はわかっていません。宗家松浦氏は武辺城（中里町）を本拠地として五島や城の一部まで領有する一大勢力であり、そのことを示すように長崎県北部で最大の規模を誇っています。文献資料でも朝鮮半島と貿易を行っていた記録もあるように、発掘調査では中国産・朝鮮産の膨大な陶磁器が出土しています。しかし、文書によると勢力を拡大したいとする平戸松浦氏とは度々衝突し、大智庵城（瀬戸越町）へと本拠地を移したのち、遂には平戸松浦氏に領地を奪われることとなります。その後、宗家松浦氏は一時的に領地回復を果たし飯盛城（相浦町）の築城により平和な時期を迎えますが、最終的には敗戦し平戸松浦氏の支配下に入ることで決着しました。

そのほか、松浦一族の「志佐氏」の居城である直谷城（吉井町直谷）は、断崖丘陵の地形を生かし土塁・空堀などを併せ待った城で、長崎県指定文化財（史跡）に指定されており、長い期間、平戸松浦氏との戦いで敗れて廃城となりますが、城の一部には城主の幼娘を逃がそうとした「姫落とし」と呼ばれる高い崖も見ることができます。



採集品（明星ヶ鼻経塚）



松浦党一揆許諾状



武辺城跡出土品



県史跡 直谷城跡



井手平城跡



広田城跡

### ③平戸松浦氏の時期

現在の佐世保市の大部分を平戸松浦氏が領有した時代、近隣の太田氏や龍造寺氏等との勢力抗争が頻発し、特にその境界線に近い佐世保市南部に山城が集中します。戦国大名に成長した松浦鎮信は、太田領主でキリシタン大名となった太田純忠と井手平城（新替町）、広田城（広田町）での戦い繰り広げています。井手平城での戦いでは夜打ちにより約 300 名が戦死しましたが、次の広田城の戦いでは平戸からの援軍により太田氏を退け、舢ノ峰峠の会談で領地を確定し江戸時代を迎えます。

そのほか、広田城の戦いに参戦した針尾伊賀守が築城した針尾城（針尾中町）は、ポルトガル宣教師ルイス・フロイスが著した「日本史」にも登場しています、発掘調査では、16 世紀の貿易陶磁器（中国産・東南アジア産）が主体となって出土し、国内での出土事例がほとんどない希少な遺物の出土も含まれています。このことは、針尾城の立地状況から海上交通に深く関与し、交易によってもたらされたと考えられています。

## （5）江戸時代

### ①平戸藩の成立と平戸往還・浦の整備、新田開発

戦国時代が終わり江戸時代になると、平戸松浦氏の領地は平戸松浦藩として安堵されます。領内の道である平戸往還（平戸田平～彼杵）や浦が整備され、社会基盤が形作られ、活発な人々の流れが生み出されるようになります。また、往還沿いに等間隔に本陣が設置され、江迎にある江迎本陣には藩主に関する文化財が数多く残されています。また、当地では酒造りが江戸時代から行われており、酒造りに関係する建物が現在も残されています。

江戸時代に描かれた平戸藩の絵図には海路が津々浦々に張り巡らされ、平地の少ない佐世保では海の道が重要となっていました。海岸線が長い佐世保では漁業も盛んに行われ、浅瀬にあった早岐や相浦は、港と往還を持った商業地として文物交流の中核となり栄えました。平地の少なかった佐世保では、17 世紀中頃には相浦地区、早岐地区において、平戸藩が主導した浅瀬の海辺に対する大規模な新田開発を行い、平地の拡大による米の増産が図られました。17 世紀後半より町人請負による新田開発が各地の浦々で進み、相浦地区の大潟新田では大規模な開発が行われ、江戸時代に作られた平地は現在も大切に利用されています。また、山間部では棚田が作られ、農地の拡大するための土地の有効利用を求めていました。

### ②陶磁器産業（三川内焼）の発達

三川内焼は 16 世紀末の豊臣秀吉による朝鮮出兵（文禄・慶長の役）により、日本各地に移動した朝鮮人陶工が起源の一つとされ、肥前各所



針尾城跡



平戸往還



県史跡 江迎本陣



絵図（海図）



大潟新田水門と堤防



葎之本窯跡

に窯場が開かれました。その後、三川内地区の葎之本窯においても連房式登り窯が築かれ、陶器を製造するようになり、三川内地区の長葉山窯でも陶器が製造され、磁器の原料となる陶石が藩内で発見されると磁器も作られるようになります。その後、三川内皿山の一部の陶工は平戸藩から扶持米をもらい、御用窯の体制が藩より作られ、藩は将軍家や皇室へ陶磁器を献上するようになります。三川内地区では三つの皿山が形成され、陶磁器の生産が盛んになり、藩の産業として重要視され、磁器の技術水準が飛躍的にあがり、精巧緻密な磁器製作技術が生み出されるに至りました。幕末には海外にも三川内焼は輸出され、現在もその名は「Hirado」の名前で海外各地の美術館に収蔵されています。また、三川内焼に関する技術は三川内地区の陶工に受け継がれ、現在に受け継がれており、焼き物に関する窯跡や景観も山奥の集落に残されています。

### ③歴代の平戸藩主が残したもの

平戸藩は代々平戸松浦氏が藩主を務め、藩主は文化的な素養もあり、現在も数多くの文化財を現在に残しています。平戸往還沿いの奇岩名所を取りまとめた「平戸八奇勝図」、「江迎本陣の螺鈿細工「枕水舎」」、「松浦静山・観中自筆の屏風二双」、「平戸藩西口松浦家文書」、「龍瑞庵木彫り地蔵厨子」などがあり、当時の平戸藩主の文化への造詣の高さや文化を後世に残すことの大切さなどを伺い知ることができ、文化財の保存と活用の先駆的な取り組みであったことを知ることができます。

### ④佐世保の祭り、祭礼

神社では平戸神楽や宇久神楽が奉納され、北部の山間部ではシトギを用いた12月頃に実施される収穫儀礼として、吉井のシシウチ行事やお蔵入れ等が現在も執り行われています。また、西有田町から伝播されたと伝わる雨ごいや五穀豊穰を願った浮立が「木場浮立」や「長坂浮立」などとして、現在も各地に残されています。また、佐世保のヤモード祭り、水かけ地蔵祭りなども毎年開催されています。また、各地の主要な神社は神聖な土地として、社や社叢を大切に保護しており、固有の樹木や植物などが神社の社叢に保存されています。

### ⑤黒島の文化

もともと平戸藩の牧場地であった黒島は、のちにキリシタンと御影石で知られるようになります。19世紀後半頃から他領からの住民の移住が藩から許可されるようになると、佐賀・大村領より住民の移住が頻繁に行われるようになりました。移住者にはキリスト教信者も多くいたと言われており、潜伏キリシタンと現地民による黒島の生活様式が形成され、離島という地理的に制限がある中で、土地の有効利用黒島の文化的な景観として今も息づいています。



三つ葉葵文大皿片



国記念物 平戸八景(眼鏡岩)



市有形 龍瑞庵木彫り地蔵厨子



国登録無形民俗  
吉井のシシウチ行事



県無形民俗 木場浮立



国重文 黒島天主堂



国重文景  
佐世保市黒島の文化的景観

## (6) 明治時代～現代

### ① 鎮守府の設置

現在の佐世保市は人口約 23 万人もの人々がくらす県下第 2 位の都市となっていますが、明治時代の初めまではしばしば「寒村」と評されるような場所でした。佐世保市がここまで発展を遂げるに至った理由として、明治時代に旧日本海軍の拠点である「鎮守府」が、設置されたことにあります。旧日本海軍がなぜ佐世保に目をつけたのかというと、佐世保には天然の良好である佐世保港があったからです。佐世保港は水深が深く、港の両側に俵ヶ浦半島と西彼杵半島が突き出し、防波堤の役割を果たしていたことから、大きな軍艦を停泊させる港として、これ以上ないほど好条件な場所となっていました。

鎮守府の設置までには 4 年ほどの調査期間を要し、調査には後の海軍元帥である東郷平八郎も加わり、周辺の港も含め何度も調査されました。途中、同じく良港を要する伊万里市が名乗りを上げましたが、最終的には明治 19 (1886) 年に佐世保市に軍港と鎮守府の設置が決定されました。鎮守府の設置が決まると、軍港と市街地が作られ、この時設計された基盤目状の市街地は現代まで受け継がれています。

### ② 鎮守府とインフラ施設の整備

鎮守府をきっかけに発展した佐世保市ですが、軍港や工場を運営していくために、不随する多数の施設・設備が造られていきました。その一つが水道施設です。今は蛇口をひねれば当たり前のように手に入る綺麗な水ですが、鎮守府が設置された当時は井戸水が一般的であったため、安定して良質な水を手に入れることは難しかったのです。さらに、軍港では大量の水を使用することから、軍用水の不足が大きな課題となりました。初期の水道施設はこれを解消するために作られたものです。佐世保初の水道施設は弓張岳からの湧水を利用したもので、これは日本で 3 番目、九州では 1 番初めに作られた近代水道施設です。

こういった水道施設は当初は軍用水として使われましたが、その後は市民へも手桶単位から提供が始まり、明治時代の終わりころには水道管が引かれ市民も安全な水を手軽に使うことができるようになりました。水道施設のほかに、鎮守府の設置に呼応して鉄道の敷設や炭鉱関連施設など、多くの産業が振興していきました。

### ③ 佐世保北松の炭鉱

本市とその一帯には「北松炭田」と呼ばれる大規模な炭田地帯が広がっており、九州有数の産炭地で、戦前から戦後にかけて、地域の主力産業であった。ここで産出される石炭は「黒いダイヤモンド」と呼ばれ、明治時代から昭和 40 年代にかけて日本経済を支えた貴重な資源でした。しかし、昭和 40 年代の「エネルギー革命」により、石炭から石油への転換が進むと国内の炭鉱が次々と閉山し、佐世保北松の炭鉱も同様に



佐世保鎮守府(絵葉書)



立神係船池



針尾送信所



山ノ田水源地



平瀬のレンガ倉庫



無窮洞



世知原地区炭鉱資料館



楠泊の石炭ホッパー跡

閉山しました。現在でも炭鉱採掘に使用した様々な施設が現地に残されており、当時の炭鉱掘削の名残を今に伝えています。

#### ④戦中と戦後の再出発

佐世保鎮守府は戦争の拡大とともにその施設を強化していきました。鎮守府の直営工場であった佐世保海軍工廠では、たくさんのドックが築かれ東洋一の係船地が作られるなど、造船のための施設が増築されていきました。特に、クレーン施設はイギリスから最新の大型クレーンを特注で注文するなど、施設の強化がなされました。

戦後の佐世保も、鎮守府時代を踏襲し米海軍や海上自衛隊の軍港として機能していきました。旧海軍工廠の施設は造船会社に引き継がれ、現在も施設の多くが現役で使用されています。戦後に米軍基地がおかれたことで様々な影響を受け、特に食文化として佐世保バーガーやレモンステーキ等、米軍向けの食事から出発し、今では佐世保の名物となっているものもあります。近現代の佐世保は軍港都市として発展し、そこから新たな文化が生まれ今に受け継がれています。

#### ⑤平和都市宣言と西海国立公園の指定

太平洋戦争の敗戦により、それまで依存してきた海軍を失った本市は、海軍が残した施設を活用して復興を目指しました。その先頭に立ったのが、当時の中田市長は佐世保の将来像を平和産業港湾都市として描き、市議会で「平和都市宣言」を行うなど、佐世保のリーダーとして進むべき道を示し、それを実現するために、旧軍財産を譲り受けるための法律「旧軍港市転換法」の制定を目指した。しかし、昭和 25 年(1950)6 月、突如として朝鮮戦争が勃発し、本市は国際連合軍の前進基地となり、後方支援を担った。そして、佐世保の港湾施設は再びアメリカ軍に接収され、中田市長と市民が目指した平和産業港湾都市の建設という目標は遠のいてしまったが、中田市長が目指した九十九島を含む西海国立公園は、昭和 30(1955)年 3 月に 18 番目の国立公園として指定され、現在も広く市民に認知され、大切に保護されています。

### (7) 離島「宇久島」

#### ①宇久島について

五島列島の最北端に位置する宇久島は属島である寺島とあわせ面積約 26 km<sup>2</sup>の小さな島となっています。島の中央には宇久島のシンボルである標高 258m の城ヶ岳が聳え立ち、山頂からは東に平戸諸島、南に小値賀諸島、五島列島、北に壱岐、対馬を望みます。島のおよそ 5 分の 1 が西海国立公園に指定されています。五島文化の発祥の地とも言われ、魅力的な伝統芸能や文化が長い歴史のなかで継承されています。

#### ②旧石器時代から宇久島に住む人々

宇久島の歴史は、旧石器時代から人々の痕跡が遺跡から確認されており、城ヶ岳平子遺跡をはじめとする旧石器時代の遺跡が 15 ヶ所確認されています。城ヶ岳平子遺跡では旧石器時代のナイフ形石器や野岳



戸尾市場 (トンネル横丁)



西九州倉庫(旧第五水雷庫)



佐世保バーガー



ハウステンボス



九十九島  
(西海国立公園)



宇久島



出土遺物 (城ヶ岳平子遺跡)

型細石核などが出土しており、縄文時代草創期の隆起線文土器も出土しており、佐世保の本土との交流等も考えることができます。

### ③海の道の結節点であった宇久

宇久松原遺跡は平港からほど近い神島神社周辺に広がっています。明治時代初めに人骨が埋葬された支石墓が発見され、その後の調査で弥生時代前期の墳墓が数多く発見されました。かつて神島神社一帯は海岸線に面した砂丘であり、宇久松原遺跡は海で生活していた人々の墓域だったようです。出土した多くの人骨や副葬品は北部九州から伝わったと考えられ、その時代にすでに人、物、文化の交流があったことがわかります。北部九州、朝鮮半島、中国大陸の交流において、この宇久島が「海の道」の結節点となっていたのです。

### ④宇久氏の登場と領地支配

平安時代末期の平家一門の武将であった平家盛に係わる伝承が有名であり、家盛は壇ノ浦の戦いの後、都落ちして宇久島西端の火焚崎（船隠し）に上陸したと伝えられています。この地で領主となり、宇久家盛として7代約200年に亘って宇久島を治め、五島一円にまでその勢力を拡大していきました。宇久島が五島藩発祥の地と言われる所以です。上陸の際に家盛を助け、手厚くもてなした漁師には恩賞として海の侍を意味する「海士」の呼称を与えたとも伝わります。さらに五島一円の鮑を獲ることを許された「永久採鮑権（さいほうけん）」も与え、昭和の半ばまで代々受け継がれていました。宇久島の繁栄に海士たちの存在はなくてはならないものでした。

### ⑤宇久島に息づく信仰と祭り

歴史とともに受け継がれる行事もまた宇久島にはあります。旧暦6月17日の夜、神浦の厳島神社で行われる竜神祭は「ヒヨヒヨ祭り」ともいわれ、約300年以上前から伝わる神事です。月が昇るのを待ち、幟や御神灯で飾った漁船に御輿、笛、太鼓を乗せて「ヒョーヒョーヒョー」と連呼しながら神浦港内を周回し、その後は沖合で大漁と漁の安全を祈願する神事を執り行います。月に照らされた海面、笛と太鼓の音が幻想的な世界を創り出します。この「ヒヨヒヨ」は宇久島に伝わる「笛の名人龍宮に召される」という昔話に由来し、龍宮に連れて行かれた庄屋が奏でる笛の音を再現した、また庄屋を慰める掛け声だと伝えられています。この他にも国指定重要無形民俗文化財「宇久神楽」は400年の伝統を持ち、また八坂神社夏祭（祇園祭）、神島神社例大祭（おくんち）、宇久島神社例大祭（しゃぐま棒引き）等もあり、それら伝統を守り続ける誇りが行事に参加する島民の姿に現れています。宇久の歴史の中で生まれ、培われ、伝えられてきた多種多様な文化は佐世保の中においても、特質とした文化を内包しています。



市史跡 家盛公以下七代の墓



県史跡 宇久松原遺跡



海士



祇園祭（ヒヨヒヨ祭）



国無形民俗 五島神楽（宇久神楽）



市無形民俗 しゃぐま棒引き

## 第2章 佐世保市の文化財の概要と特徴

### 1 指定等文化財の件数

本市の指定等文化財は、令和8年8月31日時点、文化財保護法及び長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）、佐世保市文化財保護条例（昭和45年3月31日条例第17号）によって指定及び選択、登録されています。指定等の文化財の数は160件です。その内訳は国指定文化財13件、国選択文化財2件、国登録文化財14件、県指定文化財32件、市指定文化財99件となっています。文化財の保存技術に選定されているものはありません。

本市の各時代別の指定等文化財の状況として、旧石器時代の福井洞窟から近現代の針尾送信所、西海橋まで各時代ごとに指定等文化財があります。また、本市における指定等文化財の指定件数についても、各年代ごとに指定件数を増やし、文化財を保護する取り組みを実施しています。

表5 佐世保市の指定等文化財の件数（令和〇年〇月〇日時点）

文化財の種類		件数	国指定等				長崎県指定	佐世保市指定	
			指定	選択	登録	選定			
有形文化財	建造物	28	3	0	14	0	4	7	
	美術工芸品	彫刻	9	0	0	0	0	1	8
		工芸品	7	0	0	0	0	2	5
		書跡・典籍	1	0	0	0	0	0	1
		古文書	1	0	0	0	0	0	1
		考古資料	6	2	0	0	0	1	3
	歴史資料	7	0	0	0	0	0	7	
無形文化財	芸能	2	0	0	0	0	2	0	
	音楽	0	0	0	0	0	0	0	
	工芸技術	4	0	0	0	0	3	1	
民俗文化財	有形の民俗文化財	13	0	0	0	0	0	13	
	無形の民俗文化財	16	1	2	0	0	0	13	
記念物	遺跡	27	3	0	0	0	8	16	
	名勝地	1	1	0	0	0	0	0	
	動物・植物・地質鉱物	37	2	0	0	0	11	24	
文化的景観		1	1	0	0	0	0	0	
伝統的建造物群		0	0	0	0	0	0	0	
文化財の保存技術		0	0	0	0	0	0	0	
合計		160	13	2	14	0	32	99	

※文化的景観「佐世保市黒島の文化的景観」は、重要な構成要素4件、特定物件100件、記録作成等の措置を講ずるべき無形の民俗文化財の2つのうち、「吉井のシシウチ行事」は、地域のシシウチ神事を大枠で選定しているため、1件としています。

※森きららで飼育している記念物（ツシマヤマネコとニホンカモシカ）は除く。

表 6 佐世保市の指定等文化財・史跡(時代別)

旧石器時代	縄文時代	弥生時代	古墳時代	古代	中世	近世	近現代
・福井洞窟	・泉福寺洞窟 ・大野台 支石墓群 ・岩下洞穴	・宇久松原 遺跡	・鬼塚古墳 ・鬼塚古墳 出土品	・三島山経塚 ・浄漸寺の銅 造如来坐像 ・世知原の 懸仏	・直谷城跡 ・針尾城跡 ・東禅寺の 大クス	・平戸八景 ・梅ヶ枝酒造 ・江迎本陣 ・楠本端山 旧宅 ・葭之本窯跡 ・木場浮立	・針尾送信所 ・西海橋

表 7 佐世保市の指定件数推移

指定時期 (年代)	1950～ 1959	1960～ 1969	1970～ 1979	1980～ 1989	1990～ 1999	2000～ 2009	2010～ 2019	2020～
新規 指定件数	2	19	38	36	19	18	14	16
指定 解除件数								
合計	2	21	59	95	114	132	146	162

## 2 埋蔵文化財

本市における文化財保護法で周知されている埋蔵文化財包蔵地(＝遺跡)は512箇所を確認しており、長崎県遺跡地図に記載されています。そのうち、時代別にみると縄文時代の遺跡が最も多く、旧石器時代、中世の遺跡が次いでいます。また、本市の特徴として、洞窟(洞穴・岩陰)遺跡数が全国で最も多い36箇所を確認しており、「洞窟遺跡日本一のまち」となっています。さらに、明治時代以降に鎮守府が設置されたことから、旧軍関連施設(軍事関連遺跡)の一部も埋蔵文化財として保護している特徴があります。

表 8 佐世保市の埋蔵文化財年代別遺跡数と種別数

	旧石器時代	縄文時代	弥生時代	古墳時代	古代	中世	近世	近代	その他
遺跡数	131	292	36	30	6	111	62	13	23

	遺物 包含地	洞窟 岩陰	原産 地遺跡	墳墓 古墳	貝塚	屋敷 跡	社寺 跡	集落 跡	城館 跡	軍事 施設	経塚	石造 物	石壘	船蔵 跡	窯跡
遺跡 数	338	31	1	38	3	2	3	2	42	8	1	6	3	1	33

※時代区分の「その他」は、時代が明示されていない遺跡。

※時代や種別が重複するものについてはそれぞれの時代・種別で計上。

### 3 未指定の文化財

本市では指定等文化財以外の未指定の文化財についても、既存文献調査や市民アンケートをもとに総合的な把握調査を行い、リスト化しています。令和7年10月時点で把握している市内に所在する未指定の文化財は3,693件です。その内訳は下記のとおりです。

地域別にみると、宮地区100件、三川内地区200件、針尾地区102件、江上地区104件、広田地区62件、早岐地区127件、日宇地区94件、崎辺地区31件、南地区49件、山澄地区32件、中部地区86件、西地区66件、愛宕地区9件、九十九地区158件、清水地区89件、北区16件、大野地区107件、柚木地区153件、中里皆瀬地区142件、相浦地区295件、黒島地区53件、吉井地区284件、世知原地区232件、宇久地区220件、小佐々地区165地区、江迎地区164件、鹿町地区204件、地区に該当しないもの140件となっています。

表9 佐世保市の未指定文化財の把握状況（令和〇年〇月〇日時点）

文化財の類型		宮	三川内	針尾	江上	広田	早岐	日宇	崎辺	南	山澄	中部	西	愛宕	九十九	清水	北	大野	柚木	中里皆瀬	相浦	黒島	吉井	世知原	宇久	小佐々	江迎	鹿町	地区なし	合計		
有形文化財	建造物	11	13	5	1	5	18	10	2	14	3	19	27	1	4	34	3	25	14	20	29	5	21	10	20	10	15	15		354		
	美術工芸品	絵画														1															1	
		彫刻		2	1			1				1	1			3				1	5	2	1	2		7		1	1		29	
		工芸品	1	5				1					1						1		1	1		3	1			4			21	
		書跡・典籍			1																4	1									7	
		古文書		2		8	2	2				1	3				2		1	3	5	2			3	4	2	1	1	30	72	
		考古資料	1	1	1								1										3								1	8
		歴史資料	2	3				2				1	1	2			3			2		8	1	2		2		3		3	35	
石造物																														0		
無形文化財	演劇																														0	
	音楽																														0	
	工芸技術		8																												8	
民俗文化財	有形の民俗文化財	30	50	27	22	18	27	22	7	7	9	10	5	1	13	8	6	17	37	36	20	4	43	58	37	10	27	22	1	574		
	無形の民俗文化財	2	12	2	2	5	8	5	2		1	5	3		4	5	1	4	8	7	7	5	35	11	53	1	13	23	51	275		
記念物	遺跡	48	96	52	65	30	63	52	17	26	14	22	21	5	36	28	5	48	46	52	71	12	112	57	57	69	88	67	11	1,270		
	名勝地	1		7	2		1	1	1	1		3	1	1	55	1	1	1	2	3	71	5	11	2	7	34	3	60	3	278		
	動物・植物・地質鉱物	1	1	1		1	1	2	2		1	16	1		32	5		6	38	7	75	18	49	87	28	35	8	12	21	448		
文化的景観		3	1	1	1									1		1			2								1			11		
伝統的建造物群															1						1									2		
文化財の保存技術																														0		
その他		3	4	4	3		3	2			1	3	7	1	9	2		4		2	4	2	6	3	5	4		3	16	91		
小計		100	200	102	104	62	127	94	31	49	32	86	66	9	158	89	16	107	153	142	295	53	284	232	220	165	164	204	140			
合計		3,484																														

なお、序章で述べた本計画における文化財の定義で「文化財保護法の定義にあてはまらないもの」に分類されるものも、「その他」の項目で記載しています。

## 4 文化財の種類ごとの概要

### (1) 有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料）

#### 《建造物》

建造物の指定等文化財は 28 件あります。国指定の建造物は、世界遺産の構成資産である黒島天主堂や、近代化遺産である旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設、佐世保市と西海市を繋ぐ西海橋、国登録の建造物は佐世保市民ホール、梅ヶ枝酒造主屋他 6 棟、福井川橋梁、吉田川橋梁、吉井川橋梁、佐世保重工二五〇トン起重機、旧佐世保鎮守府武庫、観潮橋、弓張岳展望所など近代化遺産に関する建造物が多くを占めます。県指定では旧松浦炭鉱事務所、大宮姫神社本殿、山下家のもと(配)蔵、樋口橋、山下家の貯蔵蔵があります。市指定では江戸時代の大念寺の鐘楼山門、平戸藩御用鯉御囲池と明治時代以降に建設された佐々川世知原の石橋群、西川内橋、中野橋などがあります。

未指定文化財においては、近代化遺産に係る建造物、家屋等を把握しています。

#### 《絵画》

指定等文化財はありません。

未指定文化財においては、江戸時代の掛け軸等を把握しています。

#### 《彫刻》

指定等文化財は 9 件あります。県指定の浄漸寺の銅造如来坐像、世知原の懸仏、市指定の浄漸寺木造薬師如来坐像、東漸寺木造薬師如来立像、笥瀬免の薬師如来及び十二神将像、永徳寺の木造釈迦如来坐像(旧正興寺仏像)、潮音院の木造不動明王立像、光明庵の阿弥陀如来立像、東漸寺木造不動明王立像があり、寺やお堂に安置された仏像が多くを占めます。

未指定文化財においては、寺社等にある仏像関係を把握しています。

#### 《工芸品》

指定等文化財は 7 件あります。県指定の江迎本陣の螺鈿細工「枕水舎」附由来書一通、市指定の東漸寺の青銅鏡、洞禅寺の梵鐘、葛籠鎮守神社の懸仏、潮音院の梵鐘、潮音院の薬師如来懸仏があり、江戸時代の本陣や寺社に残され、継承されてきた工芸品が多くを占めます。

未指定文化財においては、本陣や寺社等、個人が所有している工芸品を把握しています。

#### 《書跡》

指定等文化財は 1 件、市指定の松浦静山・観中自筆の屏風二双があり、江戸時代の平戸藩にまつわるものとなっています。

未指定文化財においては、本陣や寺社、個人等が所有している書跡を把握しています。

#### 《典籍》

典籍の指定等文化財はありません。

未指定文化財においては、寺社、個人等が所有している典籍を把握しています。

---

#### 《古文書》

指定等文化財は 1 件、市指定の平戸藩西口松浦家古文書があり、江戸時代の平戸藩にまつわるものとなっています。

未指定文化財においては、市や寺社、個人等が所有している古文書を把握しています。

#### 《考古資料》

指定等文化財は 6 件あります。国指定の泉福寺洞窟出品、福井洞窟出土品、県指定の鬼塚古墳出土遺物一括、市指定の三島山経塚出土品、宇久松原遺跡出土品、岩谷口岩陰の青銅鏡があり、発掘調査によって出土した考古資料が主体となっています。

未指定文化財においては、市及び大学等の研究機関が所有している考古資料を把握しています。

#### 《歴史資料》

指定等文化財はありません。未指定文化財においては、市、個人等が所有している歴史資料を把握しています。

### (2) 無形文化財（演劇、音楽、工芸技術）

#### 《芸能》

演劇の指定等文化財はありません。未指定文化財においても把握していません。

#### 《音楽》

指定等文化財はありません。

未指定文化財においては、市、団体等が保持している音楽を把握しています。

#### 《工芸技術》

指定等文化財は 3 件あります。県指定の三川内焼細工技術（技術保持者：中里一郎）、三川内焼細工技術（技術保持者：今村 均）、市指定の三川内焼置上技術（技術保持者：今村隆光）があり、江戸時代の三川内焼に関係する工芸技術が主となっています。

未指定文化財においては、個人等が保持している工芸技術について把握しています。

### (3) 民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）

#### 《有形の民俗文化財》

指定等文化財は 13 件あります。市指定の西光寺八十八箇所石仏群、水かけ（木彫）地蔵、根引の十王仏、猪調の民間信仰遺跡、北田免の辻の神、根引の五輪様、飯良坂の宝篋印塔、龍瑞庵木彫り地蔵厨子、船ノ村の地蔵菩薩及び十二神将像、潮音院の三界万霊塔、板石塔婆、船ノ村の六地蔵、口ノ里の供養様があります。

未指定文化財においては、団体等が保持している有形の民俗文化財について把握しています。

#### 《無形の民俗文化財》

指定等文化財は 16 件あります。国指定の五島神楽、国選択の北松浦の収穫儀礼（お蔵入れ）、北松浦の収穫儀礼（きねかけ祭り）、吉井のシシウチ行事、県指定の木場浮立、佐世保のヤモード祭り、市指定の乙石尾の猪神祭り、橋川内の猪神祭り、踊瀬の牛神祭り、北川内浮立、クァインココ、宇久島神社のしゃぐま棒引き、宇久本飯良のなぎなた踊り、長坂浮立、水かけ地藏祭り、きねかけ祭り、ロノ里の念仏講、船ノ村のかずら舞、禊崎のあやたけ踊りがあります。

未指定文化財においては、団体等が保持している有形の民俗文化財について把握しています。

#### （４）記念物（遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物）

##### 《遺跡》

指定等文化財は 27 件あります。国指定の福井洞窟、泉福寺洞窟、大野台支石墓群、県指定の葭之本窯跡、楠本端山旧宅と楠本家墓地土墳群 7 基、佐世保市岩下洞穴、直谷城跡、下本山岩陰遺跡、江迎本陣跡、宇久松原遺跡、鬼塚古墳、市指定は橋川内洞窟、直谷城主志佐氏の墓地、都蔵寺氏の墓地、家盛公以下七代の墓、宮ノ首貝塚、神浦代官所跡、大久保様の墓、長崎鼻遺跡、藤原久道の墓、大別当新田御茶屋屋敷跡、大悲観岩陰遺跡、萬松山永徳寺、深江将監自刃の地、深江・志佐領境界石、平戸往還梶ノ村道、五輪塔があります。

未指定文化財においては、文献等に記載された遺跡について、把握しています。

##### 《名勝地》

指定等文化財は 1 件、国指定の平戸領地方八奇勝（平戸八景）があり、江戸時代の平戸藩に関わるものとなっています。

未指定文化財においては、文献等に記載された名勝地を把握しています。

##### 《動物》

指定等文化財は 1 件、国指定のツシマヤマネコがあります。

未指定文化財においては、文献等に記載された動物について把握しています。

##### 《植物》

指定等文化財は 32 件あります。国指定の御橋観音シダ植物群落、県指定の藤山神社の大フジ、藤山神社の大フジ、子安観音の大クス、東漸寺の大クス、西光寺のオオムラザクラ、吉井町の吉田大明神社叢、世知原の大山祇神社社叢、蘇鉄の巨樹、小佐々のハカマカズラ、市指定の中田家屋敷のイチョウ、西光寺のノダフジ、根谷のサザンカ、五蔵池のアキニレ群生地、大渡のタニガワコンギク群生地、山口神社のオガタマノキ、上野原の大山祇神社社叢、宇久下山のアコウ、宇久スゲ浜のハマユウ、宇久大浜のホウライシダ群生地、宇久本飯良の八幡神社社叢、宇久十川のナタオレノキ、小佐々矢岳のタブノキ、小佐々矢岳のオガタマノキ、旧江迎小学校校庭のムクの木、白岳岩上植物群落、船ノ村のスダジイ、船ノ村の鎌倉神社社叢、長串のオガタマノキ、木場のヤブツバキ、瀬尻島樹叢、禊崎のアコウ、洞窟シダ植物群落があります。

未指定文化財においては、文献等に記載された植物について把握しています。

##### 《地質鉱物》

---

指定等文化財は 4 件あります。市指定の串ノ浜岩脈、小佐々野島の淡水貝化石含有層、蒙古野馬の歯、サンドパイプ（巣穴の化石）があります。

未指定文化財においては、文献等に記載された地質鉱物について把握しています。

(5) 文化的景観

指定等文化財は 1 件、国指定の佐世保市黒島の文化的景観があります。

未指定文化財においては、現地調査等より、黒島以外の島しょ部や棚田等の文化的景観について把握しています。

(6) 伝統的建造物群

指定等文化財はありません。

未指定文化財においては、現地調査等により江迎地区の建造物群や市内のレンガ倉庫群を把握しています。

(7) 文化財の保存技術

指定等文化財はありません。

未指定文化財においては、現地調査等により建造物木工修理を団体等が保持している文化財の保存技術を把握しています。

## 5 関連する制度

### (1) 世界遺産

世界遺産とは、「世界遺産条約」に基づき、人類全体にとって顕著な普遍的価値を有する文化遺産や自然遺産を、国際社会が協力して保護・保存していくことを目的とした制度です。ユネスコ世界遺産委員会により登録され、各国は将来世代へ確実に継承していくため、適切な保全と活用を行う責務を担っています。中でも世界文化遺産は、歴史的建造物や遺跡、文化的景観など、人類の歴史や文化の発展を示す貴重な価値を有する資産を対象としています。

#### ①世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

平成 30 (2018) 年 6 月 30 日に世界遺産登録に正式決定された本資産は、「16 世紀にキリスト教が大航海時代を背景に極東の国日本へ伝来し、その後の江戸幕府による禁教政策の中で「潜伏キリシタン」が密かにキリスト教への信仰を継続し、長崎と天草地方の各地において厳しい生活条件の下に、既存の社会・宗教と共生しつつ、独特の文化的伝統を育んだこと」を物語る貴重な遺産とされています。

この世界遺産は、潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡（長崎県南島原市）、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落（長崎県：平戸の聖地と集落・外海の出津集落・外海の大野集落、熊本県：天草の崎津集落）、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落（長崎県：黒島の集落・野崎島の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺））、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂（長崎県長崎市）から構成されています。

世界遺産への登録にあたり、ユネスコの諮問機関であるイコモスによる現地調査を経て、各構成資産が適切に保護されているか、顕著な普遍的価値（OUV）を有しているか等の視点で評価され、最終的に世界文化遺産への記載を勧告されました。

本市に所在する構成資産（要素）である「黒島の集落」は、19 世紀半ばに潜伏キリシタンが平戸藩の牧場地跡に再開発地となっていた場所へ移住し、自らのかたちで信仰を継続しようとした集落です。平戸藩が黒島の牧場地跡への耕作移住を奨励したのに応じて、島外各地から黒島へ移住した潜伏キリシタンは、表向きに所属していた仏教寺院でひそかに「マリア観音」の像に祈りをささげ、既存の仏教集落の干渉を受けることなく自らのかたちで信仰を続けました。解禁後はカトリックへと復帰し、かつての水方屋敷を「仮の聖堂」とした後、島の中心部に教会堂を建て、その伝統は終わりを迎えました。



写真 9 黒島の集落



写真 10 黒島天主堂(内部)

**表 10 本市所在の世界文化遺産構成要素**

分類		名称	件数	決定日	所有者等	所在地
世界文化遺産	構成要素	黒島の集落	1 件	H30. 6. 30	佐世保市他	佐世保市黒島

## (2) 日本遺産

日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (JapanHeritage)」として認定し、このストーリーを語る上で不可欠な魅力溢れる有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用し、地域の活性化を図ることを目的として、文化庁が認定する制度です。

### ①「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」

平成 28 (2016) 年に日本遺産に認定された「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」は、鎮守府がおかれた旧海軍ゆかりの 4 都市で構成している日本遺産です。

【認定自治体 (◎印は代表自治体)】

横須賀市、◎呉市、佐世保市、舞鶴市

【ストーリーの概要】

明治期の日本は、近代国家として海防力を備える必要があったため、国家プロジェクトにより天然の良港 4 か所に軍港を築き、鎮守府を置きました。その結果、静かな農漁村に人と先端技術が集まり、独自の都市形成の歩みの中で軍港都市が誕生し、日本の近代技術が育まれました。日本の近代化を推し進めた四市には、海軍由来の食文化もまちに浸透し、多種多様な数多くの近代化遺産とともに、躍動した往時の姿を体感できます。

佐世保鎮守府は「西海の護り」として、日本最西端に位置する佐世保の地に 1889 年 (明治 22 年) 7 月に開庁しました。鎮守府という旧日本海軍の拠点がおかれたことで、鎮守府にとって最も重要な設備である水道施設をいち早く整備し、鉄道敷設、市街地区画整備などといった大規模なインフラ整備が急速に進みました。インフラが整った佐世保のまちには、人や最先端の技術が集まり、軍港を中心とした近代的なまちとして、発展してきました。市内各所に鎮守府ゆかりの文化財が残っており、100 年を超える時がたった現在でも、稼働している施設が多く残ります。また、鎮守府がもたらした工業技術はいまも脈々と受け継がれています。



写真 11 250 トン重機クレーン



写真 12 平瀬のレンガ倉庫

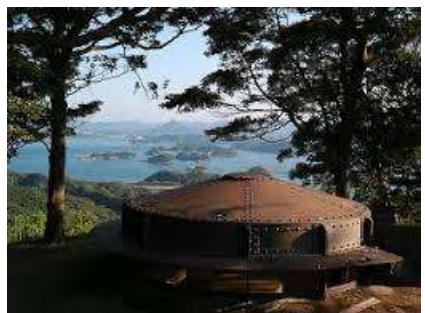


写真 13 丸出山堡壘砲台観測所



写真 14 旧佐世保鎮守府凱旋記念館

## ②「日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～」

【認定自治体（◎印は代表自治体）】

佐賀県◎、唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町  
長崎県、佐世保市、平戸市、波佐見町

【ストーリーの概要】

平成28（2016）年に認定された「日本磁器のふるさと 肥前」は、長崎県（佐世保市・波佐見町）と佐賀県（唐津市・伊万里市・武雄市・嬉野市・有田町）の2県7市町にまたがる日本遺産です。

陶石、燃料(山)、水(川)など窯業を営む条件が揃う自然豊かな九州北西部の地「肥前」で、陶器生産の技を互いに切磋琢磨しながら、個性際立つ独自の花を開かせていきました。その製品は全国に流通し、我が国の暮らしの中に磁器を浸透させるとともに、海外からも称賛されました。今でも、その技術を受け継ぎ特色あるやきものが生み出される「肥前」では、青空に向かってそびえる窯元の煙突やトンバイ塀は脈々と続く窯業の営みを物語っています。この地は、歴史と伝統が培った技と美、景観を五感で感じることでできる磁器のふるさとと親しまれています。



写真 15 葎之本窯跡の発掘調査の様子



写真 16 菊花飾り細工の作業風景



写真 17 染付透かし彫り三段香炉



写真 18 三川内皿山

### (3) 洞窟遺跡日本一のまち

全国にある約 740 箇所の洞窟遺跡のうち、本市には 36 箇所の洞窟遺跡があり、その数は日本一を誇ります。洞窟遺跡は古代の人々の暮らしや文化の移り変わりを知る上で貴重な遺跡であり、多くの洞窟遺跡を持つ本市は考古学的にみても重要な地域であると言われています。

「洞窟遺跡」とは、洞穴や岩陰といった地形を人々が利用した遺跡のことで、細かな堆積により平地の遺跡では残らない人々の暮らしや文化の移り変わりを知る上で重要な遺跡です。本市には、市町村単位では国内最多となるもの 36 箇所の洞窟遺跡があり、その中でも特別史跡福井洞窟や史跡泉福寺洞窟が核となっています。

これらの洞窟遺跡には、谷や崖の多い本市特有の自然地形を生かして、巧みに生き抜いた独自の歴史が残っています。また、洞窟遺跡からは石器以外にも、普通は残りにくい人骨などが出土しており、当時の人や暮らしを市内にある洞窟遺跡で知ることができます。



写真 19 福井洞窟



写真 20 泉福寺洞窟

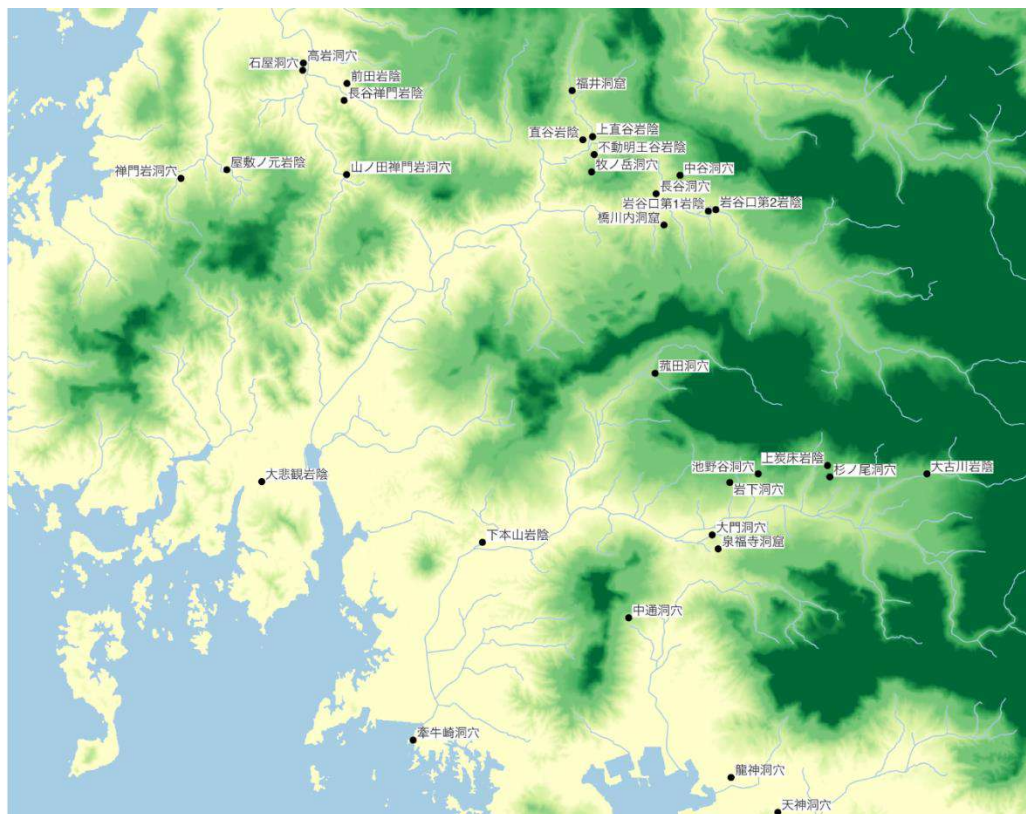


図 32 佐世保市の洞窟遺跡分布図

表 11 佐世保市の洞窟遺跡群の構成文化財（佐世保市）

	遺 跡 名	指定	所在地	水系	時 代	遺 構 等	調査機関
1	牽牛崎洞穴	県史	佐世保市	相浦川	中世	炉址・混貝層	佐世保市教委
2	下本山岩陰		佐世保市	相浦川	縄文前・中・後・晩 弥生	炉址・埋葬・貝層・石棺	佐世保市教委
3	(仮)百間坂洞穴		佐世保市	相浦川	縄文早?		試掘
4	大門洞穴		佐世保市	相浦川	縄文前・中・後・晩・弥生		佐世保市教委
5	泉福寺洞窟		国史	佐世保市	相浦川	旧・縄草・縄早～晩・弥生	炉址・敷石・晩期土坑
6	岩下洞穴	県史	佐世保市	相浦川	縄文草・早～晩・古墳	炉址・埋葬	佐世保市教委
7	池野谷洞穴		佐世保市	相浦川	縄文後?・弥生?	土坑・石棺様配石	佐世保市教委
8	杉の尾洞穴		佐世保市	相浦川	縄文早		千葉大学
9	上炭床岩陰		佐世保市	相浦川	縄文前・中・後・晩・弥生		佐世保市教委
10	大古川岩陰		佐世保市	相浦川	縄文早・前・中	石囲炉址	佐世保市教委
11	菰田洞穴	国名	佐世保市	相浦川	旧石器・縄文早・前	石囲炉址・貯蔵穴	佐世保市教委
12	天神洞穴		佐世保市	日字川	旧石器・縄早～晩・弥・古		佐世保市教委
13	龍神洞穴		佐世保市	佐世保川	中世	炉址・混貝層	佐世保市教委
14	中通洞穴		佐世保市	佐世保川	縄文後		佐世保考古学研究会
15	桜木岩下岩陰		佐世保市	佐世保川	縄文中・後		佐世保市教委
16	大悲観岩陰	国名 市史	佐世保市	佐々川	縄文早・前・中・後・弥生	貝層	佐世保考古学研究会
17	小浦岩陰		佐々町	佐々川	中世	炉址・混貝層	個人
18	大山口岩陰		佐々町	佐々川	縄文		個人
19	橋川内洞穴		佐世保市	佐々川	縄文早～晩・弥生・近世		長崎大学
20	長谷岩陰		佐世保市	佐々川	縄文後・古代		鹿町工業校
21	中谷洞穴		佐世保市	佐々川	弥生・中世		佐世保市教委
22	岩谷口第1岩陰		佐世保市	佐々川	縄文早～晩・弥生・古墳		(財)古代学協会
23	岩谷口第2岩陰		佐世保市	佐々川	縄文早・後・弥生・古墳		(財)古代学協会
24	牧の岳洞穴		佐世保市	佐々川	縄文早・中・後		佐世保市教委
25	直谷岩陰		佐世保市	佐々川	旧石器・縄文草・早・弥生	石器製作址	佐世保市教委
26	不動明王谷岩陰	国史	佐世保市	佐々川	旧石器		佐世保市教委
27	上直谷岩陰		佐世保市	佐々川	旧石器?		表採
28	福井洞窟		佐世保市	佐々川	旧石器・縄草・早～晩・弥	炉址・石敷・石槍生産	日本考古学協会・佐世保市教委
29	前田岩陰		佐世保市	江迎川	縄文早		鹿町工業校
30	長谷禅門岩陰		佐世保市	江迎川			未調査
31	山田禅門岩陰		佐世保市	江迎川	縄文?		試掘
32	大谷岩陰		佐々町	江迎川	縄文早・晩	炉址	試掘
33	ぜんもん岩岩陰		佐々町	江迎川	縄文		未調査
34	屋敷ノ本岩陰		佐世保市	鹿町川			未調査
35	禅門岩洞穴		佐世保市	鹿町川	近世		未調査
36	黒岩岩陰	県史	松浦市	志佐川	縄文		未調査
37	中尾岳洞穴		有田町	有田川	縄文早・中・後		西有田町教委
38	白蛇岩岩陰		伊万里市	有田川	旧石器・縄文早～晩期		伊万里市教委

## 第3章 文化財に関する既往の把握調査

### 1 既往の把握調査の概要

#### (1) 文化財の把握調査

本市においては、合併前の市町単位で市史・町史が編纂されており、本市の文化財について把握調査が行われているほか、文化財類型ごとに様々な調査が行われております。(表 12-1、表 12-2)

表 12-1 市史編纂事業による町市史(誌)刊行物一覧

文献名	編集／発行	発行年
佐世保市		
佐世保市史 教育篇	佐世保市市史編さん室／編さん	昭和28年(1953)
佐世保市史 総説篇	佐世保市市長室調査課／編	昭和30年(1955)
佐世保市史 産業経済篇	佐世保市総務部庶務課／編さん	昭和31年(1956)
佐世保市史 政治行政篇	佐世保総務部庶務課／編さん	昭和32年(1957)
佐世保市政七十年史(上・下)	佐世保市史編さん委員会／編	昭和50年(1975)
佐世保市政七十年史資料 第1巻～第16巻	佐世保市史編さん委員会／編	昭和50年(1975)
佐世保市史 総説編	佐世保市総務部庶務課／編	昭和57年(1982)
佐世保市史 政治行政編	佐世保市総務部庶務課／編	昭和57年(1982)
佐世保市史 産業経済編	佐世保市総務部庶務課／編	昭和57年(1982)
佐世保市史 教育編	佐世保市総務部庶務課／編	昭和57年(1982)
佐世保市史 通史編(上・下)	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002) / 平成15年(2003)
佐世保市史 軍港史編(上・下)	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002) / 平成15年(2003)
佐世保の年表 市制百周年記念	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002)
佐世保の歴史 市制百周年記念	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002)
佐世保辞典 市制百周年記念	佐世保市史編さん委員会	平成14年(2002)
吉井町		
吉井町郷土誌	吉井町郷土誌編纂委員会／編纂	昭和41年(1966)
吉井町郷土誌	吉井町郷土誌編纂委員会／編集	昭和57年(1982)
ふるさとの歴史・吉井町	吉井町郷土誌編纂委員会／編集	平成3年(1991)
吉井の息吹 吉井町 閉町記念誌	吉井町総務課企画財政係／編集	平成17年(2005)
世知原町		
世知原町郷土誌	世知原町公民館／編	昭和31年(1956)
北松浦郡世知原村郷土誌		昭和33年(1958)
世知原町郷土誌	世知原町郷土誌編纂委員会／編集	昭和46年(1971)
明治百年史年表(世知原町)	世知原町郷土誌編纂委員会／編集	昭和46年(1971)
せちばる 世知原町郷土誌	世知原町郷土誌編纂委員会／編集	平成2年(1990)
せちばる今昔写真集	世知原町教育委員会／編集	平成12年(2000)
世知原のあゆみ 世知原町閉町記念誌	世知原町	平成17年(2005)
宇久町		
宇久町郷土誌	宇久町郷土誌編纂委員会／編纂	昭和42年(1967)
宇久 1985 宇久町30周年記念	宇久町役場企画室／編	昭和60年(1985)
宇久町郷土誌	宇久町郷土誌編纂委員会／編纂	平成15年(2003)
小佐々町		
小佐々村郷土誌	小佐々尋常高等小学校／編	昭和33年(1958)
小佐々町郷土誌	小佐々町郷土誌編纂委員会／編纂	昭和43年(1968)
小佐々のあゆみ 潮騒のわが町	小佐々町郷土史研究会／編	昭和55年(1980)
小佐々町郷土誌	小佐々町郷土誌編纂委員会／編集	平成8年(1996)
ふるさと小佐々 小佐々町閉町記念誌	小佐々町	平成18年(2006)

表 12-2 市史編纂事業による町市史（誌）刊行物一覧

江迎町		
江迎町郷土誌	江迎町教育委員会／編纂	昭和43年(1968)
江迎町郷土誌	江迎町郷土誌編纂委員会／編	平成12年(2000)
江迎町閉町記念誌	江迎町役場／編	-
鹿町町		
鹿町町郷土誌	鹿町町教育委員会／編さん	昭和36年(1961)
鹿町町郷土誌	鹿町町郷土誌編纂委員会／編集	昭和58年(1983)
鹿町町郷土誌	鹿町町郷土誌編纂委員会／編集	平成16年(2004)
時の記憶(1947-2010) 鹿町町閉町記念誌	鹿町町	平成22年(2010)

さらに国の補助を受け、長崎県教育委員会が長崎県内の文化財調査を実施しており、そのうち、佐世保市に該当するものは表 13 のとおりです。

表 13 長崎県による把握調査刊行物一覧

文献名	編集／発行	発行年
長崎県第3集 民俗資料調査報告書	長崎県教育委員会	昭和40年(1965)
長崎県第12集 長崎県の民家	長崎県教育委員会	昭和47年(1972)
長崎県第23集 長崎県民俗地図	長崎県教育委員会	昭和51年(1976)
長崎県第29集 長崎県のカトリック教会	長崎県教育委員会	昭和52年(1977)
長崎県第34集 長崎県の民俗芸能・民謡1 北松浦郡・松浦市・平戸市・佐世保市	長崎県教育委員会	昭和52年(1977)
長崎県第40集 平戸・上五島地区の文化財	長崎県教育委員会	昭和54年(1979)
長崎県第42集 長崎県の海女	長崎県教育委員会	昭和54年(1979)
長崎県第44集 松浦市とその周辺の文化財	長崎県教育委員会	昭和54年(1979)
長崎県第47集 長崎県の民俗芸能・民謡4 五島列島（福江市・南松浦郡・北松浦郡小値賀町・宇久町）	長崎県教育委員会	昭和55年(1980)
長崎県第49集 佐世保市とその周辺の文化財	長崎県教育委員会	昭和55年(1980)
長崎県第70集 長崎県の農具調査 前編	長崎県教育委員会	昭和60年(1985)
長崎県第79集 長崎県の近世社寺	長崎県教育委員会	昭和60年(1985)
長崎県第88集 長崎県の民謡	長崎県教育委員会	昭和62年(1987)
長崎県第96集 長崎県の諸職調査	長崎県教育委員会	平成2年(1990)
長崎県第103集 長崎県天然記念物実態調査報告書	長崎県教育委員会	平成3年(1991)
長崎県第120集 長崎県の民俗芸能	長崎県教育委員会	平成7年(1995)
長崎県第140集 長崎県の近代化遺産	長崎県教育委員会	平成10年(1998)
長崎県第170集 長崎県の祭り	長崎県教育委員会	平成14年(2002)
長崎県第181集 長崎県の近代和風建築	長崎県教育委員会	平成16年(2004)
長崎県第210集 長崎県内の多様な集落が形成する 文化的景観保存調査報告書	長崎県教育委員会	平成25年(2013)

## (2) 個別文化財の調査

把握調査や開発に伴う発掘調査・史跡等の内容確認のための発掘調査等で把握された各文化財について、国・県・市・研究機関等が個別に調査を実施し、報告書を刊行しており、各文化財の調査報告書は表 14-1、14-2、14-3 のとおりです。

**表 14-1 国・県・市による個別文化財調査刊行物一覧**

文献名	編集／発行	発行年
九州とその周辺における島の芸能の研究	国立民俗学博物館	平成23年(2011)
長崎県第36集 世知原町の開作免の民俗	長崎県教育委員会	昭和53年(1978)
「長崎県遺跡地名表―埋蔵文化財包蔵地一覧―」 長崎県教育委員会文化財調査報告書第1集	長崎県教育委員会	昭和37年(1962)
「五島遺跡調査報告」長崎県教育委員会文化財調査報告書第2集	長崎県教育委員会	昭和39年(1964)
「福井洞穴調査報告(図録編)」長崎県教育委員会文化財調査報告書第4集	長崎県教育委員会	昭和41年(1966)
「針尾人崎遺跡」長崎県教育委員会文化財調査報告書第60集	長崎県教育委員会	昭和57年(1982)
「城ヶ岳平子遺跡」第1次調査概要	長崎県立美術博物館	昭和58年(1983)
「上原遺跡」長崎県教育委員会文化財調査報告書第81集	長崎県教育委員会	昭和61年(1986)
「長崎県遺跡地図」長崎県教育委員会文化財調査報告書第87集	長崎県教育委員会	昭和62年(1987)
「県内古墳詳細分布調査報告書」長崎県教育委員会文化財調査報告書第106集	長崎県教育委員会	平成4年(1992)
「長崎県埋蔵文化財調査年報Ⅰ」長崎県教育委員会文化財調査報告書第113集	長崎県教育委員会	平成6年(1994)
「長崎県遺跡地図―佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡・東彼杵郡地区」長崎県教育委員会文化財調査報告書第119集	長崎県教育委員会	平成7年(1995)
「小野F遺跡」長崎県教育委員会文化財調査報告書第186集	長崎県教育委員会	平成17年(2005)
「門前遺跡」長崎県教育委員会文化財調査報告書第190集	長崎県教育委員会	平成18年(2006)
「九州文化学園構内遺跡」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第1集	長崎県教育委員会	平成20年(2008)
「武辺城跡・末永遺跡」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第2集	長崎県教育委員会	平成20年(2008)
「竹辺C遺跡・竹辺D遺跡」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第3集	長崎県教育委員会	平成20年(2008)
「門前遺跡」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第4集	長崎県教育委員会	平成20年(2008)
「長崎県中近世城館分布調査報告書Ⅰ」長崎県教育委員会文化財調査報告書第206集	長崎県教育委員会	平成22年(2010)
「長崎県中近世城館分布調査報告書Ⅱ」長崎県教育委員会文化財調査報告書第207集	長崎県教育委員会	平成22年(2010)
「門前遺跡Ⅱ・武辺城跡Ⅱ」佐世保文化財調査事務所文化財調査報告書第5集	長崎県教育委員会	平成22年(2010)
「下羽付遺跡」長崎県埋蔵文化財センター文化財調査報告書第17集	長崎県教育委員会	平成28年(2016)
佐世保要塞衛戍病院跡	長崎県教育委員会	
石屋洞穴	長崎県教育委員会	
「岩下洞穴」	佐世保市教育委員会	昭和42年(1967)
「岩下洞穴の発掘記録」	佐世保市教育委員会	昭和43年(1968)
「下本山岩陰」	佐世保市教育委員会	昭和47年(1972)
「岩谷口遺跡群の発掘調査」	佐世保市教育委員会	昭和51年(1976)
「松ヶ崎古墳緊急調査報告・川迎貝塚試掘調査報告・里見池採集資料紹介」佐世保市文化科学館文化財報告	佐世保市教育委員会	昭和51年(1976)
「三川内古窯跡群緊急確認調査報告」	佐世保市教育委員会	昭和53年(1978)

表 14-2 国・県・市による個別文化財調査刊行物一覧（令和〇年〇月時点）

「宮の本遺跡緊急調査概報」	佐世保市教育委員会	昭和55年(1980)
「宮の本遺跡」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	昭和56年(1981)
「中世山城分布調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	昭和57年(1982)
「葭の本窯跡範囲確認調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	昭和58年(1983)
「大門洞穴緊急発掘調査報告書」	佐世保市教育委員会	昭和57年(1982)
「大野台遺跡」江迎町文化財調査報告書第1集	佐世保市教育委員会	昭和58年(1983)
「牛石窯跡記録報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	昭和59年(1984)
「佐世保市遺跡地図」	佐世保市教育委員会	昭和58年(1983)
「吉井町遺跡地図」	佐世保市教育委員会	昭和59年(1984)
「小佐々町遺跡地図」	佐世保市教育委員会	昭和59年(1984)
「世知原町遺跡地図」	佐世保市教育委員会	昭和59年(1984)
「江迎町遺跡地図」	佐世保市教育委員会	昭和59年(1984)
「鹿町町遺跡地図」	佐世保市教育委員会	昭和59年(1984)
「宇久町遺跡地図」	佐世保市教育委員会	昭和60年(1985)
「泉福寺洞穴の発掘記録」	佐世保市教育委員会	昭和60年(1985)
「古田遺跡」小佐々町文化財調査報告書第1集	佐世保市教育委員会	昭和60年(1985)
「佐世保市萩坂町埋蔵文化財試掘調査概報」	佐世保市教育委員会	平成元年(1989)
「宮ノ首遺跡」宇久町文化財調査報告書第2集	佐世保市教育委員会	平成3年(1991)
「直谷城跡」吉井町文化財調査報告書第1集	佐世保市教育委員会	平成3年(1991)
「四反田遺跡発掘調査概報」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成4年(1992)
「福井洞窟」吉井町文化財調査報告書第2集	佐世保市教育委員会	平成5年(1993)
「四反田遺跡範囲確認調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成6年(1994)
「四反田遺跡発掘調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成6年(1994)
「武辺城跡発掘調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成8年(1996)
「宇久山本遺跡」宇久町文化財調査報告書第3集	佐世保市教育委員会	平成9年(1997)
「宇久松原遺跡」宇久町文化財調査報告書第4集	佐世保市教育委員会	平成9年(1997)
「広久保遺跡」江迎町文化財調査報告書第1集	佐世保市教育委員会	平成10年(1998)
「根引池遺跡」江迎町文化財調査報告書第2集	佐世保市教育委員会	平成12年(2000)
「菰田洞穴発掘調査報告書」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成14年(2002)
「針尾城跡」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成17年(2005)
「佐世保の洞穴遺跡」佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成17年(2005)
「福井洞窟範囲確認調査報告書」佐世保市文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成18年(2006)
「市内遺跡発掘調査報告書」佐世保市文化財発掘調査報告書	佐世保市教育委員会	平成18年(2006)
「福井洞窟範囲確認調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第1集	佐世保市教育委員会	平成21年(2009)
「佐世保の洞窟遺跡Ⅱ」佐世保市文化財調査報告書第3集	佐世保市教育委員会	平成22年(2010)
「直谷稲荷神社岩陰遺跡ほか」佐世保市文化財調査報告書第4集	佐世保市教育委員会	平成22年(2010)
「三川内西窯跡・市内遺跡範囲確認調査」佐世保市文化財調査報告書第6集	佐世保市教育委員会	平成23年(2011)
「佐世保市黒島の文化的景観保存調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第5集	佐世保市教育委員会	平成23年(2011)
「大刀洗遺跡」佐世保市文化財調査報告書第9集	佐世保市教育委員会	平成25年(2013)
「史跡福井洞窟発掘調査速報」佐世保市文化財調査報告書第10集	佐世保市教育委員会	平成25年(2013)
「市内遺跡発掘調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第11集	佐世保市教育委員会	平成26年(2014)
「竹辺遺跡」佐世保市文化財調査報告書第12集（	佐世保市教育委員会	平成26年(2014)
「史跡福井洞窟発掘調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第14集	佐世保市教育委員会	平成28年(2016)

表 14-3 国・県・市による個別文化財調査刊行物一覧（令和〇年〇月時点）

「国指定名勝 平戸領地方八奇勝」佐世保市文化財調査報告書第15集	佐世保市教育委員会	平成28年(2016)
「早岐瀬戸遺跡（第3次・第6次調査）」佐世保市文化財調査報告書16集	佐世保市教育委員会	平成30年(2016)
「鬼塚古墳」佐世保市文化財調査報告書第17集	佐世保市教育委員会	平成31年(2017)
「大古川岩陰発掘調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第18集	佐世保市教育委員会	令和3年(2021)
「前原遺跡」佐世保市文化財調査報告書第20集	佐世保市教育委員会	令和4年(2022)
「天神洞穴発掘調査報告書」佐世保市文化財調査報告書第21集	佐世保市教育委員会	令和6年(2024)

## 2 既往の把握調査の課題

令和8年度(2026)時点での市内埋蔵文化財の把握調査の状況は、次の表15のとおりです。

表 15 市内文化財の把握調査の状況（令和〇年〇月〇日時点）

文化財の種類	旧佐世保市																	合併地区										
	南部					中部					北部				島	合併地区												
	宮	三川内	針尾	江上	広田	早岐	日宇	崎辺	南	山澄	中部	西	愛宕	九十九	清水	北	大野	柚木	中里皆瀬	相浦	黒島	吉井	世知原	宇久	小佐々	江迎	鹿町	
有形文化財	建造物			○						○							○				○	○	○	○	○	○	○	
	美術工芸品	絵画			△						△							△				△	△	△	△	△	△	△
		彫刻			○						○							○				○	○	○	○	○	○	○
		工芸品			○						○							○				○	○	○	○	○	○	○
		書跡・典籍			○						○							○				○	○	○	○	○	○	○
		古文書			○						○							○				○	○	○	○	○	○	○
		考古資料			○						○							○				○	○	○	○	○	○	○
		歴史資料			○						○							○				○	○	○	○	○	○	○
石造物			○						○							○				○	○	○	○	○	○	○		
無形文化財	芸能			△						△						△				△	△	△	△	△	△	△	△	
	音楽			△						△						△				△	△	△	△	△	△	△	△	
	工芸技術			○						△						-				-	-	-	-	-	-	-	-	
民俗文化財	有形の民俗文化財			○						○						○				○	○	○	○	○	○	○	○	
	無形の民俗文化財			○						○						○				○	○	○	○	○	○	○	○	
記念物	史跡			○						○						○				○	○	○	○	○	○	○	○	
	名勝			○						○						○				○	○	○	○	○	○	○	○	
	天然記念物			○						○						○				○	○	○	○	○	○	○	○	
文化的景観			○						○						○				○	○	○	○	○	○	○	○		
伝統的建造物群			-						-						-				△	-	-	-	-	-	△	-		
文化財の保存技術			-						-						-				-	-	-	-	-	-	-	-		

【凡例】◎：調査完了 ○：一応調査済みだが継続・追加調査が必要 △：調査不足 ×：未調査 -：該当なし

本市の地区ごとにおける文化財の把握調査の現状は、現在の佐世保市の合併以前にそれぞれの町単位で調査等が行われてきた経緯から、種別や地区によって実施状況に偏りがあります。10地区に共通して、有形文化財（美術工芸品・絵画）、無形文化財（芸能、音楽）が未調査、または該当なしとなっています。その他の文化財においては、国・県・市・研究機関等による調査により、一定程度の状況把握がなされ、その後指定・登録に繋がっているものがある一方で、調査が不十分で、今後改めて調査を行う必要があるものも多く残されています。

---

#### 【旧佐世保市(南部)】

有形文化財(美術工芸品(絵画))、無形文化財(芸能、音楽)は把握調査が未実施であり、その他の文化財も一応調査済みだが継続調査が必要です。

#### 【旧佐世保市(中部)】

有形文化財(美術工芸品(絵画))、無形文化財(芸能、音楽)は把握調査が未実施であり、その他の文化財も一応調査済みだが継続調査が必要です。

#### 【旧佐世保市(北部)】

有形文化財(美術工芸品(絵画))、無形文化財(芸能、音楽)は把握調査が未実施であり、その他の文化財も一応調査済みだが継続調査が必要です。

#### 【旧佐世保市(黒島)】

有形文化財(美術工芸品(絵画))、無形文化財(芸能、音楽)、伝統的建造物群は把握調査が未実施であり、その他の文化財も調査不足です。

#### 【吉井地区】

有形文化財(美術工芸品(絵画))、無形文化財(芸能、音楽)が未実施であり、その他の文化財も一応調査済みだが継続調査が必要です。

#### 【世知原地区】

有形文化財(美術工芸品(絵画))、無形文化財(芸能、音楽)が未実施であり、その他の文化財も一応調査済みだが継続調査が必要です。

#### 【宇久地区】

有形文化財(美術工芸品(絵画))、無形文化財(芸能、音楽)が未実施であり、その他の文化財も一応調査済みだが継続調査が必要です。

#### 【小佐々地区】

有形文化財(美術工芸品(絵画))、無形文化財(芸能、音楽)が未実施であり、その他の文化財も一応調査済みだが継続調査が必要です。

#### 【江迎地区】

有形文化財(美術工芸品(絵画))、無形文化財(芸能、音楽)が未実施であり、その他の文化財も一応調査済みだが継続調査が必要です。

#### 【鹿町地区】

有形文化財(美術工芸品(絵画))、無形文化財(芸能、音楽)が未実施であり、その他の文化財も一応調査済みだが継続調査が必要です。

## 第4章 佐世保市の歴史文化の特徴

### 1 佐世保市の歴史文化の特徴

佐世保市では、市街地や集落の背後に山地や斜面地、西に面する河口や港湾、離島という、それぞれに特徴ある自然的・地理的環境に囲まれた立地に大きく影響を受けながら、特色ある歴史文化が生まれ、前章でとりあげたように、数多くの文化財をはじめとする歴史文化が現在まで受け継がれてきました。

本市にある九十九島は、西海に浮かぶ小島が 208 個集まることで、総体として九十九島と呼ばれる名勝地となっています。時や季節によって、刻一刻と変化するその美しさは、市民に広く親しまれ、本市を象徴するランドマークの1つとなっています。

本市には佐世保独自の特徴的な歴史文化が数多く内包されており、それぞれの時代や種類、内容が異なる歴史文化として、本市を構成する 27 地区に散りばめられています。その様は、まさに九十九島と同じ様相となっています。また、歴史文化を持つ個々の島々はそれぞれの特性を持ち、詳しく調べるとそれぞれの歴史や背景、特徴があり、時に島と島が関連性を持つ関連群や関連区域としても捉えることもできます。

以上のように、本市に散りばめられた数多くの歴史文化の特徴は、佐世保市を代表するランドスケープである九十九島に見立て、「海と歴史が織りなす九十九の物語」という言葉で表現することができ、以下の5つの視点（立地、時間、自然環境、人為活動、生活文化）から本市の歴史文化の特徴をまとめることができます。



写真 13 九十九島の分布

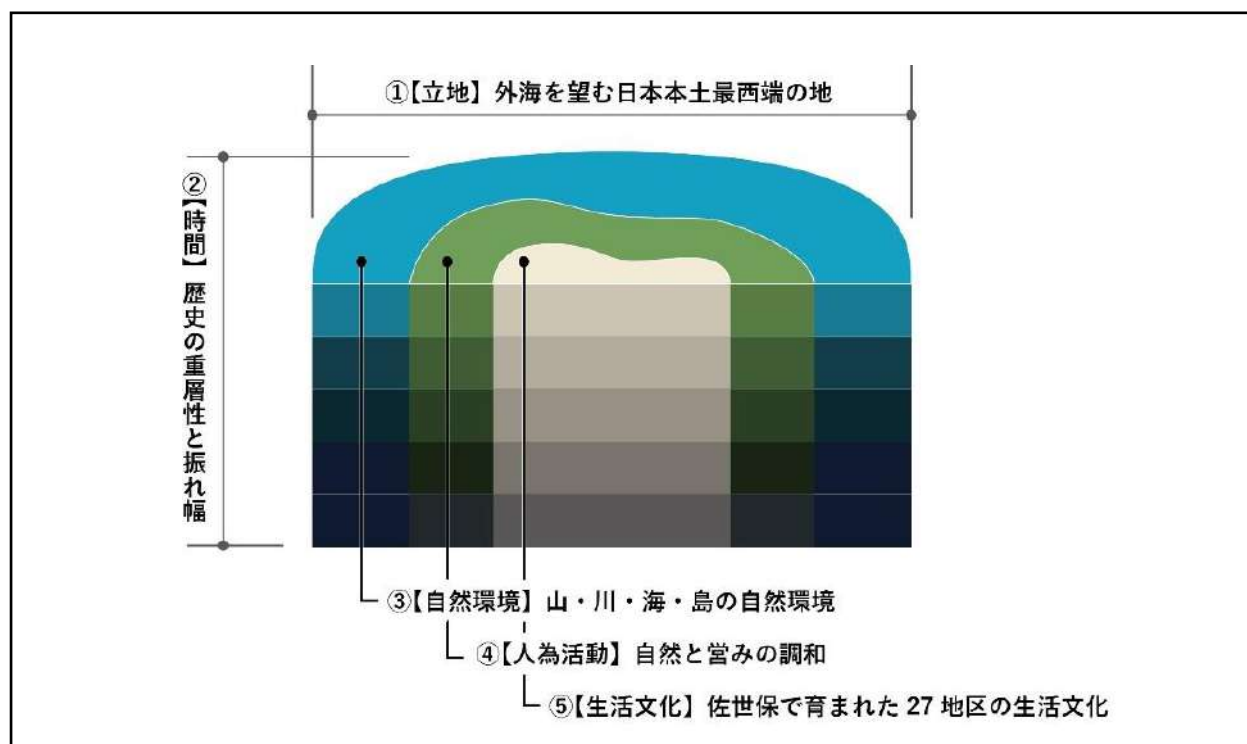


図 33 佐世保市の歴史文化を読み解く 5つの視点

## 2 5つの視点でみる佐世保市の歴史文化

### 歴史文化①立地 「外海を望む日本本土最西端の地」～世界との玄関口、列島文化の集合地～

佐世保市は日本本土最西端にあり、西海を望む立地で太陽が海に沈む様子を見ることができます。海の先には島を経由し、ユーラシア大陸と繋がる海の道があったため、旧石器時代より人類が日本列島へ向かう玄関口の一つとなっていました。また、対馬海流による南方の航路と偏西風による西方の航路が交差する結末点に位置しているため、様々な文化が人々により運ばれてきました。

[キーワード] 最西端、西海、サンセット、ユーラシア大陸、大陸文化、人類の玄関口、海の道、結末点

### 歴史文化②時間 「歴史の重層性と幅広さ」～旧石器時代から現代までの変遷を辿る～

佐世保市には旧石器時代・縄文時代と近代の遺跡が多く残されており、旧石器時代と近代の間にも多様な歴史文化が残されています。日本列島での人類の活動の始まりと近代化遺産までの人類活動の歴史について、また、各時代毎に重層的に人類の痕跡が残されており、文化財を通して幅広く、人類の歩んできた歴史を網羅的に学ぶことができます。

[キーワード] 洞窟遺跡、旧石器・縄文時代、近代、鎮守府、人類活動の歴史、フィールドミュージアム

### 歴史文化③自然環境 「山・川・海・島の自然環境」～佐世保特有の風景と恵み～

佐世保市の海岸はリアス式海岸となっており、自然海岸線は長く、市海域に点在する島の数は208を数え、全国でも類を見ない特色ある形状をしています。海に面した市街地は周囲を山々が囲み、形状がすり鉢状に沿岸部は海岸に迫るように山々が重なり、山々から流れる河川は短く急流で、狭い平坦地となっています。

[キーワード] リアス式海岸、九十九島、平戸八景、短い川、狭い平坦地、海産物

### 歴史文化④人為活動「自然と人の営みの同居と調和」～自然を活かした人の営みが生み出す風景～

佐世保市にみられる自然とそれを巧みに生かした人類の営みとして、砂岩が作り出した洞窟地形の住居利用、リアス海岸地形を生かした港湾化、潟地の干拓や斜面地の棚田や住宅としての利用、九十九島を活かした海洋養殖、黒島の文化的景観、三川内地区の窯業地、中世の山城、海の営み、山の営みなどが交じり合い佐世保独特の風景を生み出しています。

[キーワード] 砂岩地形、洞窟地形、リアス式海岸、係船地、干拓、棚田、斜面地住宅、養殖、黒島、三川内焼、山城、海の営み、山の営み、島の営み、茶畑、炭鉱跡、黒曜石、安山岩、粘土、陶石

### 歴史文化⑤生活文化 「佐世保で育まれた多様な生活文化」～佐世保の祭り・グルメ～

山間部や島などに残る各地域には、大切に継承してきたお祭りや市、行事がそれぞれの地区で残されています。また、鎮守府の設置以降、基地の町として急速に発展を遂げた佐世保の中心部では、旧日本軍やアメリカ軍、自衛隊などの基地が多数集積し、基地のある風景が中心部の佐世保の特徴的な風景であり、国際色豊かな基地で働く人々との交流もあり、そのような環境下で海軍グルメ、アメリカに関連するグルメなどが発展しました。一方で各地域ごとに現在でも引き継がれてきたお祭りや市など地域固有の生活文化をみることができます。

[キーワード] 地域の祭り、市、基地の街、国際色豊か、海軍グルメ、アメリカグルメ

## 第5章 目標（将来像）

### 1. 目指す将来像

本市では、歴史文化の特徴である「**海と歴史が織りなす九十九の物語**」で表現されるように、いずれの時代にも豊かな自然環境と立地を舞台として、住民や移り住んだ人々、国内外からの来訪者など多様な人々との交流を通じて多彩な生活文化が育まれ、独自の歴史文化が息づくまちとなっています。これらの歴史文化は、佐世保の歩みを物語る貴重な財産であるとともに、市民が郷土への誇りを育み、来訪者が佐世保らしさを感じる源泉でもあります。

こうした歴史文化をより多くの人々と分かち合い、学び、楽しむことで、その価値を次世代へと確実に引き継ぐことが求められています。そのため、本市では、文化財を持続的に保存・活用し、未来へと継承するため、「**多様な歴史文化が息づき、ともに未来を紡ぐまち・佐世保**」を本計画の将来像として掲げ、その実現に取り組んでいきます。

## 将来像

### 多様な歴史文化が息づき、ともに未来を紡ぐまち・佐世保

### 2. 基本方針

そして、将来像の実現のため、次の3つの基本方針を設定します。

基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

～佐世保が育んできた独自の文化財を守る～

基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

～文化財を活かし、様々な人々が歴史文化に親しめる環境をつくる～

基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を「つなぐ」

～文化財を軸に人と人、地域と地域、人と地域を繋ぎ、未来へつなげる～

以上の基本方針を掲げ、目指す将来像のための多様な方針に基づいて施策を推進します。

#### 基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

本市では、町単位の合併が進んだことでエリアが広く、文化財も多様性を持っています。多種多様な文化財を次世代に引き継いでいくためには、文化財に関する研究を深め、歴史を紐解くとともに、文化財を記録していくことが求められます。

さらに、文化財の保存には、地域住民・所有者・行政の連携が不可欠です。人手不足や自然災害による被災等により継承が困難になっていますが、地域に誇りや関心を育てる環境づくりを行い、守る活動・守るための活動支援や仕組みづくりを行います。（主に調査・保存に関する方針）

## 基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

市内には地域の特色を反映した多様な文化財があります。地域の歴史文化やその物語を調査・把握し、住民が学び直すことで、まちづくりや地域振興へ結び付けていくことを実現します。

また、本市は豊富な価値のある文化財を地域資源・観光資源として戦略的に活用することができるため、観光ルートの対象範囲を広げ、相互を結んで回遊性のあるグランドデザインを整備し滞在型観光へつなげるほか、展示施設や解説板の多言語化やユニバーサルデザイン化など、計画的な取組を行い、文化財を活かした多様な活動を育みます。(主に活用(活用事業や展示)に関する方針)

## 基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」

本市では、市域の広がりとともに数多くの文化財が存在・分布しています。また、文化財は、地域の歩みや文化を象徴するものであり、地域住民の誇りや愛着を育み、また地域社会や個人のアイデンティティを形づくる大切な要素です。地域の文化財を次世代へ受け継ぐには、学校教育や地域での社会教育の場で歴史文化を学ぶ機会を確保することが重要です。これらを守り活かしていくためには、所有者への働きかけや、市民・市民団体が主体的に関わるための人材育成や仕組みづくりが重要です。

文化財の保存・活用を進める人材育成や組織の構築を行うとともに、行政と地域・市民の連携体制を強化し、多様な実践の展開、行政によるサポート、協働の枠組みづくりなど、地域と共に進める仕組みを整えます。(主に人材育成・体制強化・各種連携に関する方針)

# 基本方針

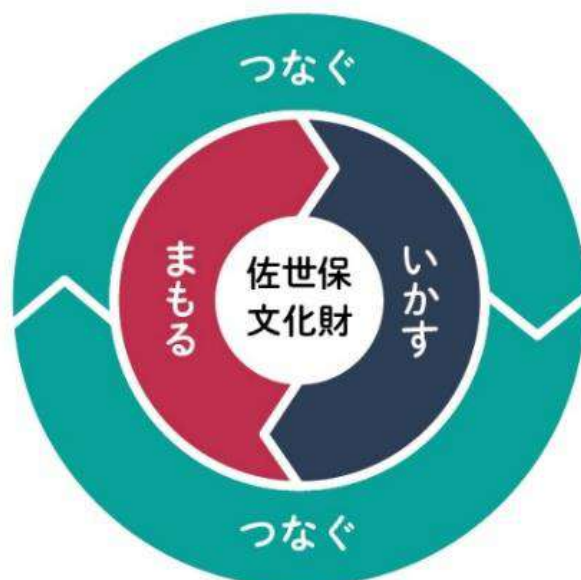


図 34 佐世保市の基本方針概念図

# 第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方向性

## 1 佐世保市の歴史文化に関するアンケート調査

本計画の策定にあたり、市民が文化財をどのように捉えているか、地域の宝として歴史・文化資源をどのように認識しているかを把握するため、市民アンケート調査を実施しました。本調査は、地区自治協議会や文化財所有者、文化財課が主催するイベント参加者のほか、WEB アンケートにより実施し、今後の文化財の保存・活用の方向性を検討するための基礎的な資料とするものです。

### (1) 市民アンケート調査の概要

名称：佐世保市の歴史文化に関するアンケート

目的：本計画の作成にあたり、文化財に対する市民、文化財所有者、文化財保存団体の意識及び「地域の宝となるもの」を把握するため。

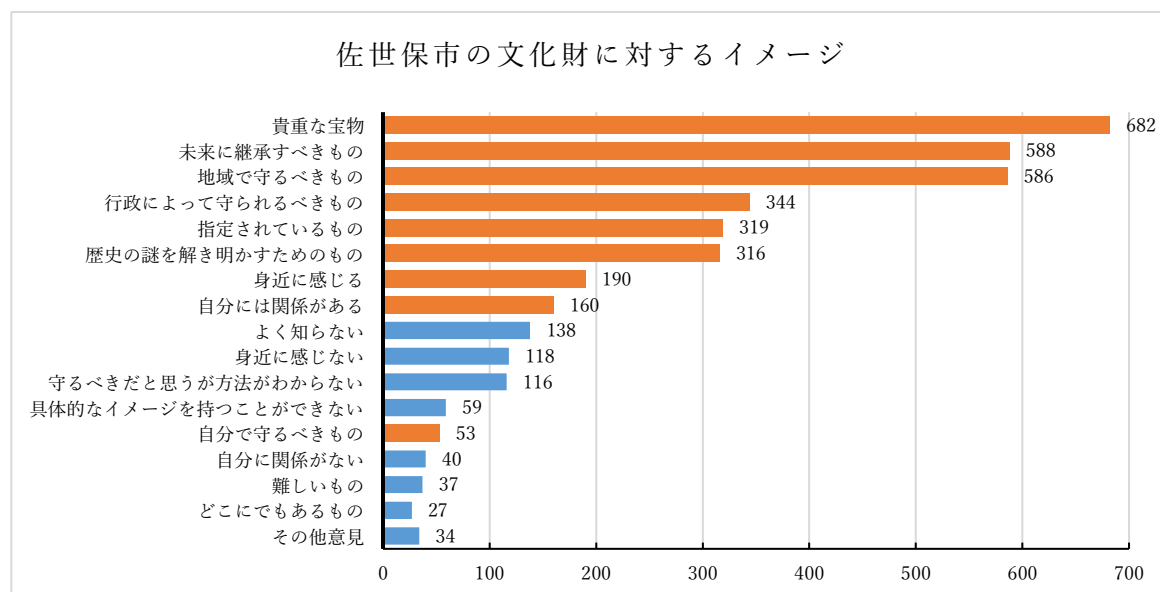
対象・期間・回答者数：

	対象	期間	回答数
1	地区自治協議会役員等	令和6年3月13日、 令和6年5月13日～6月27日	326名
2	文化財課が主催するイベント参加者	令和6年5月18日～12月6日(9回)	214名
3	佐世保市に所在する文化財の所有者	令和6年8月20日～12月27日	33名
4	佐世保市に所在する文化財の保存団体	令和6年8月20日～12月27日	19名
5	佐世保市HPによるWEVアンケート	令和6年7月29日～9月10日	571名
			計1,163名

### (2) 市民アンケート調査結果（一部抜粋）

#### ①地域の文化財について

質問：佐世保市の「文化財」に対してどんなイメージを持っていますか。（いくつでも可）



この設問に対しては、「貴重な宝物」や「未来へ継承すべきもの」、「地域で守るべきもの」といった肯定的な意見が特に多く挙げられました。また、「行政によって守られるべきもの」という意見も見られました。一方で、「よく知らない」や「身近に感じない」、「守るべきだと思うが方法がわからない」といった意見も見られ、佐世保市の文化財について、市民に対する文化財の保存活用の広報活動の必要性があることも分かりました。

文化財については、「地域で守るべきもの」、「行政によって守られるべきもの」という意見が多い一方で、「自分で守るべきもの」といった意見は少なく、当事者としての意識は薄いという分析ができます。

## ②地域の文化財の保存活用に関する課題

設問：お住まいの地域にある文化財について、保存や活用（利用など）を行っていく上で困っている課題等がありましたら、お書きください。（例 維持管理、人不足、保存費用など）

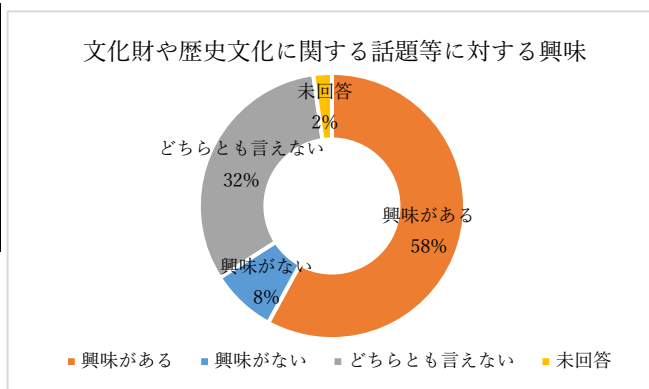
No.	名称	件数
1	維持管理	144
2	人不足	119
3	費用面	76
4	高齢化・後継者問題	63
5	広報	14
6	その他	45
7	ない	20
8	維持されている	1

この設問に対し、維持管理やそれに対する人材や資金の不足など、所有者や地域だけでは十分な対応が難しいという認識が伺えます。また、これらの維持管理を継続していくうえで、将来の後継者の確保に対する不安も多く指摘されています。これらの結果からは、文化財の保存・活用を持続的に進めていくためには、所有者や地域の自主的な取組に依存するだけでなく、行政による支援や専門人材の関与、地域内外の多様な主体との連携を通じて、維持管理体制や人材確保の仕組みを構築していく必要性が示唆されています。

## ③文化財や歴史文化への興味・関心について

設問：文化財や歴史文化に関する話題や授業・講座・イベントなどに興味はありますか。

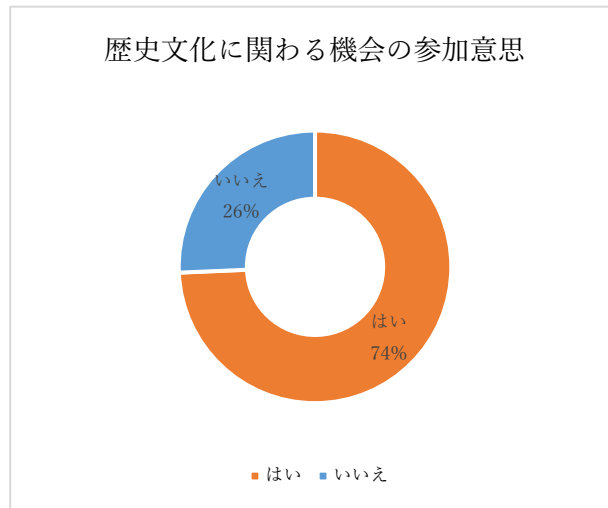
項目	人数	割合
興味がある	645	58%
興味がない	89	8%
どちらとも言えない	354	32%
未回答	25	2%



文化財や歴史文化に関する話題や事業・講座・イベントなどへの興味については、「興味がある」が58%と半数を超えていますが、「どちらとも言えない」が32%、「興味がない」が8%であることから、文化財等への興味関心を喚起する活動が一層必要となります。

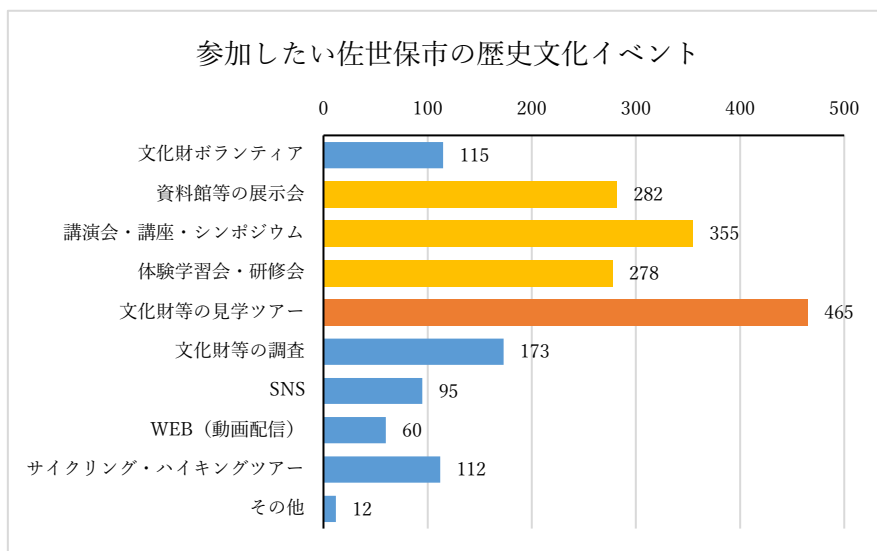
#### ④歴史文化に関するイベント等の参加について

設問：佐世保市の歴史文化に関わる機会があれば参加したいですか。



佐世保市の歴史文化に関わる機会への参加意思については、「はい」が約4分の3を占め、市民の歴史文化に関する機会への参加意思を持っている割合が高いことが分かるため、積極的な歴史文化に関わる機会を増やす必要があります。

設問：前問で「はい」と答えた方で、具体的にどんな機会に参加したいですか。(いくつでも可)

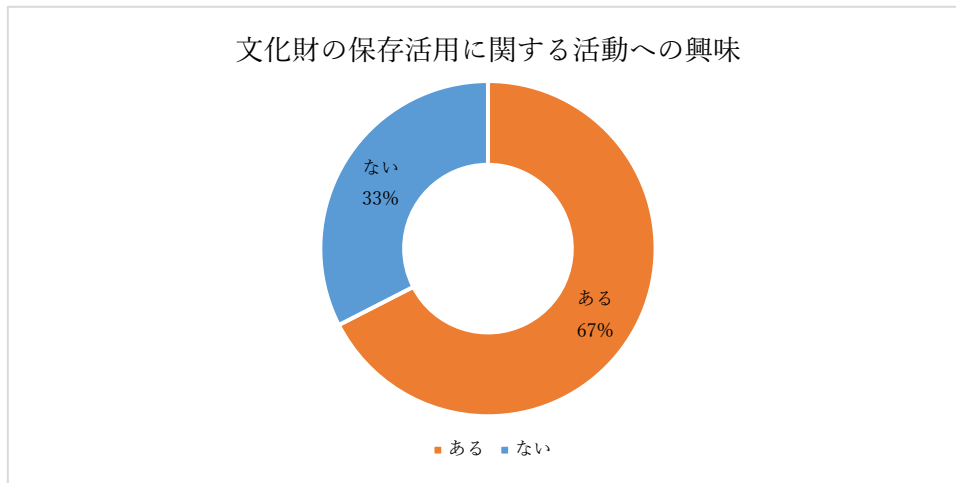


「文化財等の見学ツアー」について、多くの市民が参加の意思を示していることが分かります。その他の意見として「講演会・講座・シンポジウム」、「資料館等の展示会」、「体験学習会・研修会」があげられました。

なお、「いいえ」と答えた方は、歴史文化に参加したくない理由として、興味や時間がない、体力的な問題、交通手段という回答がありました。興味を引きそうなイベント等の企画や広報

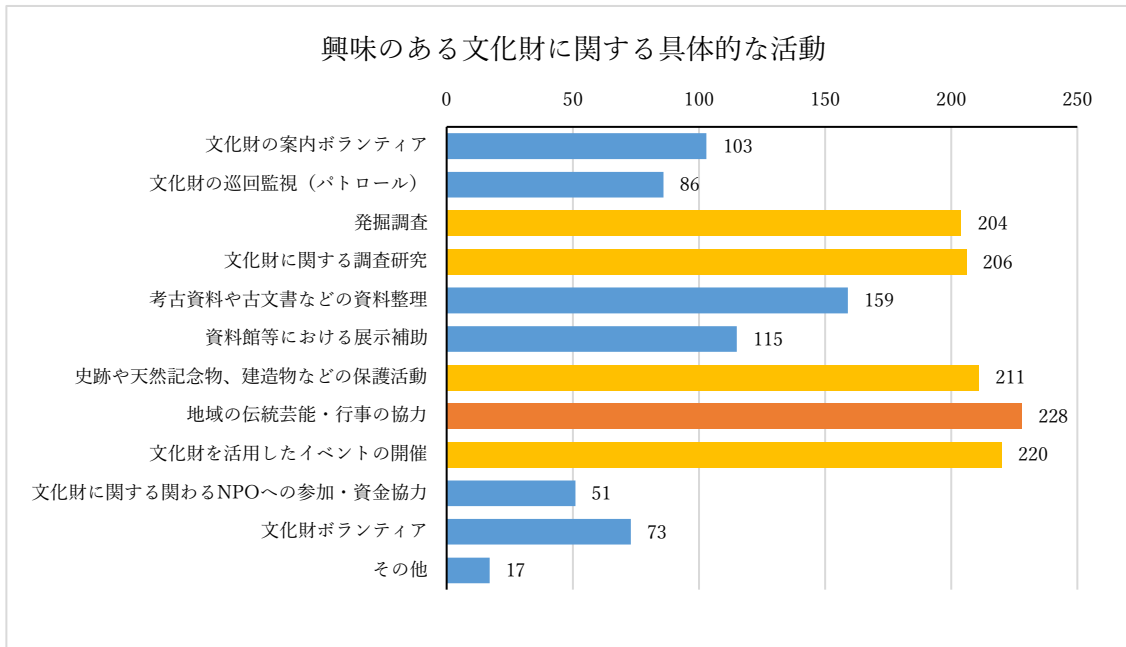
活動、短時間や他のイベントと合同でのイベント開催、座学等の講座の開催など、様々なニーズに応じたイベント等の企画も必要であることが分かります。

設問：文化財の保存や活用に関する活動に興味がありますか。



文化財の保存活用に関する活動への興味について、約 7 割の人が興味を持っており、約 3 割の人が興味はないと回答しています。

設問：質問 16 で興味があると答えた方で、具体的にどんな活動に興味がありますか。  
(いくつでも可)



文化財の保存活用に関する活動への興味があると答えた人が、具体的に興味を示した活動内容は「地域の伝統芸能・行事の協力」が最も多いが、続く「文化財を活用したイベントの開催」、「史跡や天然記念物、建造物などの保護活動」、「文化財に関する調査研究」、「発掘調査」と大きな差はない結果となりました。

## 2 文化財の保存・活用に関する課題

第5章の基本方針を切り口として、佐世保市における文化財の調査・保存・活用・整備に関する課題を以下に整理します。

### 基本方針1 佐世保の文化財を「まもる」

#### (1) 佐世保の文化財を「まもる」ための課題

##### ①文化財の調査・研究体制

本市における文化財の保存活用に向けた取組には、いくつかの課題があります。まず、文化財の把握調査については、分野によって実施状況に偏りがあり、網羅的な把握には至っていません。未指定の文化財だけでなく、既に指定等を受けている文化財についても、国指定や県指定の学術的価値の高い文化財を中心に調査・研究は進められていますが、市指定文化財や全体の現状や管理状況の把握が十分でなく、一元的な情報管理体制が整っていない状況です。さらに、計画的・継続的な調査体制の未整備も課題となっています。近年は、文化財のDX化などの重要性が高まっており、その導入が求められます。

こうした状況を踏まえ、指定・未指定を問わず文化財の現状を的確に把握し、その保存と活用を計画に推進していく体制や具体的な行動計画の策定を進めていく必要があります。

##### 【基本方針1-① 課題】

- ①-1 文化財の把握調査が分野によって偏重がある。  
指定等文化財の現状や管理状況の把握が不足している（一元管理不足）。  
把握調査や価値付けが不十分である。  
文化財調査が断続的である。
- ①-2 先端科学等を活用した記録保存が求められる。
- ①-3 未指定の文化財（歴史文化財）の調査及び周知が不足している。

##### ②文化財の維持管理

本市の文化財保存に関して、市の条例・規則に加え補助要綱を定めるなどの取組みを行っています。しかしながら、文化財の維持・管理に必要な支援や経費の確保が限定的であり、特に個人や民間団体が所有する文化財では、費用負担や維持管理体制の構築が大きな課題となっています。また、支援する行政側の人材育成も急務であり、持続的な保存活動を支える資金確保等の仕組みづくりや、維持管理の方法や保存制度に関する情報発信とその担い手が求められています。

本市は、離島含めて広範囲に地域コミュニティが分布しており、その地域ごとに特色のある歴史文化を有していますが、地域で受け継がれてきた祭礼・行事などの無形の民俗文化財は、担い手の減少や高齢化に伴い存続の危機に直面しており、今後ますます地域の文化財の継承が課題となると想定されます。

また、長い海岸線や市街地を囲む山々には、佐世保特有の風景や自然環境があります。それら自然環境の中には、レッドデータリスト記載の絶滅の恐れがある希少種も存在し、文化財も保護対象として位置付ける仕組みづくりのほか、広く周辺環境を含めた景観の保全に取り組むとともに、保存に関する普及啓発が求められます。

### 【基本方針1-② 課題】

- ②-1 市の文化財維持管理体制や取組みが不十分である。
- ②-2 文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）が限定的である。  
民間所有の文化財に対する行政の関与、役割分担が曖昧である。  
持続的な保存活動のための資金確保の仕組みが不足している（特に個人所有の文化財では費用負担が困難）。
- ②-3 無形民俗文化財が存続の危機にある。  
地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承が困難な状況にある。
- ②-4 レッドデータ・リスト等の絶滅危惧種の文化財指定が必要である。
- ②-5 文化財とその周辺環境を含む景観の保全が必要である。
- ②-6 文化財の維持管理方法の周知が不足している。  
文化財の保存制度に関する情報発信が希薄である。

### ③文化財の防災・防犯対策

近年、地球温暖化や大型台風などの環境変化による影響が顕在化しており、史跡や文化財の損傷リスクが高まっています。佐世保市地域防災計画は策定されていますが、市の文化財に特化した文化財防災対策に関するマニュアルは十分に整備されておらず、緊急時の対応体制に課題があります。

国の重要文化財等には国の指針をもとに対応し、国・県指定文化財は県保護巡視員が年間巡視を行っていますが、文化財の所有者や管理団体と、防火・防犯などを担当する行政部局との情報共有等の連携や設備等が十分ではなく、災害時の迅速な対応や平常時の予防的管理が難しい状況にあります。

これらを踏まえ、環境変化に対応した防災計画の策定や、行政と文化財管理者の密接な連携、情報共有体制の強化が求められています。

### 【基本方針1-③ 課題】

- ③-1 温暖化や大型台風等の環境変化により、史跡等の保存への悪影響が顕在化している。
- ③-2 防災対策マニュアルが不十分、または未作成である。
- ③-3 行政（防火・防犯部局）と文化財所有者または管理者（保存団体）の関係が希薄である（設備・情報共有）。

## 基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

### （2）佐世保の文化財を「いかす」ための課題

#### ④展示施設の整備・活用

本市が有する歴史文化を次世代に継承するためには、それらを学ぶ場を確保することが必要です。しかし、市民をはじめ、次世代を担う児童・生徒が歴史文化を一元的に学べる施設は十分に整備されておらず、関連資料も分散して管理されている状況です。

展示施設に関して、観光振興の観点では解説案内板は統一感に欠け、前時代的な展示説明のまま更新されておらず、現代の来訪者に配慮した情報提供が十分でない状態です。また、文化

財のガイダンス施設における駐車場や誘導サインなどの機能も不足しており、来訪者の利便性や安全性に対する課題があります。

**【基本方針Ⅱ－④ 課題】**

- ④-1 市民、児童・生徒が歴史文化を一元的に知るための施設が不十分である(資料も分散管理)。
- ④-2 ガイダンス(駐車場・誘導サイン・トイレ等)の整備が不足している。
- ④-3 解説案内板は統一感がなく、前時代的展示説明のまま更新されていない(現在の来訪者への配慮不足)。

**⑤文化財を活かしたコンテンツづくり**

文化財をより深く知り、その魅力を実感してもらうためには、歴史文化を活かした市民・来訪者向けの体験やイベントの充実が必要です。しかし、文化財を巡るまち歩きなど、地域を巡りながら楽しむ企画や環境整備が不足しており、来訪者が地域の歴史文化を身近に感じられる機会が限られています。

また、民間の観光事業者との連携が十分でないため、市ならではの歴史文化を体験できる事業展開に対しても偏りが見られます。加えて、地域の団体と協力して行う市民参加型のイベントも不足しており、地域全体で歴史文化を盛り上げる仕組みが十分に整っておらず、歴史文化を活用した体験・交流の取組が不十分であることが課題となっています。

**【基本方針Ⅱ－⑤ 課題】**

- ⑤-1 まち歩きを楽しむことができる企画や整備が不足している。
- ⑤-2 民間観光事業者との連携が不足し、市ならではの歴史文化を体験できる事業展開が偏重している。
- ⑤-3 地域の団体と協力体制を構築したイベント(市民参加型)が不足している。

**⑥文化財の情報発信**

本市では、文化財の保存や活用に関する市民の理解や関心が十分とはいえません。文化財の所有者や関係者の歴史文化に対する価値観は多様化しており、統一的な保護の考え方を共有することが難しい状況です。また、市民全体の文化財への興味が十分に高まっておらず、保存目的や意義についての説明も不足しています。さらに、文化財に関する情報発信や広報活動も限定的であり、来訪者や地域住民に向けたPRの取組みが十分に行われていません。これらの状況から、文化財に関する情報発信を強化し、市民理解と関心の醸成が必要です。

**【基本方針Ⅱ－⑥ 課題】**

- ⑥-1 所有者等の歴史文化に対する価値観が多様化している。
- ⑥-2 市民の文化財に対する興味が不足している。
- ⑥-3 文化財に関する情報発信(PR)の取組みが不足している。  
文化財の保護目的や意義について、市民に対して説明不足である。

## ⑦文化財に関する普及啓発コンテンツづくり

本市の文化財を次世代に継承するためには、教育・学習機会の確保が重要ですが、調査成果を市民と共有する講座やイベントは単発的で継続性に課題があります。また、若い世代の文化財への関心も低下しているなかで、担い手の世代交代に関する課題も顕在化しています。

小・中・高校や大学との連携による文化財を活用した教育の機会は有効に活用できておらず、学校教育や団体客への見学受け入れ体制も十分とはいえません。その結果として、子ども時代から文化財に親しむ機会や、興味を抱かせる継続的な取組も限られており、文化財に関する普及啓発コンテンツが不十分であることが課題となっています。

### 【基本方針Ⅱ－⑦ 課題】

- ⑦-1 調査成果を講座等で市民と共有する機会が不足している（単発的で非連続性）。
- ⑦-2 若い世代の歴史・文化への関心度が低下している（担い手の世代交代が必要）。
- ⑦-3 学校（小・中・高校・大学）と連携した文化財等を活かした教育の機会を有効に活用できていない。
- ⑦-4 文化財の見学受け入れ体制が不足している（学校教育や団体客への対応が限界）。
- ⑦-5 子どものころから文化財に親しむ継続的な機会が不足している。  
文化財に興味を抱かせる機会が不足している。

## 基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」

### （3）佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」ための課題

#### ⑧行政と市民・団体との連携体制

方針Ⅰ・Ⅱで示した「まもる」「いかす」取組みを推進するためには、文化財の保存活用を推進するための民間や関係団体との連携が不可欠です。しかし、文化財の保存・活用に関わる人材育成や組織構築、情報交換の体制も十分とは言えず、行政と地域（民間）との連携体制も未整備の状況です。

さらに、文化財の各分野に対応できる専門職員の数や体制が不足しており、文化財に関わる行政内部の横断的な連携や事業分担も十分ではありません。これらの課題から、文化財の保存活用を支える組織・体制や人的資源の整備が不十分であることが課題となっています。

### 【基本方針Ⅲ－⑧ 課題】

- ⑧-1 民間の産業関係・関係団体と連携した取り組みの推進が不十分である。
- ⑧-2 文化財の保存活用を進める人材育成や組織構築、情報交換体制が不十分である。
- ⑧-3 行政と地域（民間）の連携体制が構築できていない。
- ⑧-4 各分野に対応できる職員（文化財専門職員の数や経験、体制・事務系職員との役割分担）が不足している。
- ⑧-5 文化財に関係する行政内の横断的な関係（事業分担）が希薄である。

### ⑨管理者や保存団体等に対する支援・人材育成

行政・団体間の連携とともに、管理者や保存団体等に対する人材育成やその確保が課題となっています。管理者や保存団体メンバーの高齢化により体制の維持が懸念されており、技術の継承や後継者育成の取組みが求められます。

また、文化財の魅力を伝えるガイドやボランティアなどの人材育成も十分に行われておらず、若い世代を対象とした育成プログラムの整備が必要です。加えて、地域の語り部や専門家の不足も指摘されており、文化財の保存と活用を支える人材基盤の強化が課題となっています。

#### 【基本方針Ⅲ－⑨ 課題】

- ⑨-1 管理者および保存団体の高齢化による体制不足が懸念される。  
文化財に関わる技術の継承や後継者育成を進めることが必要である。
- ⑨-2 ガイド等、歴史遺産の魅力を伝える人材育成の取組みが不足している。  
若い世代の育成プログラムの作成が必要である。（文化財ボランティアなど）  
地域の語り部（専門家）が不足している。

### ⑩広域的連携・ネットワーク展開

本市は、日本遺産をはじめ、近隣市町村と共有する歴史文化を有していますが、県や他市との連携が十分ではなく、地域を越えた歴史教育や文化財の活用が十分に進んでいません。文化財の価値や魅力を伝えるためには、市域内だけでは把握しきれない歴史的背景や地域性（彼杵国、平戸藩、大村藩など）に対応した教育や情報発信も必要です。市内においても、合併に伴い各地区の特性やその拠点性が薄まりつつある現状もあり、広域的な視点で歴史文化を活かす施策の推進が求められています。

#### 【基本方針Ⅲ－⑩ 課題】

- ⑩-1 文化財を中心として、広域的に維持・向上を図る施策が求められる。
- ⑩-2 近接する行政機関（県・市）との連携が不足している。
- ⑩-3 現在の市域では捉えることができない歴史教育が必要である（彼杵国や平戸藩、大村藩等）。
- ⑩-4 合併により各地区の特性が不明確となり、地区の拠点性が不足している。

### 3 文化財の保存・活用に関する方向性

基本方針の実現に向けて、先述した課題を解決するために、今後取り組む歴史文化の保存活用に関する方針を以下のとおり設定します。

#### 基本方針Ⅰ 佐世保の文化財を「まもる」

##### (1) 佐世保の文化財を「まもる」ための方向性

###### ①文化財の調査・研究の計画的かつ継続的な実施

文化財の保存・活用を推進するため、まず市内全体の文化財を体系的に再度見直し、その現状や管理体制を整理します。その上で、計画的かつ継続的な調査を行い、未指定を含む文化財の価値を明らかにします。また、先端技術を活用した記録作成の検討・実施により、文化財の情報を的確に継承します。これらの成果をもとに、指定等文化財の保存活用計画を作成することで、地域の歴史文化を次世代へと確実に伝えていきます。

###### 【基本方針Ⅰ－① 方向性】

- ①-1 全体的な文化財の把握調査見直し  
一元管理での指定等（把握済み）文化財の現状、管理の把握  
文化財の把握調査や価値付けの実施  
文化財の計画的及び継続的な調査の実施
- ①-2 先端科学等を活用した記録保存の検討と実施
- ①-3 未指定の文化財（歴史文化）の調査と周知活動の実施
- ①-4 指定等文化財の保存活用計画の策定

###### ②文化財の維持管理に対する支援の充実

文化財を適切に守り伝えるため、市の保護体制や支援体制を充実させ、民間所有を含む文化財の維持・管理に必要な支援を強化するとともに、道路などの関連インフラの整備促進や文化財周辺の歴史的景観の保全、絶滅危惧種の文化財指定など、文化財の保護に寄与する取組みを推進します。

さらに、文化財の保存制度や維持管理方法の周知・啓発により、市民とともに文化財を守る体制を築きます。

###### 【基本方針Ⅰ－② 方向性】

- ②-1 市の文化財維持管理体制や取組の充実
- ②-2 文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）の充実  
民間所有の文化財に対する行政の関与、役割分担の明確化  
地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援
- ②-3 無形民俗等の支援、デジタルアーカイブ化の実施  
地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援
- ②-4 文化財を管理する道路（インフラ）等の整備
- ②-5 レッドデータ・リスト等の絶滅危惧種の文化財指定と啓蒙活動の実施
- ②-6 文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全
- ②-7 文化財の維持管理の方法の周知  
文化財の保存制度の情報発信強化

### ③文化財の防災・防犯対策の強化

気候変動や自然災害の激甚化に備え、文化財を守るための防災体制を構築します。防災対策マニュアルを整備し、平時からの備えと緊急時の対応を明確化するとともに、防火・防犯を担当する行政部局と文化財所有者や保存団体との連携を強化します。これにより、災害発生時にも文化財を迅速かつ的確に保全できる協働体制を確立し、安全で持続的な文化財保護を実現します。

#### 【基本方針Ⅰ－③ 方向性】

- ③-1 温暖化や大型台風等の災害から、史跡等を守る体制の構築
- ③-2 防災対策マニュアルの作成
- ③-3 行政（防火・防犯部局）と文化財所有者または管理者（保存団体）の関係強化

## 基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

### (2) 佐世保の文化財を「いかす」ための方向性

#### ④展示施設の整備・活用の充実

地域全体を一体的に楽しみ、学べる場として位置づけるミュージアム構想を推進します。また、来訪者が安心して文化財を巡ることができるよう、駐車場や誘導サイン、トイレなどのガイダンス機能を充実させ、快適な来訪環境を整備するとともに、文化財の特徴や歴史を的確に伝えるため、解説案内板のデザインや内容の統一・更新を進め、わかりやすく魅力的な情報発信を行います。

#### 【基本方針Ⅱ－④ 方向性】

- ④-1 ミュージアム構想の推進
- ④-2 ガイダンス（駐車場・誘導サイン等）整備
- ④-3 解説案内板の統一性と更新の実施

#### ⑤文化財を活かしたコンテンツの拡充

本市の文化財をより身近に感じ、楽しみながら学べるまちづくりを推進します。具体的には、まち歩きを通じて地域の魅力を発見できる企画や環境整備を進めるとともに、民間観光事業者との連携を強化し、市独自の歴史文化を体験できる事業の充実を図ります。

また、地域団体と協力して市民参加型のイベントを実施し、住民や来訪者が一体となって文化や歴史を楽しむ機会を創出することで、地域の文化資源を活用した観光・交流の活性化を図ります。

#### 【基本方針Ⅱ－⑤ 方向性】

- ⑤-1 まち歩きを楽しむことができる企画や整備の実施
- ⑤-2 民間観光事業者との連携強化、市独自の歴史文化を体験できる事業展開の充実
- ⑤-3 地域の団体と協力体制を構築したイベント（市民参加型）の実施

## ⑥文化財の情報発信を充実させる。

文化財の価値や保護の意義を市民に広く理解してもらうため、歴史文化に関する周知を徹底します。あわせて、市民の関心を高めるための情報発信やイベントの充実を図り、文化財に触れる機会を増やすことで、市民自らが文化財を守り、活かす意識を持つことができる体制を築き、地域全体で文化の継承と発展を支える基盤を形成します。

### 【基本方針Ⅱ－⑥ 方向性】

- ⑥-1 所有者等に対する歴史文化の周知
- ⑥-2 市民の文化財に対する興味を高める情報発信、イベント等の強化
- ⑥-3 文化財情報発信（PR）の取組強化  
文化財の保護目的や意義に対する市民への情報発信強化

## ⑦文化財に関する普及啓発コンテンツの構築

調査成果や文化財の魅力を市民と共有する機会を積極的に構築し、地域の歴史文化への理解を深めます。特に若い世代に対しては、学校（小・中・高校・大学）との連携を通じ、文化財を活用した教育や体験学習を充実させ、興味・関心を高める取組を行います。

また、文化財の見学受け入れ体制の強化、講座やイベント、体験活動など、多様な参加型の機会を通じて文化財への興味を育み、子どもから大人まで継続的に文化財に親しめる環境を整えます。

### 【基本方針Ⅱ－⑦ 方向性】

- ⑦-1 調査成果を講座等で市民と共有する機会の構築
- ⑦-2 若い世代の歴史・文化への関心を高める対策の実施  
学校（小・中・高校・大学）と連携した文化財等を活かした教育の充実
- ⑦-3 文化財の見学受け入れ体制の強化
- ⑦-4 子どものころから文化財に親しむ継続的な機会の充実
- ⑦-5 文化財に興味を抱かせる機会の充実

## 基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」

### （3）基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」ための方向性

## ⑧行政と市民・団体との連携体制の構築

文化財の保存・活用を効果的に進めるため、民間の産業関係者や関係団体との連携を強化し、地域全体での協働体制を推進します。また、文化財を守り活かす人材の育成や組織体制の整備、情報交換の仕組みを構築し、行政と民間が連携して取り組む基盤を確立します。

行政内部においては、各分野に対応できる文化財専門職員の配置や体制を充実させ、行政内の横断的な連携と事業分担を明確化することで、文化財保存・活用の実効性を高めます。

### 【基本方針Ⅲ－⑧ 方向性】

- ⑧-1 先進事例の共有等、民間の産業関係・関係団体と連携した取り組みの推進
- ⑧-2 文化財の保存活用を進める人材育成や組織構築、情報交換体制の構築
- ⑧-3 行政と地域（民間）の連携体制の構築拡大
- ⑧-4 各分野に対応できる文化財専門職員（数や体制）の体制充実
- ⑧-5 文化財に関係する行政内の横断的な関係強化（事業分担）

### ⑨管理者や保存団体等に対する支援・人材育成の充実

文化財の保存・活用の継続的な推進のため、管理者や保存団体の体制強化と人材育成を支援します。特に、文化財に関わる技術や知識の継承、後継者の育成を重点的に進めるとともに、地域の歴史遺産の魅力を伝えるガイドや語り部など専門的人材の育成にも注力し、地域の文化財を守り活かす人材基盤を強化し、継続的な保存・活用体制の確立を図ります。

#### 【基本方針Ⅲ－⑨ 方向性】

- ⑨-1 管理者及び保存団体への体制強化、人材育成への支援  
文化財に関わる技術の継承や後継者育成強化
- ⑨-2 ガイド等、歴史遺産の魅力を伝える人材育成支援  
若い世代の育成（文化財ボランティアなど）プログラム作成  
地域の語り部（専門家）の人材育成の充実

### ⑩広域的な連携・ネットワークの構築

広域的に価値を有する文化財について、近接する市町や県などの行政機関との連携を強化し、情報共有や共同施策の推進を行うとともに、広域での歴史教育体制を整備し、学校や地域団体との連携を通じて地域の歴史や文化を次世代に伝える仕組みを構築します。

また、広域的な連携と共に、各地区の歴史的特性や資源を活かした拠点づくりを進め、文化財を中心とした地域の魅力向上と交流の促進を図ります。

#### 【基本方針Ⅲ－⑩ 方向性】

- ⑩-1 文化財を中心として広域的に維持・向上を図る。
- ⑩-2 近接する行政機関（県・市町）との連携強化
- ⑩-3 広域地区での歴史教育の体制及び連携の構築
- ⑩-4 各地区の歴史的特性を活かした拠点の構築

また、本市においては、こうした文化財の保存・活用を推進する仕組みとして、既に整備された博物館・ガイダンス施設と本計画で位置付けるフィールドミュージアムを有機的に連携させたミュージアムネットワークを描き、このミュージアムネットワーク＝佐世保ミュージアム構想を基盤とした推進体制の構築を図っていきます。

### 3 佐世保ミュージアム構想

本市の掲げるミュージアム構想は、①既存施設としてのミュージアム、②将来的に保存活用区域に位置付けるフィールドミュージアム、という2つのミュージアムの有機的なネットワーク化（下図）を目指していくものです。

#### ①既存施設としてのミュージアムネットワーク

既存施設としては、立神広場、うつわ歴史館、福井洞窟ミュージアムに加え、各地域の歴史民俗資料等を展示しているコミュニティセンターなども該当します。本計画において示した重層的かつ多様性をもつ佐世保市の文化財は、これらのミュージアムにより、その概略情報を知りうる事が可能となります。

#### ②佐世保遺産を育む地域のフィールドミュージアム

一方で、フィールドミュージアムは、関連文化財群としてのストーリーと区域における歴史重層性を辿るフィールドであり、まさに空間と時間を行き来するミュージアムフィールドといえます。そして、こうした文化財群を見て、知り、学ぶことはもちろんのことですが、文化財保護法の枠に収まらない、地域の様々な宝を体感するためのもでもあり、こうした体験を通じて、市民のシビックプライドの醸成が期待されます。

#### ③戦略：①と②の連携のさせ方

また、フィールドミュージアムにおいては、既存施設であるミュージアムが地域内回遊のコアとして機能することで、来訪者のアクセス性、利便性等を担保していくことが可能となります。さらに、ネットワークの中核となる総合的な情報発信拠点機能については、長期的な視点の中での機能充実を目指していくものとします。

この佐世保ミュージアム構想の実現こそが、本市における文化財の保存・活用の推進に向けて必要不可欠なものです。そして、この構想を検討、推進するにあたって最適な推進体制を、次項において提示します。

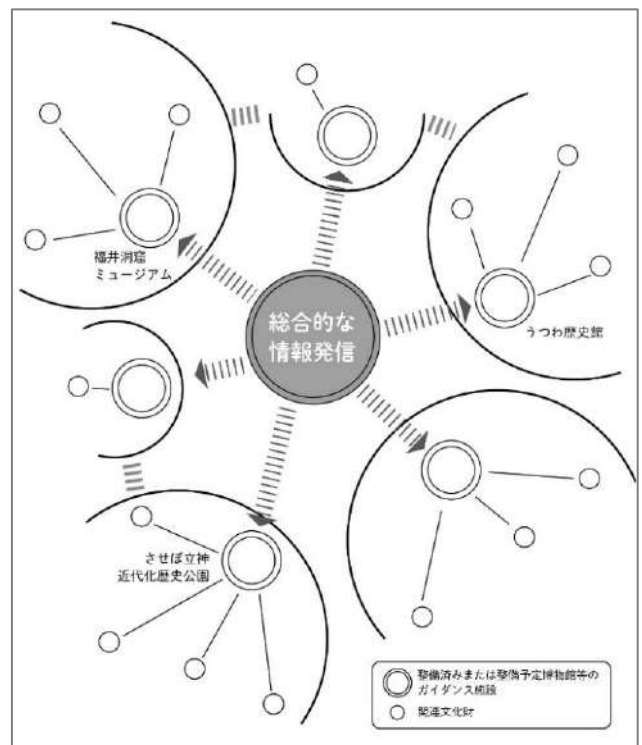


図 45 佐世保ミュージアム構想

# 第7章 文化財の保存・活用に関する取組

ここでは、第6章の課題・方針を踏まえ、行政が取り組むべきもの及び官民協働で実現するものについて、文化財の保存・活用の方針と措置を設定します。本計画における「取組」とは、計画期間中に行う事業や関係法令上の取組みのほか、民間団体や地域住民等が文化財の保存・活用に関して行う取組みとして整理するものです。各措置については、その実効性を高めることを意図し、以下に文化財課が進めている事業（大事業 4、中事業 17）との関わり、取り組む主体、実施期間を整理し、取り組む主体は、地域（市民、地域、市民団体、事業者、関係機関）と市（佐世保市）、実施期間は本計画の計画期間 11 年とし、初動期(R8-R10)の 3 年間で前期、中期(R11-R13)の 3 年間、後期(R14-R17)の 4 年として、進捗管理と見直しを図りながら進めていきます。措置の実施に当たっては、重点事業の設定や多様な主体と連携し、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等、国や県の補助制度を活用して、効果的な実施を図ります。

## 1 市域に関する文化財の保存・活用に関する取組

### 基本方針 1 佐世保の文化財を「まもる」

#### (1) 佐世保の文化財を「まもる」ための取組

取組 (措置)		現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	前期	中期	後期	次期計画
<b>1. 文化財の調査・研究体制</b>											
1-1	文化財の新規指定等に向けた計画的・継続的な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内文化財皆調査</li> <li>市内文化財の把握調査・台帳整備</li> <li>文化財の新規指定</li> <li>詳細文化財調査・文化財出土遺物再整理</li> <li>市文化財課事業計画管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財に関する緊急調査・学術調査の実施</li> </ul>	○	○	●	●	→			
1-2	3D計測やデジタルアーカイブ等の先端技術を活用した記録・保存調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学分析調査</li> <li>先端技術調査(3D)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先端科学等記録保存調査</li> </ul>	○	○	●	●	→			
1-3	未指定の文化財(歴史文化)の新規指定に向けた把握調査と情報発信の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>未指定文化財の新規指定</li> <li>未指定文化財に関する情報発信</li> </ul>	—	○	○	○	●	→			
1-4	指定等文化財の保存活用計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存活用計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未策定指定文化財に対する保存活用計画の早急な策定</li> </ul>	○	○	○	●	→			
1-5	関連文化財群・文化財保存活用区域に関する調査研究の実施	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連文化財群及び文化財保存活用区域を基盤とした各種事業の展開</li> </ul>	○	○	○	●	→			
<b>2. 文化財の保護・維持管理</b>											
2-1	文化財保護に関する市の体制整備や文化財保存団体の管理・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財への補助</li> <li>文化財保存団体の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財専門職員や事務職員の充実</li> </ul>	○	○		●	→			
2-2	文化財保存団体への維持管理業務委託等の実施及び持続的な文化財保存活動に向けた資金確保の仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財への補助</li> <li>文化財保存団体への管理・清掃委託</li> <li>後継者育成</li> <li>ふるさと納税基金の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財維持管理マニュアルの作成</li> <li>文化財クラウドファンディング、文化財寄付、ふるさと納税の活用</li> </ul>	●	●	●	●	→			
2-3	後継者育成や補助制度等、文化財(無形民俗等)継続に向けた支援、デジタルアーカイブによる記録保存の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>無形文化財後継者育成</li> <li>指定文化財への補助</li> <li>映像記録保存</li> </ul>	—	○	●	○	●	→			
2-4	文化財を管理する道路(インフラ)等の整備に向けた道路整備リストの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備台帳の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財管理に必要な道路整備リストの作成</li> </ul>	○	○		●	→			
2-5	レッドリスト等の絶滅危惧種の文化財への新規指定と保護に向けた情報発信等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の新規指定</li> <li>レッドデータブックの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の絶滅危惧種の保護手法の検討</li> </ul>	○	●		●	→			

2-6	文化財及び周辺環境の価値を活かした景観保全、景観まちづくりの取組との連携	・文化的景観の保存活用 ・景観計画の策定・運用	・文化財と景観まちづくりの連携 ・文化財の周辺環境の整備	○	○	○	●	→						
2-7	文化財の維持管理の方法の周知	・文化財補助金・助成制度の案内 ・SNS・HP・広報させばによる情報発信	・文化財補助金・助成制度の案内 ・文化財広報の強化	○	●	○	●	→						
2-8	文化財の収蔵環境確保・整備等に向けた検討	・収蔵場所確保の検討	・新規収蔵場所整備に向けた検討				●	→						
<b>3. 文化財の防災・防犯対策</b>														
3-1	自然災害から史跡等の保護に向けた文化財巡視の実施、防災部局等との連携による体制の構築	・文化財巡視(パトロール) ・文化財保護指導員の巡視	・所有者、防災部局等との連携強化による防災体制の構築	○	○	○	●	→						
3-2	防災対策マニュアルの作成	・防災対策マニュアルの作成	—	○	○	●	●	→						
3-3	行政(防火・防犯部局)と文化財所有者または管理者(保存団体)による防災体制の構築	・文化財防火デーの実施	・所有者、防災部局等との連携強化による防災体制の構築	●	○		●	→						

## 基本方針Ⅱ 佐世保の文化財を「いかす」

### (2) 佐世保の文化財を「いかす」ための取組

保存と活用に関する取組 (措置)													
取組 (措置)		現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	前期	中期	後期	次期計画		
<b>4. 展示施設の整備・活用</b>													
4-1	各ガイダンス施設等の管理運営及び文化財保存活用区域の設定等による佐世保ミュージアム構想の検討	・各ガイダンス施設の管理運営 ・文化財収蔵庫の維持管理	・佐世保ミュージアム構想の検討及び構想に基づく各種事業の実施	●	●	●	●	→					
4-2	駐車場・誘導サイン・トイレ等の来訪者向け機能の整備	・指定文化財の見学の利便性向上に向けた環境整備	—	○	○		●	→					
4-3	サインデザインガイドラインの作成及び解説案内板の更新	・文化財説明板、観光標識等設置	・サインデザインガイドラインの作成及びガイドラインに基づく解説案内板の整備	○	○	○	●	→					
<b>5. 文化財を活かしたコンテンツづくり</b>													
5-1	まち歩き郷土史体験講座等の実施及び解説案内板・パンフレット等の整備	・郷土史体験講座 ・文化財説明版設置 ・文化財パンフレット作成	・文化財ガイド養成講座の実施等、ガイドの育成	●	●		●	→					
5-2	観光事業者等との連携による文化財ガイドツアー等の企画立案・実施	・文化財民間ツアー時の案内・説明 ・文化財関連ツアーの実施	—	○	●	○	●	→					
5-3	地域団体等との連携体制の強化に向けた各種講座の実施及び市民参加型イベントの開催	・まちづくり出前講座 ・文化財関連イベントの実施	・地域団体等との連絡会の定期開催	●	●	○	○	→					
<b>6. 文化財の情報発信</b>													
6-1	デジタルツールの活用等、文化財保護の価値や保護意義を分かりやすく伝える情報発信の実施	・文化財広報 (SNS・HP情報発信)	・所有者向けパンフレットの作成	○	○	○	●	→					
6-2	市民向け講演会や講座等のイベント及び情報発信の実施	・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催 ・文化財説明版設置 ・文化財広報	・動画等のコンテンツによる情報発信	○	●	○	●	→					
6-3	デジタルコンテンツ等、多様な媒体を活用した情報発信・PRの実施	・文化財広報 (SNS・HP・広報誌情報発信)	・動画等のコンテンツによる情報発信	○	●	○	●	→					
<b>7. 文化財に関する普及啓発コンテンツづくり</b>													
7-1	展覧会や講演会等の開催やデジタルツールの活用による情報発信等、継続的な学びの場の提供	・展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催 ・文化財広報 (SNS・HP・広報誌情報発信)	—	●	●	●	●	→					
7-2	ふるさと歴史発見学習の継続及び若者が興味を持ちやすい情報発信・学習環境の整備	・ふるさと歴史発見学習 ・文化財広報 (SNS・HP・広報誌情報発信)	・デジタル技術の活用による学習環境整備	●	●	●	●	→					
7-3	見学受け入れ体制の強化に向けた各文化財施設の運営効率化や、地域団体等との連携強化、ガイド人材育成等の実施	・各文化財施設の運営	・運営見直しや地域団体等との連携による文化財の見学受け入れ体制の強化	●	●	○	●	→					

7-4	ふるさと歴史発見学習の継続及びワークショップやイベント、地域伝統行事等への参加促進に向けた企画立案・情報発信等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと歴史発見学習</li> <li>文化財広報（SNS・HP・広報誌情報発信）</li> <li>展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催</li> </ul>	—	●	●	●	●	→										
7-5	放課後子ども教室等との連携による文化財学習の場の提供、体験型教材や探求学習プログラムの企画立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと歴史発見学習</li> <li>文化財広報業務（SNS・HP・広報誌情報発信）</li> <li>展覧会、講演会、郷土史体験講座等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後子ども教室等との連携による文化財への関心喚起</li> <li>体験型教材等の開発検討</li> </ul>	○	○	○	●	→										

### 基本方針Ⅲ 佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」

#### （3）佐世保の文化財を守り活かすために「つなぐ」ための取組

取組（措置）		現在の取組・継続すべき取組	新たに実施・拡充すべき取組	市民	団体	専門家	行政	前期	中期	後期	次期計画
<b>8. 行政と市民・団体との連携体制</b>											
8-1	産業界や観光事業者、地域団体等との定期的な連絡会の開催や文化財活用・保存活動に関する情報共有の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光コンベンション協会との連携</li> <li>産業団体との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域団体等との連絡会の定期開催</li> <li>市民団体等と連携した文化財活用に関する取組の実施</li> </ul>	○	●		●				→
8-2	文化財ガイド養成講座の実施やガイド認定制度、行政・地域団体・民間事業者等による情報交換ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保存団体の設立の推進</li> <li>観光マイスター制度の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財ガイド養成講座の実施等、ガイドの育成</li> <li>行政・各種団体間の情報交換体制の充実</li> <li>地域団体等との連絡会の定期開催</li> </ul>	○	○	○	●				→
8-3	市民団体等との協働体制の構築・強化に向けた文化財保存団体の設立支援や定期的な情報交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保存団体の設立支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体等と連携した文化財活用</li> </ul>	●	●	○	●				→
8-4	専門職員の計画的な拡充や民間専門家等外部ネットワークとの連携・共同プロジェクト等の実施	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財専門職員や事務職員の充実</li> </ul>				●				→
8-5	文化財関連部署との定期的な情報交換、共同プロジェクト、庁内向け研修等の実施による横断的連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連部署・関係機関との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連部署・関係機関との連携強化（定期的な連絡会議や研修会の開催）</li> </ul>			○	●				→
<b>9. 管理者や保存団体等に対する支援・人材育成</b>											
9-1	保存団体等に対する担い手育成支援及び他地域団体等とのネットワーク構築による体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財管理への支援</li> <li>保存団体等の後継者育成</li> </ul>	—	○	●	○	●				→
9-2	文化財ボランティアやガイド養成講座など人材育成プログラムの企画立案・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと歴史発見学習</li> <li>観光マイスター制度の実施</li> <li>郷土史体験講座</li> <li>文化財説明板設置</li> <li>文化財パンフレット作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財ガイド養成講座の実施等、ガイドの育成</li> </ul>	●	●	●	●				→
<b>10. 広域連携・ネットワーク展開</b>											
10-1	文化財を活かした景観まちづくり等、周辺環境を含めた文化財の価値の把握及び維持向上策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画の策定・運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民等との協働による文化財を活かしたまちづくりの推進</li> </ul>	○	○	○	●				→
10-2	近接する行政機関（県・市町）との連携強化による共同プロジェクトの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本遺産、世界遺産、洞窟遺跡関連施策の推進</li> </ul>	—	●	●	○	●				→
10-3	広域的な歴史的背景を反映した教材や学習プログラムの作成、情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本遺産、世界遺産、洞窟遺跡関連施策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習教材・プログラム等の開発検討</li> </ul>	○	●	○	●				→
10-4	既存の文化財施設の運営の充実及びコミュニティセンター等の地域拠点における取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>各文化財施設の運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各文化財施設の運営充実</li> <li>各地区主体の文化財関連の取組の推進</li> </ul>	●	●	○	○				→

## 第8章 佐世保市の関連文化財群の設定

佐世保市には、多様で豊かな文化財が市内各地に点在しています。これらの文化財は指定等文化財や未指定文化財問わず、単独で価値を持つだけでなく、互いの関係性や周囲の環境とあわせて理解することで、より深い歴史文化の魅力を伝えることができます。

「関連文化財群」とは、文化財とその価値を支える周辺環境や関係要素を一体として捉え、文化財の魅力を伝えるストーリーとして整理し、価値付けを行う枠組みです。

関連文化財群を設定し、文化財の分布を地図上に整理し、活動の拠点や中心となる施設を明示することで、市内の文化財の関係性や価値が見えやすくなり、市全域での取組みを具体化できます。また、関連テーマで活動する団体や施設との協働を通じ、それぞれ特色あるストーリーを展開することもできます。

本計画では、佐世保の歴史文化の特徴をもとに関連文化財群のストーリーの設定を行い、それらの課題と方針を明確化して、今後の本市の特色ある地域の文化活動の活性化につなげていけるようにしていきます。

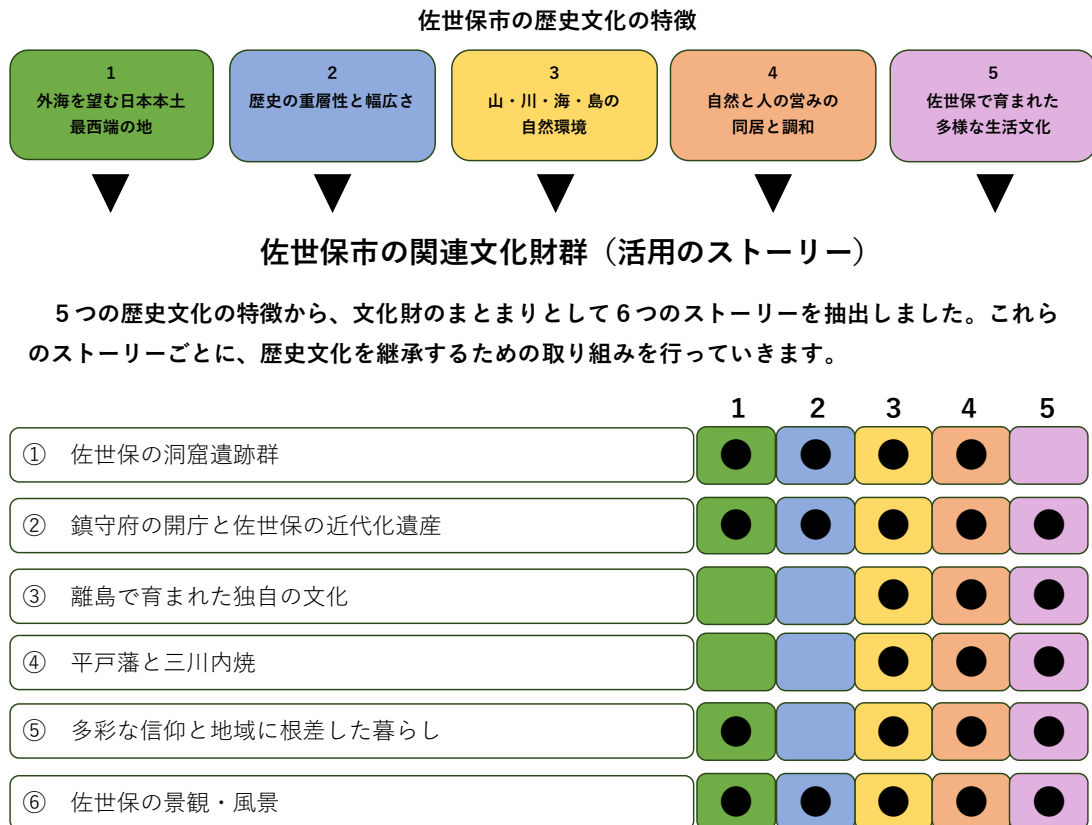


図 35 佐世保市の関連文化財群の整理図

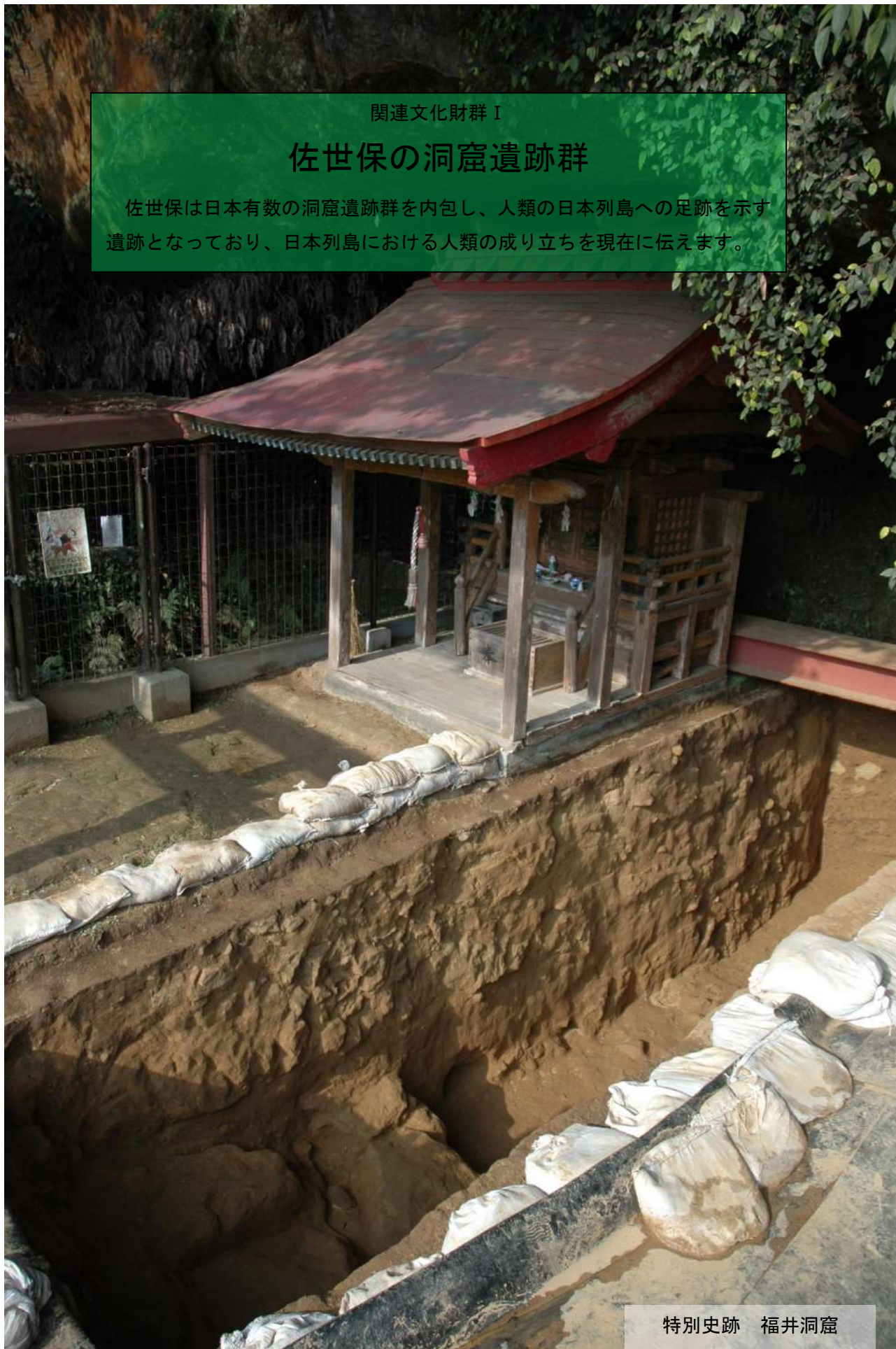
6つの佐世保市の文化財群の概要を下記の通り、記載します。

- ①**佐世保の洞窟遺跡群** 日本有数の洞窟遺跡群を内包し、人類の日本列島への足跡を示すもの
- ②**鎮守府開庁と近代化遺産** 鎮守府に決まった佐世保港を中心に近代都市へと変貌を遂げたもの
- ③**離島で育まれた独自の文化** 西海に囲まれた黒島・高島・宇久島の島文化
- ④**平戸藩と三川内焼** 江戸時代に平戸藩領内で作られた三川内焼
- ⑤**多彩な信仰と地域に根差した暮らし** 地域の多彩な祭礼や風習と自然の恵みがもたらした食文化
- ⑥**佐世保の景観・風景** 佐世保の多彩な自然環境と人の営みが生み出した景観・風景

関連文化財群 I

## 佐世保の洞窟遺跡群

佐世保は日本有数の洞窟遺跡群を内包し、人類の日本列島への足跡を示す遺跡となっており、日本列島における人類の成り立ちを現在に伝えます。



特別史跡 福井洞窟

## (1) 関連文化財群 I 「佐世保の洞窟遺跡群」

### ①ストーリー

佐世保市は日本随一の「洞窟遺跡のまち」としても知られています。全国にある約 740 箇所の洞窟遺跡のうち、本市には 36 箇所の洞窟遺跡があり、その数は市町村単位で日本一を誇ります。

洞窟が多い理由は、佐世保市の地質と地形が関係します。本地域の地質は、基盤層である第三紀層堆積岩が河川の浸食や風化作用により削られることで、崖状になった地形が谷間や河川沿いに見られ、こうした自然地形の利用は日本列島最西端の立地条件もあり、旧石器時代にはじまります。これらの洞窟遺跡には、谷や崖の多い本市特有の自然地形を生かして、巧みに生き抜いた人類の足跡を洞窟遺跡群として、一体的にみる事が可能です。

### ②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	牽牛崎洞穴	記念物(遺跡)	未指定
2	下本山岩陰	記念物(遺跡)	県指定
3	百間坂洞穴	記念物(遺跡)	未指定
4	泉福寺洞窟	記念物(遺跡)	国指定
5	岩下洞穴	記念物(遺跡)	県指定
6	池野谷洞穴	記念物(遺跡)	未指定
7	杉の尾洞穴	記念物(遺跡)	未指定
8	上炭床岩陰	記念物(遺跡)	未指定
9	大古川岩陰	記念物(遺跡)	未指定
10	菰田洞穴	記念物(遺跡)	未指定
11	天神洞穴	記念物(遺跡)	未指定
12	龍神洞穴	記念物(遺跡・名勝)	国指定
13	中通洞穴	記念物(遺跡)	未指定
14	桜木岩下岩陰	記念物(遺跡)	未指定
15	大悲観岩陰	記念物(遺跡・名勝)	国指定
16	小浦岩陰	記念物(遺跡)	未指定
17	大山口岩陰	記念物(遺跡)	未指定
18	橋川内洞穴	記念物(遺跡)	市指定
19	長谷岩陰	記念物(遺跡)	未指定
20	中谷洞穴	記念物(遺跡)	未指定
21	岩谷口第1岩陰	記念物(遺跡)	未指定
22	岩谷口第2岩陰	記念物(遺跡)	未指定
23	牧の岳洞穴	記念物(遺跡)	未指定
24	直谷岩陰	記念物(遺跡)	未指定
25	不動明王谷岩陰	記念物(遺跡)	未指定
26	上直谷岩陰	記念物(遺跡)	未指定



③構成文化財 関連文化財群 I 「佐世保の洞窟遺跡群」の分布図

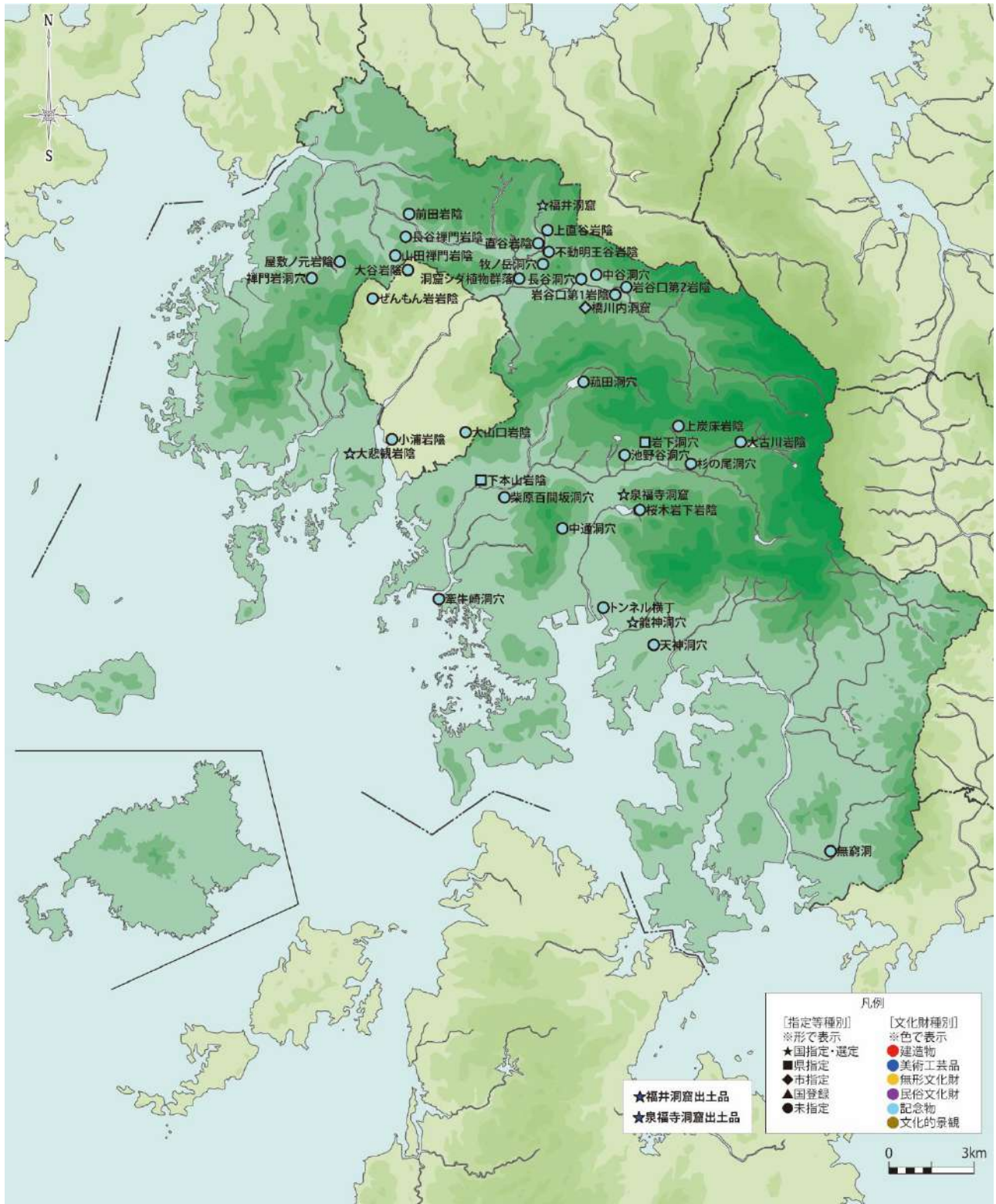


図 36 関連文化財群 I 「佐世保の洞窟遺跡群」の分布図

#### ④課題

福井洞窟は、独自の自然環境と歴史的背景を有する貴重な洞窟遺跡ですが、調査研究の状況や整備状況が洞窟ごとに異なり、統一的な管理や一体的な周遊には課題があります。また、未指定の洞窟では草刈りなどの環境整備が十分でなく、砂岩主体で風化や劣化が進行するため、保存範囲の明確化が求められます。

活用面においては、福井洞窟は山間部に立地し公共交通機関もなく車移動が必須で、駐車場不足や狭い道路による路上駐車が近隣に影響を与えています。また、案内ガイドや解説板が整備されておらず、訪問者への情報提供や地域外への周知も十分にできていない状況です。

その他、地域住民の関心差や周辺景観整備、防災体制の未整備も課題であり、自然環境と歴史的価値を併せ持つ福井洞窟の持続的な保存・活用には、多角的な対応が求められます。

#### ⑤方針

##### 【保存管理】

日本の先史時代の歴史的重要性を物語る本史跡を確実に保存するため、指定地にとどまらず、その周辺についても自然景観を含めた広域な保全を図ります。福井川流域や洞窟遺跡群の未調査箇所についても適切な保護の方法を検討するため、必要に応じて発掘調査を行います。また、これまでの調査成果をもとに環境復元や自然環境の循環を図れるようにし、最新の研究に基づく価値評価をその都度行っていくこととします。指定地前面には県道があり、周辺にも農地が広がることから、新たな開発や景観支障物については史跡の管理者である佐世保市と関係機関、土地所有者との調整を密にして保存を図ります。

##### 【活用】

活用においては、福井洞窟ミュージアムから史跡地までのアクセシビリティを高めるための施策展開を行うとともに、知らない人に伝える、訪れた人の理解を深める、といったターゲットごとの情報提供を講じていきます。

また、ミュージアムの機能拡充や他の遺跡との広域的な連携、研究・活用のネットワーク強化等を通して、新たなユーザー層の興味を喚起する活用プログラムの開発を推進します。

さらに、学校教育や社会教育、既存の地域イベント等に対して、福井洞窟をはじめとした歴史文化を学ぶ機会を付加させることで、福井洞窟に対する理解向上と愛着の醸成を図り、地域で守り続けてきた本史跡への関わりに対して、コミュニティ維持の観点から取り組んでいきます。

##### 【整備】

福井洞窟の有する本質的価値を将来に向けて確実に継承していくために現在整備している保存環境を維持していきます。また、活用に向けた整備については、史跡地の見学環境、解説、さらには福井洞窟ミュージアムとの連携等、今後も多岐にわたる対応事項が残されており、計画的に進めていくものとします。さらに、史跡地を取り巻く周辺環境や生態系、さらには地域に暮らす人々のコミュニティ等については、史跡の保存活用を基盤としたまちづくりの視点で取り組みながら、地域住民が主体となった環境整備を行っていきます。

---

### 【運営・体制】

現在、維持管理する保存会はあるものの、地域の高齢化と人口減少が進んでいるため、市内外の新たな福井洞窟のファンを獲得していくことが、今後も史跡の保存活用を継続的にやっていくためには、必要不可欠です。

そのためにも、地域住民が「私たちの福井洞窟。私たちの宝物」と思うことができる主体的な運営・管理体制を整えます。また、庁内、大学・研究機関、他市町村、民間事業者等、様々な団体・個人を巻き込みながら、史跡マネジメントを实践する組織体制の構築に向けて取り組んでいきます。

関連文化財群Ⅱ

## 鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産

佐世保は明治22（1889）年に鎮守府が開庁した佐世保港を中心に近代都市へと急速な変貌を遂げました。鎮守府開庁から100年が経過した現在も、港のドッグや埠頭、林立するクレーン、立ち並ぶレンガ倉庫など、軍港を中心として発展した特有の景観が近代化遺産として、その歴史を伝える文化財群となっています。



市民文化ホール

## (2) 関連文化財群Ⅱ「鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産」

### ①ストーリー

静かな農漁村ながら天然の良港であった横須賀・呉・佐世保・舞鶴が鎮守府の設置個所として、選ばれ、佐世保は明治 22（1889）年に鎮守府が開庁しました。鎮守府には常に最先端の工業技術や設備が投入され、大きな艦艇が行き交う港、製鉄や造船を担う工場、頑丈な赤レンガ倉庫群などが次々に建設され、技術者を育てることに力も注ぎ、横須賀で培われた技術は呉へ、呉から佐世保、舞鶴へ、そして民間企業へと移転を繰り返す中で発展を遂げ、造船技術を中心に日本の近代化を支えました。

水道や鉄道などの社会インフラも当時の最先端の技術を集めて整備され佐世保は急速な発展を遂げ、現在の佐世保の都市としての原形が形成されました。

### ②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設	有形文化財(建造物)	国指定
2	旧佐世保鎮守府凱旋記念館(佐世保市民文化ホール)	有形文化財(建造物)	国登録
3	西九州倉庫(株)前畑1号倉庫群(旧第五水雷庫)	有形文化財(建造物)	未指定
4	岡本水源地	記念物(遺跡)	未指定
5	山ノ田水源地	記念物(遺跡)	未指定
6	立神係船地(旧修理艦船繫留場)	有形文化財(建造物)	未指定
7	佐世保重工業(株)250 トンクレーン	有形文化財(建造物)	国登録
8	佐世保重工業(株)第5、第6ドッグ	有形文化財(建造物)	未指定
9	赤崎貯油所地下重油槽	有形文化財(建造物)	未指定
10	旧佐世保要塞砲兵連隊跡	記念物(遺跡)	未指定
11	旧佐世保弾薬本庫	有形文化財(建造物)	未指定
12	丸出山堡壘跡・観測所跡	有形文化財(建造物)	未指定
13	俵ヶ浦弾薬本庫	有形文化財(建造物)	未指定
14	馬川兵舎跡・演習砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
15	小首堡壘跡・地区指令所跡	有形文化財(建造物)	未指定
16	高後崎砲台跡	有形文化財(建造物)	未指定
17	平瀬煉瓦倉庫群	有形文化財(建造物)	未指定
18	立神煉瓦倉庫群	有形文化財(建造物)	未指定
19	前畑火薬庫	有形文化財(建造物)	未指定
20	南風崎トンネル	有形文化財(建造物)	未指定
21	清水の瀬橋梁	有形文化財(建造物)	未指定
22	佐世保鎮守府水道施設群	有形文化財(建造物)	未指定
23	佐世保水道局施設水道施設群	有形文化財(建造物)	未指定
24	干尽倉庫群	有形文化財(建造物)	未指定

番号	名称	文化財種別	指定等
25	九州旅客鉄道(株)鉄道施設群	有形文化財(建造物)	未指定
26	松浦鉄道(株)鉄道施設群	有形文化財(建造物)	未指定
27	田島岳高射砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
28	大崎高射砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
29	古里高射砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
30	錐崎高射砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
31	庵浦高射砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
32	猫山高射砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
33	無窮洞	記念物(遺跡)	未指定
34	戸尾市場	記念物(遺跡)	未指定
35	佐世保重工業(株)佐世保造船所(旧佐世保海軍工廠)施設群	有形文化財(建造物)	未指定
36	佐世保鎮守府庁、海兵団関連施設群	有形文化財(建造物)	未指定
37	海軍鎮守府関連記念碑群	有形文化財(建造物)	未指定
38	東公園(旧海軍墓地)	記念物(史跡)	未指定
39	吉村長策関連史料群	有形文化財(美術工芸品)	未指定

③構成文化財 関連文化財群Ⅱ「鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産」の分布図

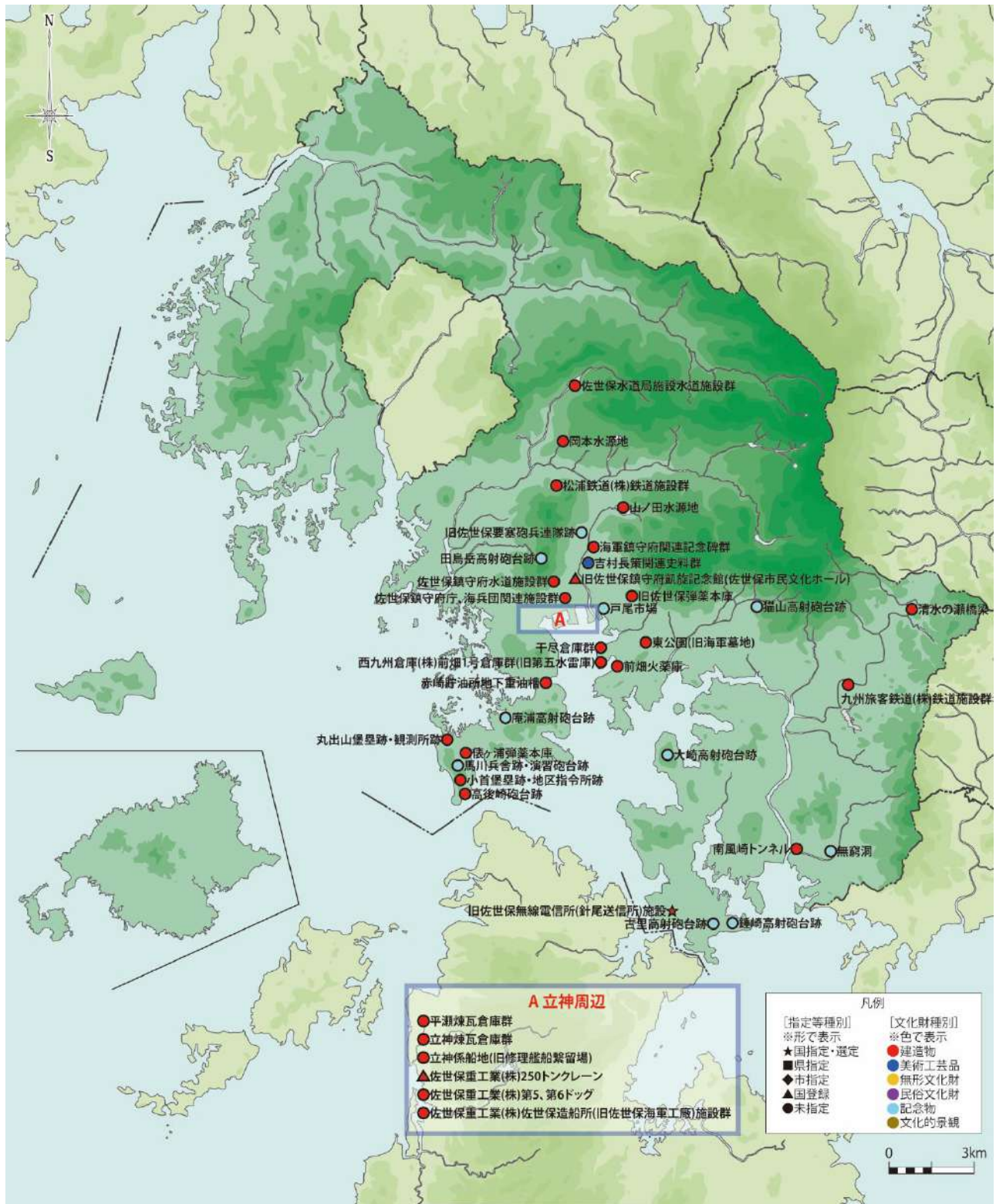


図 37 関連文化財群Ⅱ「鎮守府の開庁と佐世保の近代化遺産」の分布図

#### ④課題

佐世保市内には、旧佐世保海軍関連の戦争遺跡や歴史的建造物や関連史料など、近代佐世保市の発展を物語る文化財が多数ありますが、それらの把握調査は十分ではありません。これらの多くは未指定文化財であり、現在も利用されているものがあり、老朽化や経費削減のための取り壊しなど、消滅の危機に直面していますが、重要な文化財の抽出や詳細調査に基づく保存活用の検討に至っていないのが現状です。

また活用面では、多くの文化財が佐世保港を中心に各地に点在し、市民の立ち入りが制限される立地や民有地に位置し、道路条件などの制約から活用が限定的です。現在佐世保近代化遺産のガイダンス機能を有する施設として整備中の立神歴史公園（仮）を核とした一帯の文化財活用については、関係団体との調整をより深めていく必要があります。今後、限られた予算や人手の中で、保存活用の優先順位を明確化する選択と集中が求められています。

#### ⑤方針

##### **方針 全体的な文化財の把握調査の実施**

近代化遺産や戦争遺跡、歴史的建造物、関連史料などの未把握の分野の文化財について、悉皆調査を実施します。

##### **方針 文化財の計画的及び継続的な調査の実施**

特徴的な文化財について、指定等の検討や指定後の再評価のための詳細調査を実施し、価値を明らかにしていきます。

##### **方針 ガイダンス（駐車場・誘導サイン・トイレ等）整備**

点在する文化財を活用するための環境整備を行います。

##### **方針 文化財情報発信（PR）の取組強化**

未指定文化財や関連文化財群を含めて情報集約し、佐世保市ホームページや文化財パンフレットをリニューアルして市民に周知します。

関連文化財群Ⅲ

## 離島で育まれた独自の文化

佐世保には西海に囲まれた黒島・高島・宇久島の有人島があります。これらの島々には島独自に育まれた独自の文化が残されており、そこに住む住民と共に3島にはそれぞれの固有の文化財が今も息づいています。



黒島 黒島天主堂

### (3) 関連文化財群Ⅲ「西海に浮かぶ離島で育まれた独自の文化」

#### ①ストーリー

西海に浮かぶ島々が所在する佐世保では、旧石器時代から島での営みが続きました。佐世保の島と日本列島、そして、中国大陸や朝鮮半島を経由する海の道の拠点の一つになっており、各島には様々なものが残されており、現在でも独自の文化が色濃く残されています。特に宇久島、黒島、高島はそれぞれの島の特徴を色濃く残しています。宇久島は五島列島の最北端にあり、中国大陸への中継地点でもあり、黒島は江戸時代、潜伏キリシタンが移り住み、在住の住民とともに、独自の景観を生み出しました。高島は砂が多く堆積する環境から石棺とともに人骨が良好に残され、沖縄から北海道までの海の道でもありました。

#### ②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	黒島天主堂	有形文化財(建造物)	国指定
2	佐世保市黒島の文化的景観	文化的景観	国選定
3	串ノ浜岩脈	記念物(地質鉱物)	県指定
4	根谷のサザンカ	記念物(植物)	市指定
5	ふくれ饅頭	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
6	島豆腐	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
7	島めし	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
8	名切砲台跡	記念物(遺跡)	未指定
9	宮の本遺跡	記念物(遺跡)	未指定
10	遠見番所跡	記念物(遺跡)	未指定
11	寄人の墓	記念物(遺跡)	未指定
12	骨様	記念物(遺跡)	未指定
13	イモガイの腕輪	美術工芸品(考古資料)	未指定
14	オフナダサマ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
15	高島ちくわ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
16	志賀神社	記念物(遺跡)	未指定
17	鯨の記念碑	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
18	番岳	記念物(天然記念物)	未指定
19	高島海水浴場	記念物(天然記念物)	未指定
20	五島神楽	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国指定
21	蘇鉄の巨樹	記念物(植物)	県指定
22	寺島玉石甌穴	記念物(地質鉱物)	県指定
23	宇久松原遺跡	記念物(遺跡)	県指定
24	家盛公以下七代の墓	記念物(遺跡)	市指定
25	宮ノ首貝塚	記念物(遺跡)	市指定
26	神浦代官所跡	記念物(遺跡)	市指定
27	大久保様の墓	記念物(遺跡)	市指定

番号	名称	文化財種別	指定等
28	長崎鼻遺跡	記念物(遺跡)	市指定
29	藤原久道の墓	記念物(遺跡)	市指定
30	宇久松原遺跡出土品	美術工芸品(考古資料)	市指定
31	宇久下山のアコウ	記念物(植物)	市指定
32	宇久スゲ浜のハマユウ	記念物(植物)	市指定
33	宇久大浜のホウライシダ群生地	記念物(植物)	市指定
34	宇久本飯良の八幡神社社叢	記念物(植物)	市指定
35	クァインココ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
36	宇久本飯良のなぎなた踊り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
37	宇久十川のナタオレノキ	記念物(植物)	市指定
38	蒙古野馬の歯	美術工芸品(考古資料)	市指定
39	竜神祭り(ひよひよ祭り)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
40	神島神社例大祭(おくんち)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
41	祇園祭(八坂神社夏祭り)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
42	別れの紙テープ	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
43	ヒコダイ	記念物(植物)	未指定
44	長崎和牛	記念物(動物)	未指定
45	大浜海水浴場	記念物(名勝地)	未指定
46	スゲ浜海水浴場	記念物(名勝地)	未指定
47	汐出海浜地	記念物(名勝地)	未指定
48	対馬瀬灯台	有形文化財(建造物)	未指定
49	長崎鼻灯台	有形文化財(建造物)	未指定
50	火焚崎	記念物(名勝地)	未指定
51	シーサイドロード	記念物(名勝地)	未指定
52	鯨恵比寿	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
53	神島神社	記念物(遺跡)	未指定
54	東光寺	記念物(遺跡)	未指定
55	毘沙門寺	記念物(遺跡)	未指定
56	山本神社	記念物(遺跡)	未指定
57	城ヶ岳展望地	記念物(名勝地)	未指定
58	愛宕様	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
59	三浦神社	記念物(遺跡)	未指定
60	乙女の鼻園地	記念物(名勝地)	未指定
61	木場放牧地	記念物(名勝地)	未指定
62	ムジナノカミソリ近似種	記念物(植物)	未指定
63	菜森山	記念物(名勝地)	未指定
64	船隠し	記念物(名勝地)	未指定
65	厄神社	記念物(遺跡)	未指定

番号	名称	文化財種別	指定等
66	八幡神社	記念物(遺跡)	未指定
67	舞鶴の椀	美術工芸品(歴史資料)	未指定
68	神浦地区のガード下	文化的景観	未指定
69	宇久島神社	記念物(遺跡)	未指定
70	巖島神社	記念物(遺跡)	未指定
71	かいごら	記念物(名勝地)	未指定
72	鼠島	記念物(名勝地)	未指定

### ③構成文化財の分布図

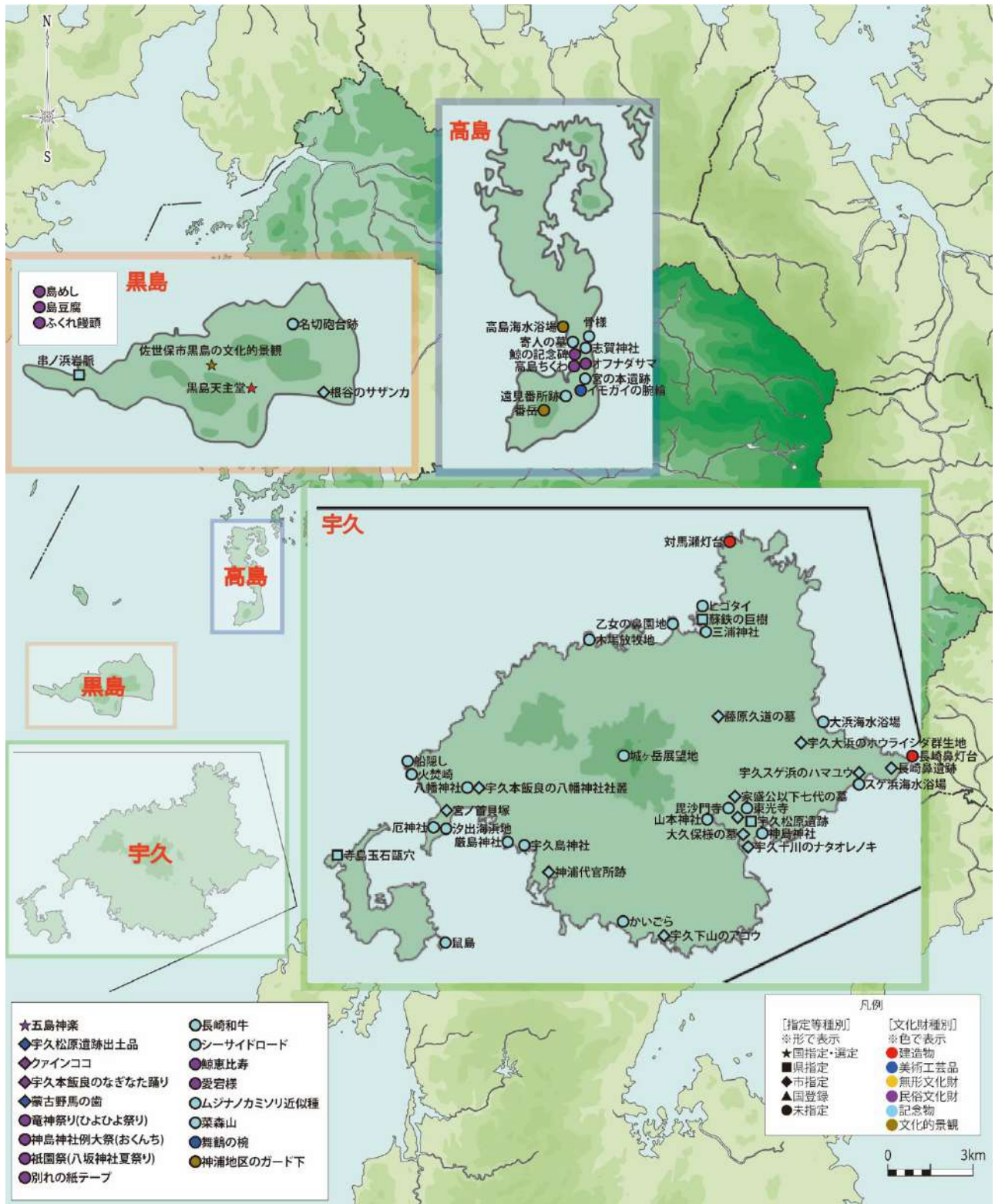


図 38 関連文化財群Ⅲ「西海に浮かぶ離島で育まれた独自の文化」の分布図

---

#### ④課題

離島部では本土部よりも少子高齢化が顕著に進んでおり、文化財の管理者や保存団体も高齢化していることから、維持管理の対応が困難な状況にあります。また、住民自体の減少により、祭礼や行事をはじめとする無形文化財の継承も難しくなっており、文化財の消滅リスクが今後ますます高くなることが想定されます。離島である地理的環境から、船でしかアクセスできず調査の時間に制約があることから、十分な調査が実施できていない現状もあります。

また、島同士や本土部との連携が十分でないため、広域的な保存・活用の取組や情報発信も不十分な状況です。このような課題に対応するため、離島の特性を踏まえた維持管理体制の強化や地域間連携、効率的な情報発信の仕組みづくりが求められています。

#### ⑤方針

##### **方針 管理者及び保存団体への体制強化、人材育成への支援**

管理者及び保存団体への体制強化、人材育成への支援を実施する。

##### **方針 地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援**

地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援を行う。

##### **方針 文化財の計画的及び継続的な調査が未実施**


離島における文化財の計画的及び継続的な調査を実施する。

##### **方針 文化財（無形民俗等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施**

離島における文化財（無形民俗等）の支援、デジタルアーカイブ化を実施する。

##### **方針 文化財情報発信（PR）の取組強化**

離島における文化財情報発信（PR）の取組強化する。



関連文化財群Ⅳ

## 平戸藩と三川内焼

江戸時代に始まった平戸藩とその領内の三川内地区で始まった三川内焼は、平戸藩の中でも重要な産業の一つとなっていました。現在も窯元が焼き物を継続して作り続けており、江戸時代の様相が三つの皿山に良好に残されており、佐世保市の伝統的工芸品である三川内焼とそれを受け継いできた人々の生きてきた痕跡や技術などは、佐世保市の歴史を知るうえで貴重な文化財です。

三川内焼染付技術

## (4) 関連文化財群Ⅳ「平戸藩と三川内焼」

### ①ストーリー

江戸時代の、佐世保市域の大半は平戸藩の領内に含まれ、平戸藩は九州北西部を治める大名として、地域の政治・経済・文化の中心的役割を果たしていました。藩は交易や文化交流を通じて地域の発展を促し、特に三川内地区は肥前の窯業圏の一角を担う焼き物の生産地となり、平戸藩は三川内の陶工の一部に士分格を与え、最高級の陶磁器を作らせました。現在でも江戸時代から続く焼き物の産地の風景は窯の煙突と窯元が多く残る集落を形成しており、春と秋の陶器市には大勢の人が訪れる催しをなっています。佐世保市の伝統的工艺品でもある三川内焼は佐世保市の歴史を知るうえで貴重な文化財です。

さらに、平戸藩ゆかりの建物として、長崎県指定史跡「江迎本陣屋敷」があります。本陣屋敷は参勤交代の際に藩主が宿泊した宿で、京都の庭師による「水琴窟」や殿様専用の「枕水舎」など、藩主の粋な趣向が随所に見られ、平戸藩の統治と地域の歴史文化を今に伝えています。

### ②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	長葉山窯跡	記念物(遺跡)	未指定
2	三川内東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
3	三川内西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
4	三川内下窯跡	記念物(遺跡)	未指定
5	上両千東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
6	上両千西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
7	杉林窯跡	記念物(遺跡)	未指定
8	山の神窯跡	記念物(遺跡)	未指定
9	潜石窯跡	記念物(遺跡)	未指定
10	小谷窯跡	記念物(遺跡)	未指定
11	神林窯跡	記念物(遺跡)	未指定
12	吉ノ田窯跡	記念物(遺跡)	未指定
13	江永古窯跡	記念物(遺跡)	未指定
14	江永東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
15	江永西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
16	柳の本窯跡	記念物(遺跡)	未指定
17	木原地蔵平東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
18	木原地蔵平西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
19	庵の前窯跡	記念物(遺跡)	未指定
20	庵の横窯跡	記念物(遺跡)	未指定
21	木原西窯跡	記念物(遺跡)	未指定
22	谷窯跡	記念物(遺跡)	未指定
23	木原東窯跡	記念物(遺跡)	未指定
24	木原下窯跡	記念物(遺跡)	未指定

番号	名称	文化財種別	指定等
25	広田下窯跡	記念物(遺跡)	未指定
26	広田上窯跡	記念物(遺跡)	未指定
27	長葉山窯跡	記念物(遺跡)	未指定
28	代官所跡	記念物(遺跡)	未指定
29	三川内陶磁器意匠伝習所	有形文化財(建造物)	未指定
30	今由窯跡(単窯)	有形文化財(建造物)	未指定
31	トンバイ塀	文化的景観	未指定
32	馬車道	文化的景観	未指定
33	三川内皿山	文化的景観	未指定
34	江永皿山	文化的景観	未指定
35	木原皿山	文化的景観	未指定
36	陶祖神社	記念物(遺跡)	未指定
37	釜山神社	記念物(遺跡)	未指定
38	卵殻手(薄胎)	無形文化財(工芸技術)	未指定
39	透かし彫り	無形文化財(工芸技術)	未指定
40	平戸菊花飾細工技術	無形文化財(工芸技術)	県指定
41	捻り細工技術	無形文化財(工芸技術)	県指定
42	浮上(置上)技術	無形文化財(工芸技術)	市指定
43	三川内焼内山水絵技術	無形文化財(工芸技術)	未指定
44	三川内焼染付技術(唐子文様)	無形文化財(工芸技術)	未指定
45	木原刷毛目	無形文化財(工芸技術)	未指定
46	葎之本(よしのもと)窯跡	記念物(遺跡)	県指定
47	網代陶石場	記念物(遺跡)	未指定
48	三川内焼美術館	有形文化財(建造物)	未指定
49	うつわ歴史館	有形文化財(建造物)	未指定
50	三川内焼コレクション	有形文化財(美術工芸品)	未指定
51	早岐瀬戸	記念物(遺跡)	未指定
52	江迎本陣	記念物(遺跡)	県指定
53	山下家所蔵の三川内焼	有形文化財(美術工芸品)	未指定
54	中里本陣跡	記念物(遺跡)	未指定
55	早岐本陣跡	記念物(遺跡)	未指定
56	三川内くんち	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
57	平戸寿司	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
58	三川内天満宮	記念物(遺跡)	未指定
59	三川内焼関連古文書	有形文化財(美術工芸品)	未指定

### ③構成文化財の分布図

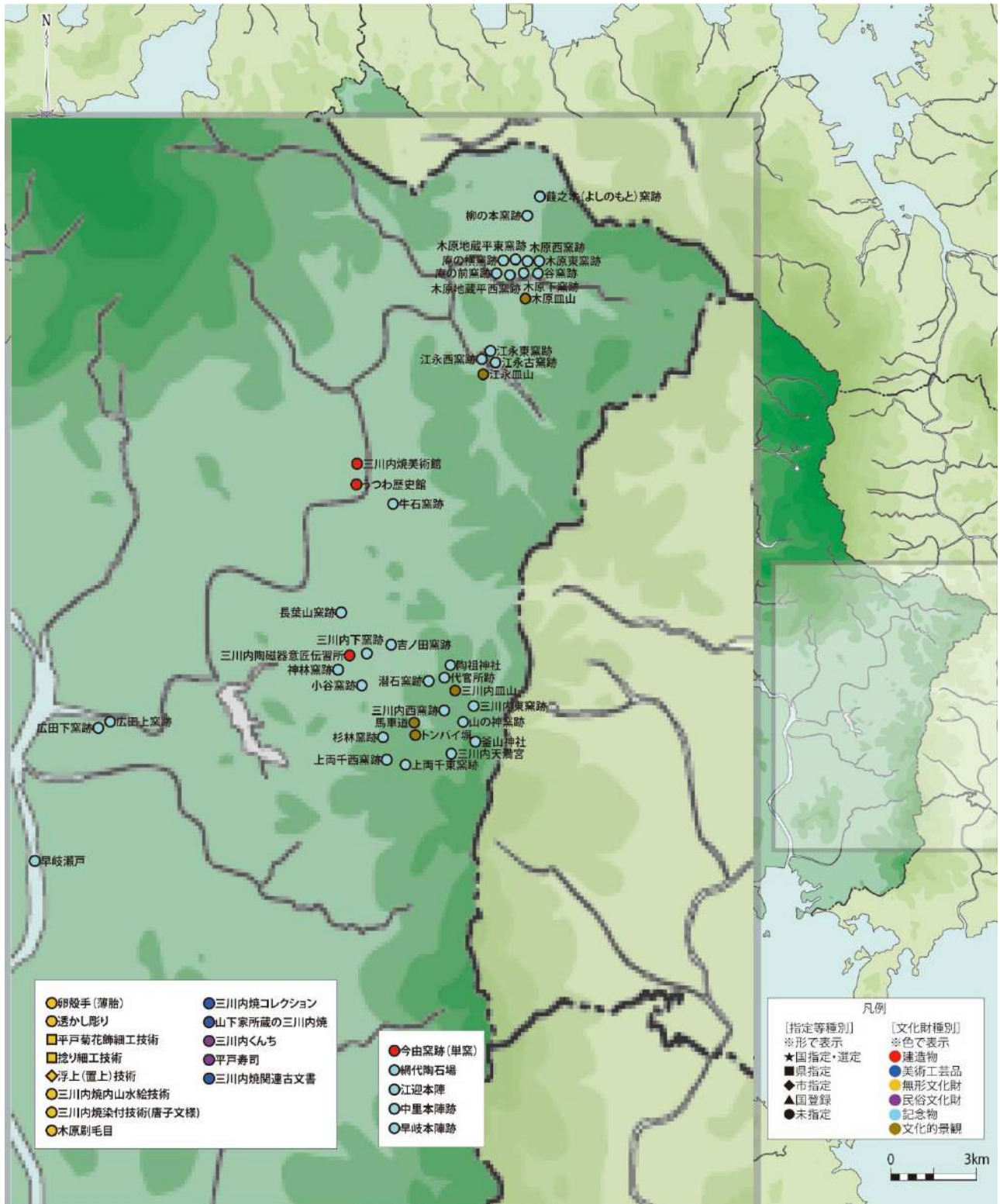


図 39 関連文化財群Ⅲ「平戸藩と三川内焼」の分布図

#### ④課題

三川内地区には多数の窯跡がありますが、特に窯跡の調査はまばらで、市域を超えた平戸藩領域や肥前エリアにおける把握を含め、計画的・継続的な調査が実施できていないことから、技術や文化財の全容が解明できていません。さらに、少子高齢化により窯元の減少や技術継承が困難となるなど、文化財としての存続の危機にも瀕しています。

また、皿山は谷間地形に位置し、煙突等とともに特有の文化的景観を有していますが、近年の土砂災害などの危険性が高い一方、法面工事による景観への影響等、災害防止と景観保全の両立を検討する必要があります。空き家や空き工房も増加していることから、老朽化による景観阻害や倒壊・飛散等の事故につながる危険性もあります。

活用面では、ガイダンス施設である三川内焼美術館と皿山集落間に距離があり、徒歩での周遊は難しい一方、三川内焼を巡る周遊ルートや案内看板の整備が不十分で、ガイドも少なく、その魅力を十分に伝えられていません。皿山集落内でも窯業関係者与其他住民の間に温度差があり、日本遺産としての活用や、窯業集落とその周辺環境を含む景観保全、情報発信の充実に課題となっており、総合的な保存・活用の取組が求められています。

#### ⑤方針

##### 方針 文化財（無形文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施

文化財（無形文化財等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施する。

##### 方針 文化財の計画的及び継続的な調査の実施

文化財（三川内焼関連）の計画的及び継続的な調査の実施する。

##### 方針 ガイダンス整備

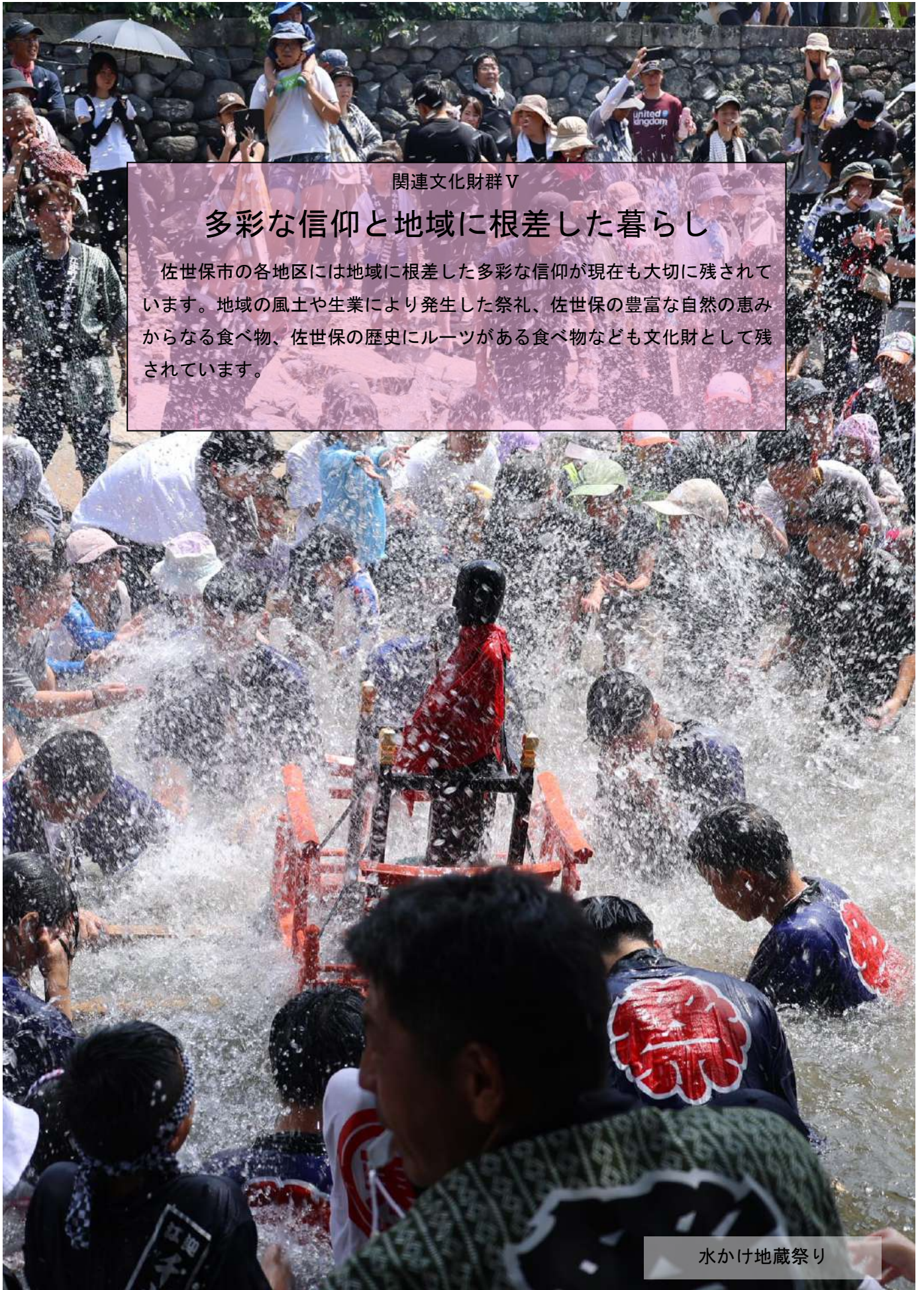
ガイダンス整備を実施する。

##### 方針 文化財情報発信（PR）の取組強化

離島における文化財情報発信（PR）の取組強化する。

##### 方針 文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全

文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全する。



関連文化財群Ⅴ

## 多彩な信仰と地域に根差した暮らし

佐世保市の各地区には地域に根差した多彩な信仰が現在も大切に残されています。地域の風土や生業により発生した祭礼、佐世保の豊富な自然の恵みからなる食べ物、佐世保の歴史にルーツがある食べ物なども文化財として残されています。

水かけ地藏祭り

## (5) 関連文化財群V「多彩な信仰と地域に根差した佐世保の暮らし」

### ①ストーリー

佐世保市の各地区にはそれぞれ地域に根差した多彩な信仰が現在も大切に残されています。地域の風土や生業により発生した祭礼やお祭り、神事などは地域コミュニティの根幹を成すものとなります。また、佐世保の豊富な自然の恵みからなる食べ物や佐世保の歴史にルーツがある食べ物なども豊富に残されています。

### ②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	北松浦の収穫儀礼（お蔵入れ）	民俗文化財（無形の民俗文化財）	国選択
2	北松浦の収穫儀礼（きねかけ祭り）	民俗文化財（無形の民俗文化財）	国選択
3	吉井のシシウチ行事	民俗文化財（無形の民俗文化財）	国選択
4	木場浮立	民俗文化財（無形の民俗文化財）	県指定
5	佐世保のヤモード祭り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	県指定
6	北川内浮立	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
7	クァインココ	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
8	宇久島神社のしゃぐま棒引き	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
9	宇久本飯良のなぎなた踊り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
10	長坂浮立	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
11	水かけ地蔵祭り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
12	口ノ里の念仏講	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
13	船ノ村のかずら舞	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
14	褥崎のあやたけ踊り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	市指定
15	愛宕祭り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
16		民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
17	早岐茶市	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
18	愛宕市	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
19	平戸神楽	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
20	佐世保くんち	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
21	千灯籠祭り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
22	御神幸の鼻高様	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
23	精霊流し	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
24	亀山八幡宮笹祭り	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
25	茅の輪くぐり	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
26	祇園祭	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
27	よさこい	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
28	させぼシーサイドフェス	民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定
29	佐世保バーガー	無形文化財	未指定

番号	名称	文化財種別	指定等
30	海産物	無形文化財	未指定
31	レモンステーキ	無形文化財	未指定
32	ちゃんぽん	無形文化財	未指定
33	牡蠣	無形文化財	未指定
34	ラーメン	無形文化財	未指定
35	寿司	無形文化財	未指定
36	カステラ	無形文化財	未指定
37	みかん	無形文化財	未指定
38	九十九島せんべい	無形文化財	未指定
39	カレー	無形文化財	未指定
40	メロン	無形文化財	未指定
41	皿うどん	無形文化財	未指定
42	高島ちくわ	無形文化財	未指定
43	かんころ餅	無形文化財	未指定
44	ぼると	無形文化財	未指定
45	シュークリーム	無形文化財	未指定
46	豆乳	無形文化財	未指定
47	餃子	無形文化財	未指定
48	イチゴ	無形文化財	未指定
49	玉屋のサンドイッチ	無形文化財	未指定
50	お茶	無形文化財	未指定
51	アジフライ	無形文化財	未指定
52	あごだし	無形文化財	未指定
53	江上文旦	無形文化財	未指定
54	早岐まんじゅう	無形文化財	未指定
55	早岐けいらん	無形文化財	未指定
56	入港ぜんざい	無形文化財	未指定

### ③構成文化財の分布図

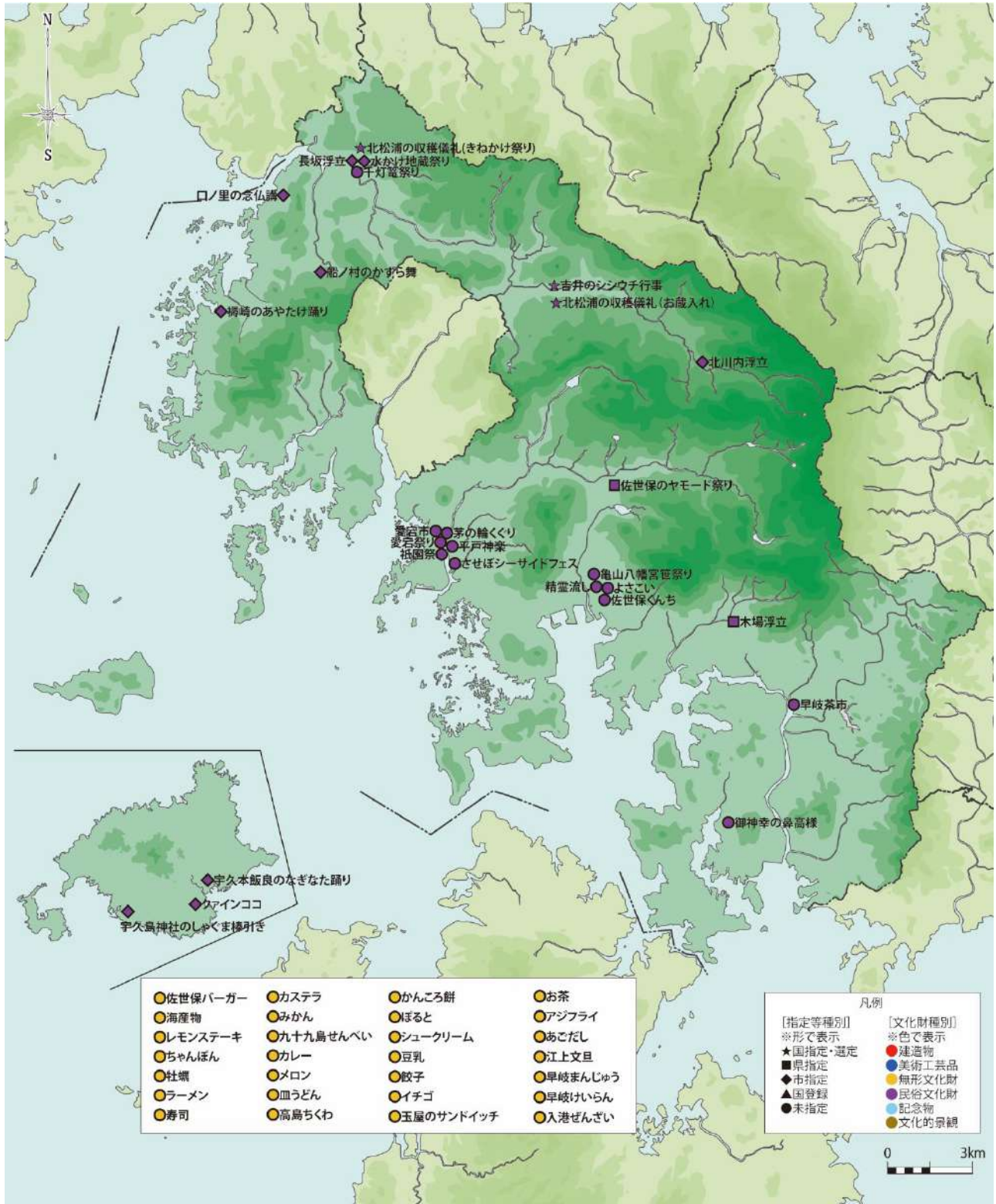


図 40 関連文化財群 V 「多彩な信仰と地域に根差した佐世保の暮らし」の分布図

---

#### ④課題

無形文化財を始めとする地域の風土や生業により生まれた祭礼や行事は、少子高齢化により担い手が減少し継承が困難となっており、貴重な文化の存続が危機的な状況にあります。また、これらの未指定含む無形文化財の保存に関する支援は十分でなく、特に持続的な保存活動を支える資金的な仕組みも整っていません。その価値や意義を広く共有することも重要であり、市民の関心や理解を高めるための広報や啓発活動の強化が必要です。

#### ⑤方針

##### **方針 文化財（無形民俗等）の支援、デジタルアーカイブ化の実施**

文化財（無形民俗等）の支援、デジタルアーカイブ化を実施する。

##### **方針 地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援**

地域で伝承されてきた祭礼・行事の継承に対する支援する。

##### **方針 文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）の充実**

文化財の維持・管理に関する支援（特に必要経費）を充実する。

##### **方針 持続的な保存活動のための資金確保の仕組みの検討**

持続的な保存活動のための資金確保の仕組みの検討する。

##### **方針 文化財情報発信（PR）の取組強化**

文化財情報発信（PR）の取組強化する。

関連文化財群VI

## 佐世保の景観・風景

外海を望む日本本土最西端の地である佐世保は山・川・海・島の豊かな自然に恵まれています。その豊かな自然を巧みに利用した人類の長い歴史の中で、自然と人の同居の中で調和した景観・風景が残されています。

それらは佐世保の人々が大切にしてきたものであり、今後も次世代に引き継ぐべき景観・風景です。

九十九島の夕暮れ

## (6) 関連文化財群VI「佐世保独自の景観・風景」

### ①ストーリー

佐世保市を構成する地質は新第三紀層とそれを覆う玄武岩の溶岩大地からなり、この大地を川が開析し、谷合の地形や崖地形を多く生み出しました。臨海部ではリアス式海岸と大小の島々が織りなす複雑な自然景観は、九十九島として大切に守られています。この現在まで守り継承されている自然環境とそこに住む人々が大切に守り続けたいと考えている日常の風景や景観が残されています。

本市においては、それらの「大切にしたい」「特色ある」「地域の歴史、生活、文化が感じられる」景観を「させば景観 100 選」として選定し、景観に対する意識啓発を行うことで、佐世保らしさを大切にしたい景観形成の推進に取り組んでいます。

### ②構成文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	御橋観音シダ植物群落	記念物(植物)	国指定
2	平戸領地方八奇勝(福石山)	記念物(名勝地)	国指定
3	平戸領地方八奇勝(大悲観)	記念物(名勝地)	国指定
4	平戸領地方八奇勝(潜龍水)	記念物(名勝地)	国指定
5	平戸領地方八奇勝(高巖)	記念物(名勝地)	国指定
6	平戸領地方八奇勝(石橋)	記念物(名勝地)	国指定
7	平戸領地方八奇勝(巖屋宮)	記念物(名勝地)	国指定
8	平戸領地方八奇勝(潮之目)	記念物(名勝地)	国指定
9	平戸領地方八奇勝(眼鏡岩)	記念物(名勝地)	未指定
10	藤山神社の大フジ	記念物(植物)	県指定
11	子安観音の大クス	記念物(植物)	県指定
12	東漸寺の大クス	記念物(植物)	県指定
13	西光寺のオオムラザクラ	記念物(植物)	県指定
14	吉井町の吉田大明神社叢	記念物(植物)	県指定
15	世知原の大山祇神社社叢	記念物(植物)	県指定
16	小佐々のハカマカズラ	記念物(植物)	県指定
17	小佐々野島の淡水貝化石含有層	記念物(地質鉱物)	県指定
18	中田家屋敷のイチョウ	記念物(植物)	市指定
19	西光寺のノダフジ	記念物(植物)	市指定
20	五蔵池のアキニレ群生地	記念物(植物)	市指定
21	大渡のタニガワコンギク群生地	記念物(植物)	市指定
22	山口神社のオガタマノキ	記念物(植物)	市指定
23	上野原の大山祇神社社叢	記念物(植物)	市指定
24	小佐々矢岳のタブノキ	記念物(植物)	市指定
25	小佐々矢岳のオガタマノキ	記念物(植物)	市指定
26	サンドパイプ(巣穴の化石)	記念物(地質鉱物)	市指定

番号	名称	文化財種別	指定等
27	旧江迎小学校校庭のムクの木	記念物(植物)	市指定
28	白岳岩上植物群落	記念物(植物)	市指定
29	船ノ村のスダジイ	記念物(植物)	市指定
30	船ノ村の鎌倉神社社叢	記念物(植物)	市指定
31	長串のオガタマノキ	記念物(植物)	市指定
32	五蔵池のアキニレ群生地	記念物(植物)	市指定
33	烏帽子岳からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
34	八幡岳からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
35	国見山からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
36	城ヶ岳からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
37	大観山入口からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
38	虚空蔵山公園からの眺め	記念物(名勝地)	未指定
39	白浜の海浜	記念物(名勝地)	未指定
40	高後崎	記念物(名勝地)	未指定
41	串の浜の岩脈	記念物(地質鉱物)	未指定
42	西海橋と瀬戸のうず潮	記念物(名勝地)	未指定
43	対馬瀬鼻灯台	有形文化財(建造物)	未指定
44	平家上陸の地	記念物(名勝地)	未指定
45	日本本土最西端の地	記念物(名勝地)	未指定
46	展海峰	記念物(名勝地)	未指定
47	烏帽子岳の自然	記念物(植物)	未指定
48	愛宕山	記念物(名勝地)	未指定
49	五蔵岳の自然	記念物(名勝地)	未指定
50	赤木場の山桜	記念物(植物)	未指定
51	平原草原	記念物(名勝地)	未指定
52			
53	相浦川と飛び石	文化的景観	未指定
54	早岐瀬戸	記念物(名勝地)	未指定
55	江楯池	記念物(名勝地)	未指定
56	柚木ホタルの里	記念物(名勝地)	未指定
57	ポットホール公園	記念物(名勝地)	未指定
58	佐々川の溪流	記念物(名勝地)	未指定
59	宮の首川のホタル(宇久)	記念物(動物)	未指定
60	早岐の平戸往還	記念物(名勝地)	未指定
61	早岐神社参道	記念物(遺跡)	未指定
62	カトリック三浦教会	有形文化財(建造物)	未指定
63	浅子教会	有形文化財(建造物)	未指定
64	扶老坂	記念物(名勝地)	未指定

番号	名称	文化財種別	指定等
65	弦掛観音	有形文化財(建造物)	未指定
66	江迎本陣跡	有形文化財(建造物)	県指定
67	西光寺	有形文化財(建造物)	未指定
68	教法寺	有形文化財(建造物)	未指定
69	東山海軍墓地	記念物(遺跡)	未指定
70	無窮洞	記念物(遺跡)	未指定
71	梅ヶ枝酒造	有形文化財(建造物)	国登録
72	山ノ田水源地	有形文化財(建造物)	未指定
73	前畑地区倉庫群	有形文化財(建造物)	未指定
74	平瀬・立神地区赤レンガ倉庫群	有形文化財(建造物)	未指定
75	佐世保鎮守府跡	記念物(遺跡)	未指定
76	吉井・世知原の石橋群	有形文化財(建造物)	未指定
77	福井川橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
78	世知原地区炭鉱資料館	有形文化財(建造物)	県指定
79	市民文化ホール(凱旋記念館)	有形文化財(建造物)	国登録
80	針尾無線塔	有形文化財(建造物)	国指定
81	佐世保公園	記念物(名勝地)	未指定
82	尾崎公園	記念物(名勝地)	未指定
83	かじか健康公園	記念物(名勝地)	未指定
84	冷水岳公園	記念物(名勝地)	未指定
85	長串山公園	記念物(名勝地)	未指定
86	浦頭引揚記念平和公園	記念物(名勝地)	未指定
87	九十九島パールシーリゾート	記念物(名勝地)	未指定
88	西海橋コラソンホテル	有形文化財(建造物)	未指定
89	巨大クレーンなどが立ち並ぶ港の風景	文化的景観	未指定
90	山暖簾	有形文化財(建造物)	未指定
91	西海国立公園九十九島動植物園	有形文化財(建造物)	未指定
92	アルカス SASEBO	有形文化財(建造物)	未指定
93	親和銀行本店	有形文化財(建造物)	未指定
94	アメリカ海軍佐世保基地	有形文化財(建造物)	未指定
95	国際通り	記念物(名勝地)	未指定
96	名切通り	記念物(名勝地)	未指定
97	あじさいロード	記念物(名勝地)	未指定
98	YOSAKOI させぼ祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
99	早岐茶市	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
100	きらきらフェスティバル	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
101	三川内陶器市	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定

番号	名称	文化財種別	指定等
102	世知原新茶祭り「じげもん市」	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
103	千灯籠祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
104	シーサイドフェスティバル	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
105	愛宕市	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
106	三川内皿山	文化的景観	未指定
107	江永皿山	文化的景観	未指定
108	木原皿山	文化的景観	未指定
109	上木場の棚田	文化的景観	未指定
110	佐世保朝市	民俗文化財(無形の民俗文化財)	未指定
111	戸尾市場	民俗文化財(有形の民俗文化財)	未指定
112	さるくシティ 403 アーケード	記念物(名勝地)	未指定
113	世知原の棚田	文化的景観	未指定
114	世知原の茶畑	文化的景観	未指定
115	小川内地区の棚田	文化的景観	未指定
116	黒島の農村景観	文化的景観	未指定
117	里美町の棚田	文化的景観	未指定
118	峰坂町の平戸往還	文化的景観	未指定
119	外国人バー	文化的景観	未指定
120	佐世保駅周辺の風景	文化的景観	未指定

### ③構成文化財の分布図



図 42 関連文化財群VI「佐世保独自の景観・風景」の分布図

#### ④課題

佐世保市における景観や風景に関する保全については、文化財部局のみでは対応が難しい領域も多く、都市整備部など関係部局との横断的な連携が不可欠ですが、事業分担や部局ごとの優先度の違いから、文化財とその周辺環境を含めた景観の保全の取組みは十分ではありません。景観に関する文化財の把握調査も分野によって偏りがあるため、関係部局等と連携した全体像の整理や一体的な評価も必要です。

民間観光事業者との連携も九十九島などに限定的であり、佐世保独自の景観を体験できる事業展開が偏重している点も課題と言えます。関係部局や民間事業者等との連携を深め、市民や来訪者に対して佐世保の景観に関する情報発信を強化し、景観を活かした様々な事業展開へとつなげていく必要があります。

#### ⑤方針

##### **方針 文化財とその周辺環境にも一体的な価値を見出し、歴史的景観の保全**

景観まちづくりとの連携

##### **方針 文化財に関する行政内の横断的な関係強化（事業分担）**

文化財に関する行政内の横断的な関係強化のための体制を構築する

##### **方針 全体的な文化財の把握調査の実施**

全体的な文化財の把握調査の実施する。

##### **方針 文化財情報発信（PR）の取組強化**

文化財情報発信（PR）の取組を強化する。

##### **方針 民間観光事業者との連携強化、市独自の歴史文化を体験できる事業展開の充実**

民間観光事業者との連携強化、市独自の歴史文化を体験できる事業展開の充実する。

# 第9章 文化財保存活用区域

## 1 文化財保存活用区域について

### (1) 文化財保存活用区域とは

佐世保市が有する文化財は、地域ごとに異なる自然環境や地理的環境のもと固有の文化が生まれ、それらが積み重なり現在の姿となっています。そのため、文化財を地域の魅力として生かしていくためには、文化財とその周辺環境を面的に捉えるとともに、その地域に積み重なってきた歴史の重層性を踏まえて総合的に整理し、保存・活用する視点が重要となります。

「文化財保存活用区域」は、文化財を地域の歴史文化と一体のものとして把握し、その価値を立体的に捉えながら保存と活用を図るための枠組みです。区域を示すことで、文化財同士の関係性や複数の時代が折り重なって形成された地域の歴史的特徴が明確になり、地域全体で共有すべき方向性が見えやすくなります。

本計画では、文化財の分布状況等の地域の特性に応じて文化財保存活用区域を設定し、その課題と方針を明確化することで、地域における文化活動のさらなる活性化・より魅力的な地域づくりにつなげていきます。

### (2) 区域設定にあたっての基本的な考え方

文化財保存活用区域は、地域に積み重なってきた歴史の重層性や、文化財と周辺環境が一体となって形成する価値を有することとともに、地域で行われている文化的な活動や拠点施設との連携性、地域の生活との調和などを総合的に踏まえて設定します。

本計画では、以下の1つの区域を「文化財保存活用区域」に設定します。

No.	文化財保存活用区域の名称
1	吉井地区文化財保存活用区域 (四次元空間デザインプロジェクト)

また、以下の区域については、将来的な文化財保存活用区域の設定に向けて、引き続き調査・検討を行います。

No.	文化財保存活用区域候補の名称
2	九十九島文化財保存活用区域 (西海国立公園)
3	三川内山地区文化財保存活用区域 (重点景観計画区域)
4	黒島地区文化財保存活用区域 (重点景観計画区域)
5	針尾地区文化財保存活用区域 (重点景観計画区域)
6	宇久地区文化財保存活用区域

### (3) 吉井地区文化財保存活用区域（四次元空間デザインプロジェクト）

#### ①概要

史跡福井洞窟保存活用計画の中で基本理念として「四次元空間デザインプロジェクト」と定められており、国の特別史跡である福井洞窟の歴史的価値を現在・未来の社会においても根源的且つ恒常的な財産として未来に守り伝えていくことを目的とした長期的に取り組むための基本理念を「四次元空間デザインプロジェクト」とするもので、過去・現在・未来を統合した自然共生の場として、吉井地区を区域として定め、市民や地域住民の参画を通じた教育・観光・研究活動を推進し、価値継承を目指します。

#### ②内容

史跡福井洞窟保存活用計画の基本理念である「四次元空間デザインプロジェクト」とおり、福井洞窟は、旧石器時代から縄文時代の文化の移り変わりを示す我が国で唯一無二の洞窟遺跡です。福井洞窟には6 mに及ぶ他に類を見ない累重する包含層のほか、洞窟遺跡の特性である岩廂などにより先史洞窟の持つ風土や景観が保たれているなど、往時の様子を立体的（三次元）で捉えることができます。さらに旧石器時代から縄文時代にかけて、遊動生活から定住生活へと変化する過程や、洞窟本体だけでない当時の気候、地質や動植物相などの環境の変化を知ることができます。この価値ある史跡福井洞窟と現在に生きる私たちがどのように史跡と関わるかによって、現代社会における活きた史跡福井洞窟となります。その意味において、史跡は今を生きています。つまり、過去・現在・未来の「四次元空間」で捉えることができます。

こうした史跡の本質的価値と関連しつつ、現在・未来の社会においても根源的且つ恒常的な財産として未来に守り伝えていくためには、伝えることはもとより、地域住民及び国民が、史跡に親しみ、当時の人々の暮らしぶりを感じることで、その価値の深さを知ってもらうような保存と活用の取組みが必要です。そこで、福井洞窟の本質的価値を表す「三次元」の空間だけでなく、時間を加えた四次元空間として将来の姿を描き、長期的に取り組むための基本理念を「四次元空間デザインプロジェクト」と定めます。福井洞窟には当時生育していた植物や花に共生する昆虫がいます。その昆虫を食べる野鳥がいて、巣を作る宿り木があります。宿り木には木の実がなり、私たちがその恩恵を受けます。枯れ葉からなる腐葉土はその後、植物を育てていきます。そうした「自然と共生」する往時の環境を一つのモデルとして捉え、私たちは自然との関わりによって環境を「創生」する、「人工環境」を目指します。それは環境にとどまらず、現代にいたるまで史跡を保存・継承してきた人と人のつながりである地域コミュニティとして捉えることも重要です。

さらに、この理念に基づき再生されていく環境を見て、知り、体感し、学ぶための仕組みを施策として構築していきます。具体的には、地域住民の日常的な利用から観光や環境学習、研究に至るまで「福井洞窟学」として様々な分野とニーズを横断的に活用するために、四次元空間デザインプロジェクトに取り組む範囲をフィールドミュージアムの核として位置づけ、回遊行動を通じた福井洞窟の認知度向上をはかりながら、将来への価値継承につなげていきます。

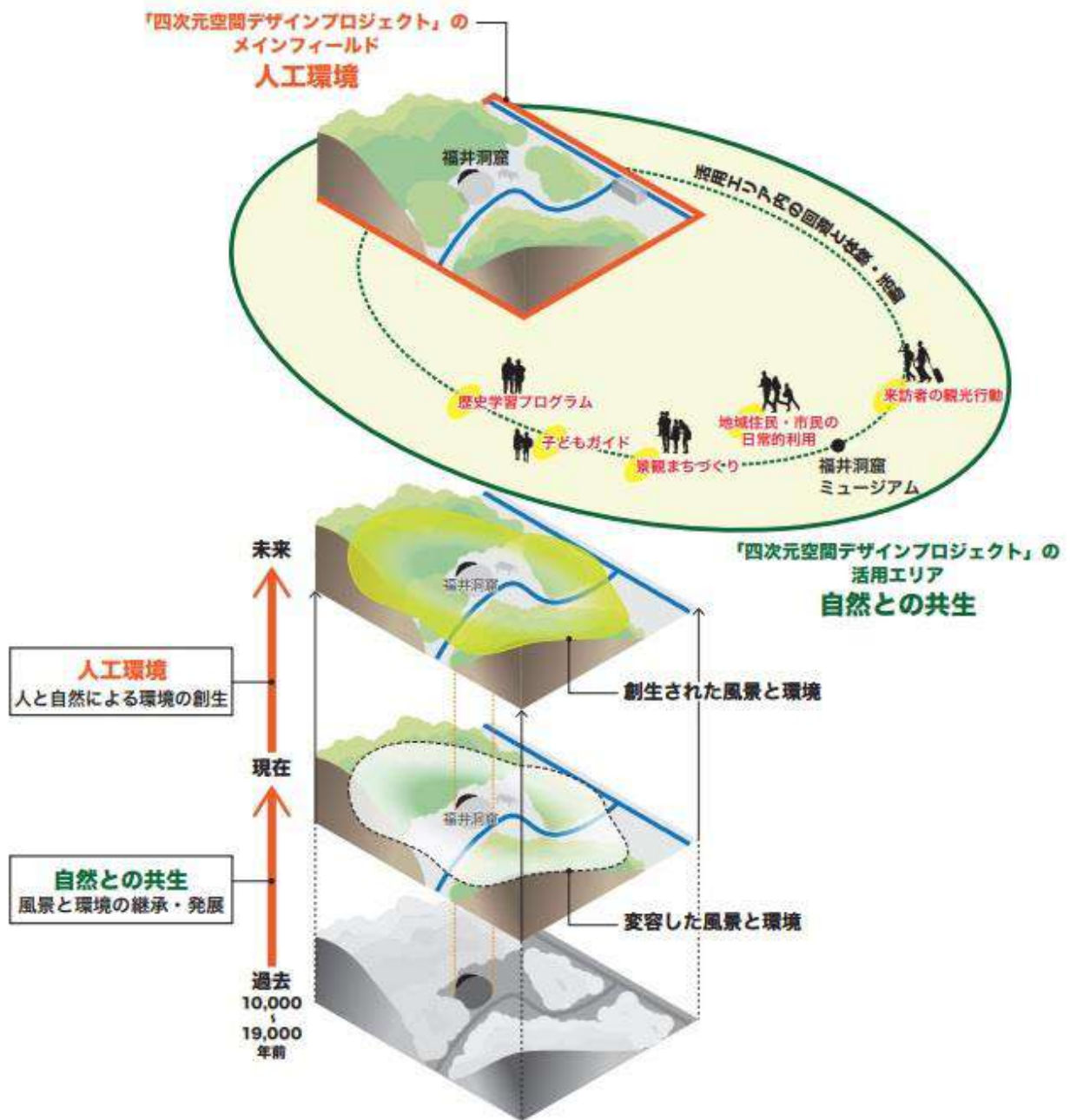


図 43 福井洞窟保存活用計画基本理念「四次元空間デザインプロジェクト」概念図

③区域内の文化財一覧

番号	名称	文化財種別	指定等
1	福井洞窟	記念物(史跡)	国指定
2	御橋観音シダ植物群落	記念物(植物)	国指定
3	平戸領地方八奇勝(平戸八景)	記念物(名勝地)	国指定
4	福井洞窟出土品	有形文化財(美術工芸品)	国指定
5	北松浦の収穫儀礼(お蔵入れ)	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国選択
6	吉井のシシウチ行事	民俗文化財(無形の民俗文化財)	国選択
7	福井川橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
8	吉田橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
9	吉井川橋梁	有形文化財(建造物)	国登録
10	吉井町の吉田大明神社叢	記念物(植物)	県指定
11	直谷城跡	記念物(史跡)	県指定
12	橋川内洞窟	記念物(史跡)	市指定
13	直谷城主志佐氏の墓地	記念物(史跡)	市指定
14	佐々川吉井の石橋群	有形文化財(建造物)	市指定
15	五蔵池のアキニレ群生地	記念物(植物)	市指定
16	大渡のタニガワコンギク群生地	記念物(植物)	市指定
17	乙石尾の猪神祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
18	橋川内の猪神祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
19	踊瀬の牛神祭り	民俗文化財(無形の民俗文化財)	市指定
20	岩谷口岩陰の青銅鏡	有形文化財(美術工芸品)	市指定
21	洞窟シダ植物群落	記念物(植物)	市指定

※

④構成文化財の範囲図

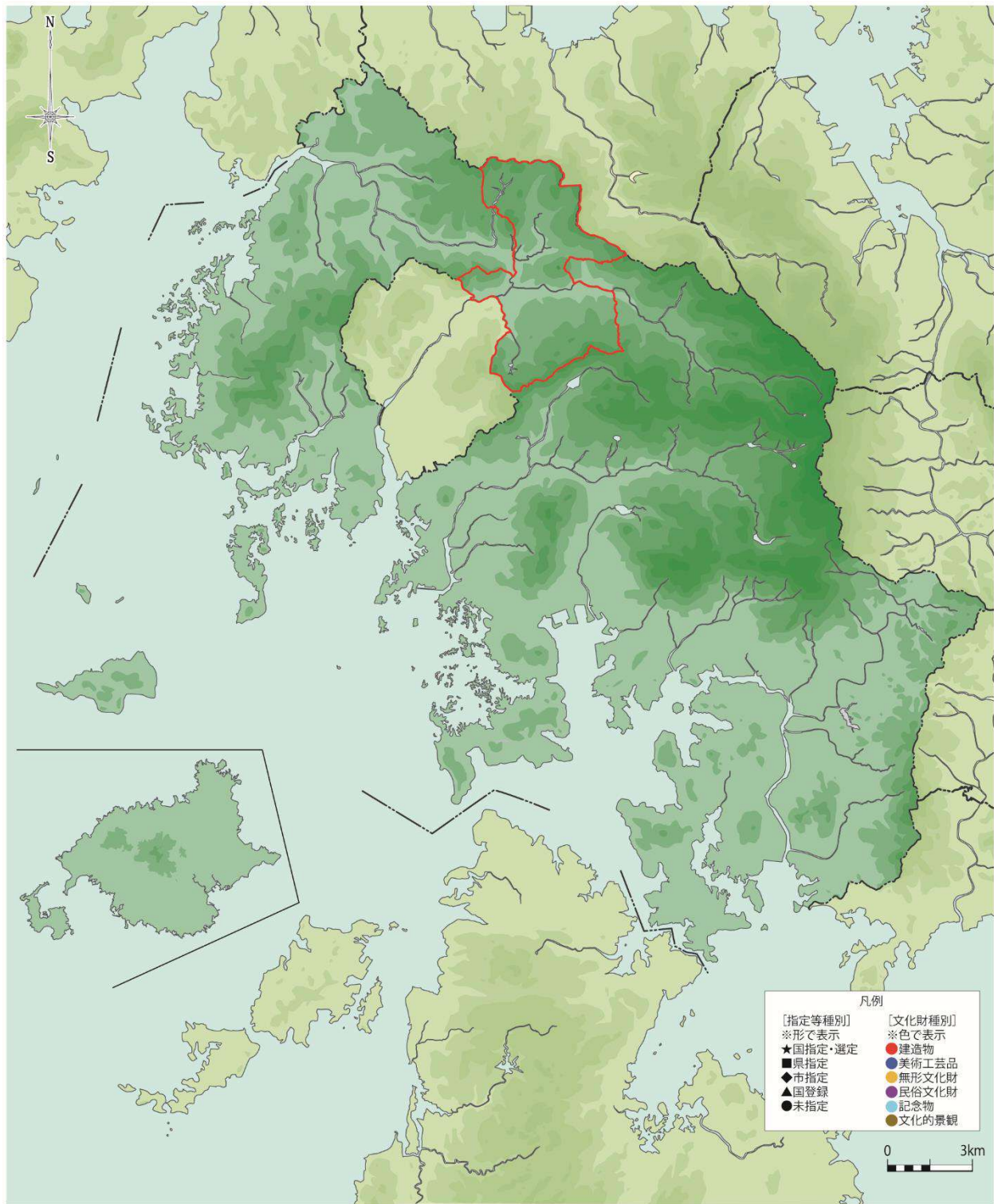


図 44 文化財保存活用区域「吉井地区文化財保存活用区域」の区域図及び分布図

## ⑤文化財保存活用区域に関する現状と課題

吉井地区は、区域内には様々な時代の遺跡や史跡が点在しているものの、相互の関連性を踏まえた保存管理やルート構築が進んでいません。吉井地区への交通アクセスや地区内移動の利便性も悪く、区域内を周遊するための案内体制も十分に整備されていないことから、地域全体としての一体的な文化財の活用に課題があります。

また、若い世代の減少により、文化財の維持管理や行事の継承を担う人材が不足しており、無形民俗文化財の存続も危ぶまれています。さらに、文化財の恒常的な保存や災害時の対応体制、現状変更に関する明確な基準づくりなど、区域全体の保存管理の仕組みは十分に確立されていません。

吉井地区全体の情報発信や見学・解説の機会も限られており、拠点施設である福井洞窟ミュージアムを活かした事業展開や、松浦市など隣接自治体含めた広域的な連携を深めていく必要があります。

これらの取組みは、吉井地区の地域コミュニティとともに推進することが重要であり、地域・市民との協働体制を強化し、吉井地区の文化財を面的に保存・活用する仕組みづくりが求められます。

## ⑥文化財保存活用区域に関する方針

### 【保存管理】

- 方針 ①-1 日常的な維持管理の充実
- 方針 ①-2 遺構・遺物の恒常的な保存
- 方針 ①-3 災害発生時の対応と予防措置
- 方針 ①-4 現状変更に関する取扱い方針及び基準
- 方針 ①-5 調査研究
- 方針 ①-6 史跡の保護
- 方針 ①-7 景観形成
- 方針 ①-8 後継者不足
- 方針 ①-9 無形民俗文化財の滅失のおそれ

### 【活用】

- 方針 ②-1 吉井地区のアクセス
- 方針 ②-2 情報発信
- 方針 ②-3 洞窟遺跡群の見学・解説
- 方針 ②-4 拠点施設である福井洞窟ミュージアムとの連携
- 方針 ②-5 広域活用
- 方針 ②-6 活用プログラムの開発
- 方針 ②-7 学校・社会教育との連携

### 【整備】

- 方針 ③-1 保存のための整備
- 方針 ③-2 活用のための整備

### 【運営・体制】

- 方針 ④-1 庁内体制
- 方針 ④-2 調査研究体制
- 方針 ④-3 地域や市民との連携
- 方針 ④-4 保存活用事業の運営体制の構築

## 第10章 文化財の保存・活用の推進体制

本市では文化財の継承に向けて、「多様な歴史文化が息づき、ともに未来を紡ぐまち・佐世保」という将来像を掲げ、市民をはじめ、所有者・管理者、調査研究機関、行政などの様々な主体が連携しながら推進していきます。

### 1 本計画の推進体制

計画の推進体制として、文化財関連部署、庁内外の関連部署、各種団体等において、関連する業務内容及び連携が望まれる取り組みを以下のように整理します。

#### 文化財行政の主たる推進体制

部署名	主な業務	備考
教育委員会 総務部文化財課	1.文化財の調査・保護・活用事業に関すること (1)文化財一般管理に関すること (2)文化財保護に関すること (3)文化財啓発に関すること (4)市内遺跡総合調査事業に関すること (5)うつわ歴史館管理に関すること (6)日本遺産活用推進事業に関すること (7)立神広場整備活用事業に関すること (8)楠本端山旧宅保存整備事業に関すること (9)文化財保存活用地域計画策定事業に関すること 2.世界遺産保存整備事業に関すること (1)世界遺産保存整備事業に関すること 3.福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (1)福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (2)福井洞窟特別史跡指定記念事業 4.福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (1)針尾送信所保存整備事業 5.文化財展示施設等管理運営事業 (1)世知原地区炭坑資料館管理運営に関すること (2)宇久島資料館管理運営に関すること (3)福井洞窟ミュージアム管理運営に関すること (4)文化財展示施設等一般管理に関すること	16名、うち専門職 事務職（埋蔵文化財職員）5名 専門職（建築）1名 会計年度任用職員（学芸員）2名
福井洞窟ミュージアム	5.文化財展示施設等管理運営事業 (3)福井洞窟ミュージアム管理運営に関すること 3.福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (1)福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること 1.文化財の調査・保護・活用事業に関すること (4)市内遺跡総合調査事業に関すること	6名のうち、会計年度任用職員（学芸員）1名
うつわ歴史館	1.文化財の調査・保護・活用事業に関すること (5)うつわ歴史館管理に関すること	4名
世知原地区炭坑資料館	5.文化財展示施設等管理運営事業 (1)世知原地区炭坑資料館管理運営に関すること	2名
宇久島資料館	5.文化財展示施設等管理運営事業 (2)宇久島資料館管理運営に関すること	1名
文化財整理室	1.文化財の調査・保護・活用事業に関すること (4)市内遺跡総合調査事業に関すること (6)日本遺産活用推進事業に関すること (7)立神広場整備活用事業に関すること 3.福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること (1)福井洞窟整備・発掘調査事業に関すること	9名

## 庁内の関連部署

部署名	文化財に関連する業務内容	所管する計画
教育総務部 総務課	上位計画となる佐世保市教育振興基本計画に関する事	佐世保市教育振興基本計画
教育総務部 社会教育課	社会教育、生涯学習に関する事	
学校教育部 学校教育課	学校教育に関する事	
学校教育部 総合教育センター	少年科学館に関する事	
企画部 政策経営課	上位計画となる佐世保市総合計画に関する事 関連計画である西九州させば広域都市圏ビジョンに関する事	佐世保市総合計画 西九州させば広域都市圏ビジョン
企画部 市史編纂室	市史編纂に関する事	
総務部 広報広聴課	広報に関する事	
財務部 財政課	財政に関する事	
財務部 資産経営課	施設の適正配置・保全に関する事	公共施設適正配置・保全基本計画
行政経営改革部 DX推進課	DXに関する事	
地域未来共創部 地域政策課	地域政策に関する事	
地域未来共創部 若者活躍・未来づくり課	若者コミュニティに関する事	
地域未来共創部 宇久行政センター産業建設課	宇久島未来まちづくりプランに関する事	宇久島未来まちづくりプラン
経済部 観光課	関連計画となる佐世保市観光振興羅針盤に関する事 観光に関する事、世界遺産・日本遺産に関する事	佐世保市観光振興羅針盤
経済部 ふるさと物産振興課	ふるさと物産に関する事、日本遺産に関する事	
農林水産部 農政課	農政に関する事	
農林水産部 水産課	水産に関する事	
子ども未来部 子ども政策課	関連計画である佐世保子どもまんなか計画に関する事	佐世保子どもまんなか計画
都市整備部 都市政策課	関連計画である佐世保市都市計画マスタープランに関する事	佐世保市都市計画マスタープラン
都市整備部 まち整備課	関連計画である佐世保市景観計画に関する事	佐世保市景観計画
都市整備部 公園緑地課	関連計画である佐世保市緑の基本計画に関する事	佐世保市緑の基本計画
土木部 土木政策課	土木政策に関する事	
土木部 河川課	所管する石橋の維持管理に関する業務	
環境部 環境政策課	関連計画である佐世保市環境基本計画に関する事	佐世保市環境基本計画
環境部 ゼロカーボンシティ推進室	環境教育・環境学習、自然環境の保全に関する事	
基地政策局	関連計画である佐世保市基地政策方針に関する事	佐世保市基地政策方針
水道局事業部 水道施設課	所管する水道施設の維持管理に関する事	
市民生活部 コミュニティ・協働推進課	地区コミュニティセンターに関する事	
市民生活部 市民安全安心課	浦頭引揚記念館に関する事	
文化スポーツ部 文化国際課	関連計画である佐世保市文化振興基本計画に関する事	佐世保市文化振興基本計画
文化スポーツ部 図書館	郷土資料に関する事	
保険福祉部 健康づくり課	関連計画である佐世保市食育推進計画に関する事	佐世保市食育推進計画
消防局 警防課	防災、文化財防火デー等に関する事	
防災危機管理局	関連計画である佐世保市地域防災計画に関する事	佐世保市地域防災計画

※その他関係課 必要に応じて連携

## 庁外関係機関

組織	連携が望まれる取り組み
独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター	文化財の防火・防犯に係る連携（文化財ドクターの派遣）
長崎県教育庁学芸文化課	文化財担当職員研修の実施
長崎県埋蔵文化財センター	埋蔵文化財発掘調査の実施 出土遺物の保存処理の実施
長崎県文化観光国際部世界遺産課	世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の実施
旧軍港市振興協議会関連自治体(横須賀市・呉市・舞鶴市)	日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」の活用に係る連携、情報発信
「肥前葉菜園」活性化推進協議会関連自治体	日本遺産「日本磁器のふるさと 肥前」の活用に係る連携、情報発信
公益財団法人文化財建造物保存技術協会	文化財建造物の保存修理の実施
長崎県建築士会(長崎県ヘリテージマネージャー)	建物調査や歴史的建造物の悉皆調査における連携

## 各種団体等

区分	連携が望まれる取り組み
文化財所有者	文化財に関連する保存活動
各種文化財所有者	
各文化財保存団体	文化財に関連する保存活動、文化財ガイドの実施、情報発信に関する連携
泉福寺洞窟保存会/福井洞窟史跡保存会/吉井地区連合文化財保存会/直谷城跡・吉井の石橋群保存会/鹿町史跡保存会/針尾送信所保存会/宇久島連合文化財保存会/お蔵入れ行事保存会/きねかけ祭り保存会/三川内地区史跡保存会/大宮姫神社保存会/楠本端山旧宅史跡保存会/大野地区史跡保存会/木場浮立保存会/世知原町栗迎4区長/佐世保市社会福祉協議会/三浦の蘇鉄保存会/宇久松原遺跡保存会/しゃぐま棒引き保存会(郷東・郷西)/下本山地区史跡保存会/橋川内洞窟史跡保存会/直谷城主墓石塔群保存会/猪神祭保存会(乙石尾地区)/猪神祭保存会(橋川内地区)/牛神祭保存会(踊瀬地区)/世知原活性化推進会/長坂浮立保存会/江迎千灯籠祭り実行委員会/北川内浮立愛好会/小佐々町新田地区史跡保存会/口ノ里の念仏講/船ノ村のかずら舞/あやたけ踊り保存会/宮地区青年事業会猪の会/無窮洞顕彰保存会/相浦川史跡保存会/柚木地区史跡保存会/一般社団法人 チーム俵 ほか	
各観光協会	文化財に関連する観光ガイドの実施、情報発信に関する連携
佐世保観光コンベンション協会/宇久町観光協会/黒島観光協会 ほか	
各郷土史研究会	郷土史の調査研究・情報発信等に係る連携
佐世保史談会/佐世保市郷土研究所/松浦党研究会 ほか	
各種団体	文化財関連に関するイベント等の実施に係る連携
佐世保商工会議所/佐世保地域文化事業財団 ほか	
各教育機関	文化財の調査研究、保存・活用、人材育成に係る連携
長崎大学/長崎県立大学/長崎国際大学/佐世保工業高等専門学校/各市内高等学校/各市内中学校/各市内小学校 ほか	
専門的な活動団体	文化財の調査研究、保存・活用、人材育成に係る連携
吉井エコツーリズムの会/ふるさと自然の会/長崎県建築士会 他	

## 文化財保存活用地域計画の推進体制（案）

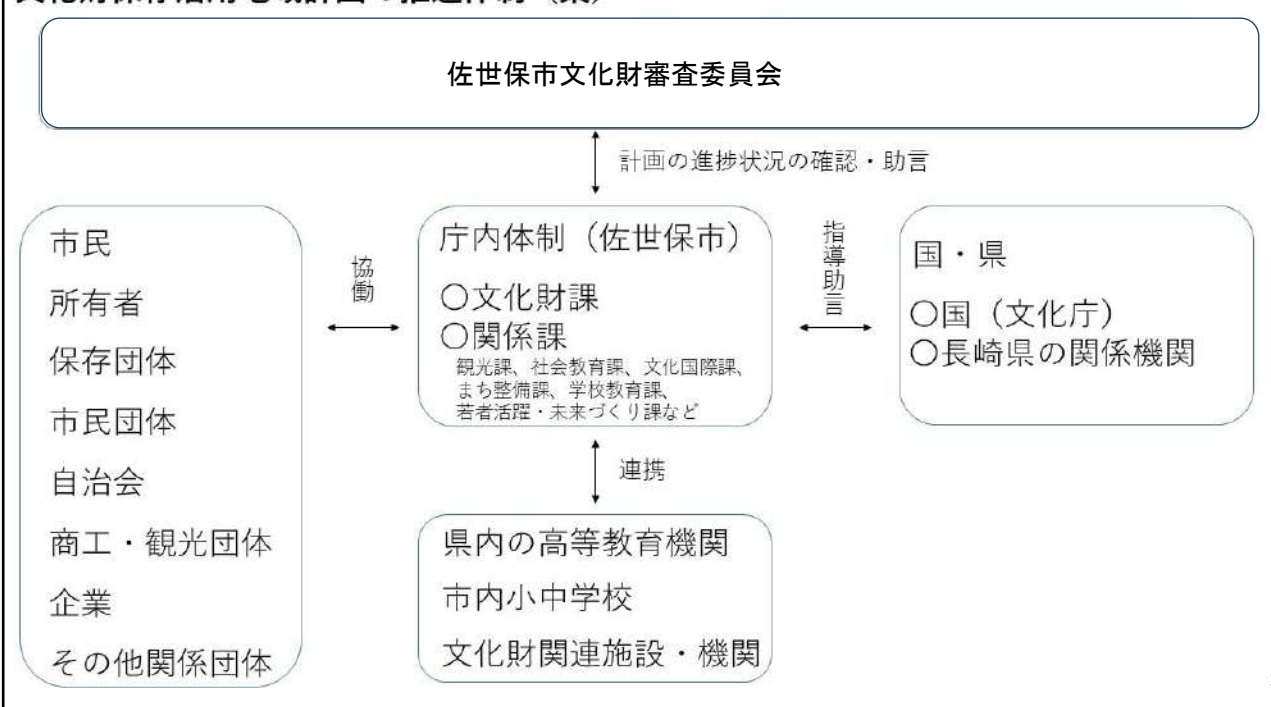


図 46 文化財保存活用地域計画の推進体制

---

## 2 防災・防犯、災害発生時の対応

### (1) 防災・防犯対策の基本的な考え方

近年、日本では、地震に伴う津波や記録的な豪雨など、大規模災害が増加する傾向にあり、地域の歴史や文化を今に伝える貴重な文化財についても、深刻な被害を受けるおそれが高まっています。

文化財は一度失われると復元が困難であり、被災による損失は地域の歴史的価値や文化的価値の喪失につながります。このため、文化財については、災害が発生してから対応するのではなく、平時から災害発生を想定した防災・減災の取組を進めておくことが不可欠です。

また、自然災害だけでなく、火災や盗難、破壊行為といった人為的要因による被害もあり、文化財建造物の火災や美術工芸品の盗難により文化財にが失われた事例が報告されています。県内においても、指定文化財建造物の焼損や仏像等を狙った盗難事案が発生しており、文化財の保存環境や保管状況に応じた防火・防犯対策を講じる必要があります。

先人から受け継いできた貴重な文化財を将来世代へ確実に引き継いでいくため、災害発生後の対応にとどまらず、平時から災害発生を想定した防災・減災対策を計画的に進め、文化財の被害の未然防止と被害の最小化を図ります。

### (2) 防災・防犯対策における連携体制の構築と地域ネットワークの強化

文化財の防災・防犯対策は、まず文化財の所有者や管理者が主体となって日頃から文化財の状態を把握し、適切な管理を行うことが、被害の未然防止につながります。しかし、個人や一団体のみで対応するには限界があるため、個人の対応に依存しない体制づくりが重要です。

本市では、市文化財課が中心となり、消防、警察等の関係機関と連携した防災・防犯体制の構築を図ります。あわせて、文化財が所在する地域住民、自治会、関係団体等との協力関係を強化し、平時から情報共有や意識啓発を行うことで、有事の際に迅速な対応が可能となる地域ネットワークの形成を図ります。

### (3) 文化財の種別に応じた防災・防犯対策の推進

動産文化財である美術工芸品や民俗資料は、火災や盗難のリスクが高いことを踏まえ、所有者と連携し、耐火性を考慮した保管環境の改善や周辺環境の整理を促進します。あわせて、防犯設備の整備や巡回体制の充実を図るとともに、文化財の写真や特徴を記録した管理台帳の整備を進め、盗難等発生時の迅速な対応へとつなげます。

また、必要に応じて博物館・美術館等の専門施設への寄託を促し、防災・防犯の両面から文化財の保全を図ります。

不動産文化財である文化財建造物については、老朽化や耐震性の不足が課題となる場合が多いことから、所有者等と連携し、耐震診断や耐震補強、防火設備の整備に向けた取組を支援します。重要な文化財建造物については、関係機関と協議しながら、文化財の特性に配慮した防災体制の構築や訓練の実施を図ります。史跡・名勝・天然記念物については、洪水や土砂災害、盗掘等のリスクを踏まえ、日常的な巡視や環境整備を進めるとともに、来訪者の安全確保に配慮した管理運営を図ります。

---

#### (4) 減災の視点を取り入れた事前対策の充実

本市では、防災・防犯対策に加え、災害発生時の被害を最小限に抑える減災の取組を重視します。ハザードマップ等を活用し、文化財が所在する地域の災害リスクを把握するとともに、その情報を所有者や関係機関と共有し、必要な対策の検討につなげます。

耐震対策が困難な場合においても、暫定的な補強や危険箇所への立入制限、公開方法の見直し等により、人的被害の防止と文化財の保全を図ります。また、彫刻や陶磁器等の破損しやすい文化財については、免震台の設置や固定方法の工夫により、地震時の転倒・破損防止を図ります。

#### (5) 災害発生時の対応

災害発生時には、県や関係機関と連携し、市内の文化財の被害状況を迅速かつ的確に把握し、情報の集約と共有を図ります。被災した文化財については、所有者等に対し、廃棄せず専門機関へ相談するよう周知するとともに、適切な応急措置や復旧につなげるための助言・支援を行い、被害の拡大を防ぎます。

あわせて、過去の災害時に文化財が価値を理解されないまま失われた事例を踏まえ、被災文化財の保存の重要性について、現地での説明や啓発を行います。

#### (6) 今後の取組みと継続的な体制整備

今後は、文化財台帳の整備・更新を進め、適切な情報管理を図るとともに、文化財保護指導委員や文化財保護ネットワークとの連携を強化し、日常的な巡視や情報共有を通じて、地域全体で文化財を守る体制の充実を図ります。

これらの取組を継続的に実施することで、本市の文化財を災害や人為的被害から守り、将来世代へ確実に継承していくことを目指します。

# 2月臨時教育委員会 (報告)

① 令和8年成人式典について (社会教育課)

・・・ P 1～P 2



# 令和8年 成人式典のふりかえり（総括）

1. 総括 HTB 等の関係者の協力を得て、新二十歳 1,865 人（対象者 2,279 人）に来場いただき開催することができた。

## （1）事前案内・周知

案内ハガキを送付しないことによる支障は無く、式典日時、事前申込み手続き、当日の注意事項等を周知することができていた。

- ・年末までに 1,800 人を超える事前申込みあり（問合せ少数）
- ・当日入国ゲートでの申込み未了者は 10 人程度にとどまった

【今回の周知方法】・6月～HP・SNS 掲載 ・11 月広報させぼ掲載 ・テレビ(TVS スポットインサセボ・させぼ市政だより)  
・ラジオ(FM させぼ) ・ポスター掲示(各地区コミセン、貸衣装業者、市内主要店舗、各種イベント等)  
・式典見どころインスタ動画配信(検討委員作成動画全 4 回) ・事前申込者向けリマインドメール(年末)

## （2）式典運営

式典対象者のトラブルの報告は無し、オンタイムで開式し予定より 5 分程度前倒しで式典終了

- ①式典会場へは約 600 人が入場【昨年より改善】∴ED アトラクション(歌劇団)、式典見どころをインスタ配信(検討委員)、SNS 空席状況発信、呼び込み 等
- ②着付け直しブース利用 46 人、ほかホール入口等での対応も多数(20 人程度)。利用者・協力者双方から好評だった【前回ブース利用 15 人】
- ③前回課題に挙げた JRA 施設(駐車場・ホール等)の立入制限時間や禁止区域の厳守については、事前の入念な打合せと対策によって問題は生じなかった

∴スタッフの詳細なタイムスケジュール作成、HTB・JRA との共有、スタッフ・来賓へリマインドメールの送信

- ④来賓駐車場が昨年より遠くなったため、来賓送迎用シャトルバス(市公用バス・HTB バン)を利用いただいた
- ⑤今年度は HTB の配慮で、式典対象である障害者の介添人も無料入場いただいた(実績 1 名)

※③④関連：今回までホール・駐車場は JRA 管理下<ウインズ佐世保「払戻しサービス」のみ継続中のため>だが、次回(R9 年式典時)は状況が変わる見込み

（3）企画内容・その他 検討委員 7 名、若者活躍未来づくり課等の協働により、取組みを行うことができた。

- ①My Frontier プロジェクト：ホワイトボードに“夢や挑戦”、テレビ佐世保がインタビュー撮影 ➡ 特別番組 1 月 18 日(日)午後 8 時～ <協力：テレビ佐世保>
- ②花束メモリーズ：ホワイトボードに“感謝”、園内 5 フォトブースで記念撮影(約 650 人利用) ➡ Sasebo<=>X で提供 <協力：佐世保西高・北高・SKI・若者活躍課>
- ③インスタ動画で式典の見どころを事前配信（全 4 回・平均 5,300 回以上の視聴）、事前周知の手段として有効だった

2. 対象者アンケート ※1/19 時点 95 人回答より抜粋

- ・成人式典にとっても満足・満足 86.3%
- ・今後も HTB で開催して欲しい 77.9%（前回 86.6）
- ・R10 年以降(アルカス改修後)も HTB 開催希望 60%
- ・保護者の入場料負担の改善希望 49.5%
- ・居住地… 市内 64.2%・市外 35.8%  
（※事前申込者 1,919 人の内訳は市内 63.5%・市外 36.5%）
- ・当日の交通手段… 親族送迎 66%、運転・友人車 25.5%

### 主な意見

- 保護者付き添い 1 人までは入場料無料や割引にして欲しい（複数あり）
- 雪の日や風の強い日は特設で無料室内エリアを設けて欲しい
- ハウステンボスらしい、風車や花が映る場所にカメラ台があると写真が撮りやすい
- 劇場入り口前は参加者が集まるので、車両通行止めにしてはどうか
- 会場までのルートをわかりやすくしてほしい
- 成人式らしい光景を市内の人が見られないのが残念（アルカスの時は賑やかで良かった）
- ライブ配信はほとんど画面がフリーズして観にくかった

# 令和8年 成人式典 実績概要

- 1 日 時** 令和8年1月11日(日) 開場 13時00分  
開式 14時00分
- 2 場 所** ハウステンボス歌劇大劇場 ※式典の様子をYouTubeライブ配信  
(14時開始)
- 3 式次第**
- OP アトラクション 6分
  - (舞台転換) 8分
  - (1) 開式のことば 1分
  - (2) 国歌・市歌斉唱 2分
  - (3) 式辞(市長) 6分
  - (4) 祝辞(議長) 4分
  - (5) 来賓紹介 3分
  - (6) 検討委員紹介 2分
  - (7) ハタチの企画 4分
  - (8) 二十歳の決意 8分
  - (9) 市民憲章 2分
  - (10)閉式のことば 1分
  - (舞台転換) 8分
  - ED アトラクション 16分
- (15時10分終了)
- 4 式典運営** 成人代表者(検討委員7名)が担当(総合司会、会場アナウンス、二十歳の決意、来賓紹介など)
- 5 来 賓** 【登壇】10名/国会議員、県議会議長、市議会議長、同副議長、海自佐世保地方総監、  
陸自水陸機動団長兼相浦駐屯地司令、市議会文教厚生委員長、同副委員長  
【会場内指定席】22名/県議会議員、市議会議員、ハウステンボス社長 以上計32名
- 6 参加者数** 対象者2,279人/事前申込1,919人/当日入国1,865人  
※会場入場者数は約600人(座席数最大900席) (\*ホール入場者数は画像からAIカウント)
- | 開催年 | R8     | R7     | R6     | R5     | R4     |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象者 | 2,279人 | 2,247人 | 2,327人 | 2,308人 | 2,284人 |
| 来場者 | 1,865人 | 1,831人 | 1,920人 | 1,795人 | 1,859人 |
| 率   | 81.8%  | 81.5%  | 82.5%  | 77.8%  | 81.4%  |
- 7 視 聴 数** YouTubeライブ配信「式典」1,607回 ※再生回数はいずれも1/15 18時時点  
インスタ動画事前配信(検討委員作成) ①4,632回、②5,470回、③5,263回、④5,850回
- 8 そ の 他** 着付けなおしブース利用者46人(この他、ホール入口で簡易手直し20人程度)

